

監査委員公表

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月29日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和仁
同	渡	辺	敏勝
同	中	島	浩介

平成 30 年度 包括外部監査結果報告書
(報告に添えて提出する意見書)

テーマ

長崎県の債権管理に関する事務の執行について
～未収金を中心に～

長崎県包括外部監査人
濱口 純吾

目 次

I	包括外部監査の概要	1
第1	外部監査の種類	1
第2	テーマについて	1
1	選定した特定の事件	1
2	特定の事件として選定した理由	1
第3	監査の視点	1
1	合規性・適法性の視点	1
2	経済性・効率性・有効性（3E）の視点	1
第4	監査対象	2
1	監査対象とした債権管理事務	2
第5	監査手続	4
1	調査票による予備調査	4
2	ヒアリング、関係書類の査閲	4
第6	監査（ヒアリング）日程	5
第7	監査実施者	7
1	包括外部監査人	7
2	補助者	7
第8	利害関係の有無	7
II	包括外部監査の結果報告・総論	8
第1	私債権（非強制徴収債権）の管理事務処理に関する法令等	8
1	はじめに	8
2	債権管理に関する法令等	8
3	私債権の管理事務の流れ	10
4	債権管理の各事務処理を定めている法令等	11
①	債権の発生	11

②	調停および納入の通知	17
③	督促	19
④	履行期限の繰り上げ	21
⑤	債権の申出等	23
⑥	催告, 納付相談, 分納誓約	26
⑦	保証人への請求等	28
⑧	抵当権の実行等	30
⑨	財産調査等	32
⑩	訴訟手続き等	36
⑪	強制執行	38
⑫	徴収停止	40
⑬	履行期限を延長する特約又は処分	44
⑭	時効の完成 (援用含む)	51
⑮	放棄	53
⑯	免除	57
第2	指摘事項・意見の検出	60
1	指摘事項・意見の定義	60
2	指摘事項・意見の概要	60
(1)	総括	60
ア	債権管理簿の不備	60
イ	実務上の分割納付の安易な適用	61
ウ	保証人に対する適切な請求等の不実施	61
エ	財産及び支払能力調査の不実施 (不十分な調査を含む)	62
オ	相続人調査の不実施 (不十分な調査を含む)	62
(2)	各所管課の指摘事項及び意見	62
ア	企画振興部	62
①	政策企画課	62

イ	県民生活部	63
	② 生活衛生課	63
ウ	環境部	63
	③ 廃棄物対策課	63
エ	福祉保健部	63
	④ 福祉保健課	63
	⑤ 医療人材対策室	64
	⑥ 障害福祉課	65
	⑦ 原爆被爆者援護課	65
オ	こども政策局	66
	⑧ こども未来課	66
	⑨ こども家庭課	66
カ	産業労働部	67
	⑩ 経営支援課	67
	⑪ 雇用労働政策課	67
キ	水産部	68
	⑫ 水産経営課（旧：漁政課）	68
	⑬ 漁港漁場課	69
ク	農林部	70
	⑭ 農林経営課	70
	⑮ 林政課	70
ケ	土木部	70
	⑯ 監理課	70
	⑰ 道路維持課	71
	⑱ 港湾課	72
	⑲ 住宅課	72

コ	教育庁	75
⑳	教職員課	75
サ	警察本部	75
㉑	会計課	75
III	包括外部監査の結果報告・各論	77
第1	政策企画課（島原振興局）	78
第2	生活衛生課	80
第3	廃棄物対策課	82
第4	福祉保健課	86
第5	医療人材対策室	92
第6	障害福祉課	99
第7	原爆被爆者援護課	107
第8	こども未来課	112
第9	こども家庭課	113
第10	経営支援課	120
第11	雇用労働政策課	127
第12	水産経営課	130
第13	漁港漁場課	138
第14	農業経営課	142
第15	林政課	147
第16	監理課	150
第17	道路維持課	153
第18	港湾課	159
第19	住宅課	167
第20	教職員課	181
第21	警察本部会計課	185

IV 監査人からの意見（提言）	191
第1 現状の課題	191
第2 意見（提言）	191
1 債権管理条例の制定	191
2 債権管理マニュアルの整備	192
3 長期収入未済債権を集約管理する専門部署の創設，外部専門機関への委託	193
第3 最後に	194
長崎県債権管理条例（案）	195
長崎県債権管理条例施行規則（案）	200
長崎県債権管理マニュアル（案）	202

I 包括外部監査の概要

第1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37に基づく包括外部監査

第2 テーマについて

1 選定した特定の事件

「長崎県の債権管理に関する事務の執行について～未収金を中心に～」

2 特定の事件として選定した理由

長崎県の平成29年度の一般会計歳入決算によれば、調定額は735,445,031,285円、収入済額は733,227,910,651円、不納欠損額は130,867,379円、収入未済額は2,086,253,255円である。「債権」は、長崎県の重要な財産であり、収入未済となっている債権（以下「未収金」という。）の回収は、長崎県にとって重要な事務である。また、誠実な納付者との公平性を確保するためには、「払わないもの得」を許さないよう、未収金の確実な回収を図る必要がある。

他方で、確実な回収、公平性の確保を追求するあまり、未収金の管理にかかるコストが過大になっているのではないかという疑問も生じるところであり、不納欠損処理を促進することで、財務の健全化、債権管理コストの削減を図る必要もある。

以上のとおり、未収金の確実・公平な回収、不納欠損処理の促進は、いずれも債権管理に関する事務の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営に資することになるため、上記「特定の事件」を監査することは重要であると思料する。

第3 監査の視点

1 合規性・適法性の視点

行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならないが、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要である。これらのことは債権管理事務においても妥当する。

よって、本監査においては、合規性・適法性の視点からの監査を行う。

2 経済性・効率性・有効性（3E）の視点

包括外部監査人は、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を監査するとされている（地方自治法252条の37第1項）。また、監査をするにあたっては、当該地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、住民の福祉の増進、最少の費用で最大の効果を挙げているか、組織・運営の合理化に努めているか、他の地方公共団体に協力を求めて規模の適正化を図っているか、という観点に特に留意すべきとされている（地方自治法252条の37第2項、同法2条14項、同条15項）。

そこで、本監査においては、これら3Eの視点を踏まえた監査も行う。

第4 監査対象

1 監査対象とした債権管理事務

平成29年度末時点で収入未済となっている税外債権の管理事務を本監査の対象とした。

税外債権の多くは、非強制徴収債権（私債権及び非強制徴収公債権）であって、滞納処分による強制徴収ができず、質問・検査及び搜索の権限もないため、収入未済となっている債権の管理・回収に困難が生じる。また、強制的に回収するには裁判所の手続きを用いるため、弁護士である監査人や補助者の知識、経験が活かしやすいと思料し、税外債権を監査対象にした。

なお、監査の焦点を債権管理の手法に当てることとし、収入未済債権の発生予防の観点には敢えて触れないこととした。

所管課		
1	企画振興部	政策企画課
2	県民生活部	生活衛生課
3	環境部	廃棄物対策課
4	福祉保健部	福祉保健課
5		医療人材対策室
6		障害福祉課
7		原爆被爆者援護課
8	こども政策局	こども未来課
9		こども家庭課
10	産業労働部	経営支援課
11		雇用労働政策課
12	水産部	水産経営課（旧：漁政課）
13		漁港漁場課
14	農林部	農業経営課
15		林政課
16	土木部	監理課
17		道路維持課
18		港湾課
19		住宅課
20	教育庁	教職員課
21	警察本部	会計課

第5 監査手続

実施した監査の流れは、以下のとおりである。

1 調査票による予備調査

全ての部署に対して調査票を配布し、取扱い債権の有無や収入未済となっている債権(未収金)の有無、債権管理の体制を調査した。

2 ヒアリング、関係書類の査閲

平成29年度末時点で収入未済となっている債権(未収金)を管理している所管課からヒアリングを行うとともに、債権管理簿等の関係書類閲覧を行い、必要に応じて追加ヒアリングを行った。

第6 監査（ヒアリング）日程

ヒアリング実施日	所管課
H30.8.7	県民生活部生活衛生課 教育庁教職員課
H30.8.9	福祉保健部こども政策局こども未来課 環境部廃棄物対策課 企画振興部政策企画課
H30.8.20	産業労働部雇用労働政策課 福祉保健部医療人材対策室
H30.8.21	農林部農業経営課 農林部林政課 福祉保健部原爆被爆者援護課 水産部水産経営課 水産部漁港漁場課
H30.8.22	土木部監理課 土木部道路維持課
H30.8.23	産業労働部経営支援課
H30.10.2	福祉保健部こども政策局こども家庭課
H30.10.4	土木部港湾課 警察本部会計課
H30.10.10	福祉保健部障害福祉課
H30.10.16	土木部住宅課
H30.10.29	福祉保健部障害福祉課
H30.10.30	土木部住宅課
H30.11.16	福祉保健部障害福祉課
H31.1.28	産業労働部雇用労働政策課

H31.1.29	産業労働部経営支援課 水産部水産経営課 教育庁教職員課
H31.1.31	環境部廃棄物対策課 土木部港湾課
H31.2.5	福祉保健部障害福祉課 農林部林政課 水産部漁港漁場課 警察本部会計課 土木部住宅課 県民生活部生活衛生課
H31.2.7	福祉保健部医療人材対策室 農林部農業経営課 福祉保健部原爆被爆者援護課 福祉保健部こども政策局こども家庭課

第7 監査実施者

1 包括外部監査人

濱口純吾（弁護士）

2 補助者

有馬理（弁護士）

青野悠（弁護士）

鮎川愛（弁護士）

第8 利害関係の有無

包括外部監査人，補助者いずれにおいても，包括外部監査の対象とした事件につき，地方自治法 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係は存在しない。

Ⅱ 包括外部監査の結果報告・総論

第1 私債権（非強制徴収債権）の管理事務処理に関する法令等

1 はじめに

本監査の対象とした税外債権の多くは非強制徴収債権であり、また、その主なものは私債権であることから、監査報告の冒頭において、長崎県の私債権管理事務に関し、現時点で定められている法令等を整理しておく。

前述のとおり、行政は、法律による行政の原理に従って運営されなければならない、法律や条例、その下にある規則、要綱等に従って適正に行われることが必要であるから、長崎県における債権管理も次のような法令等に従って行われるべきことになる。

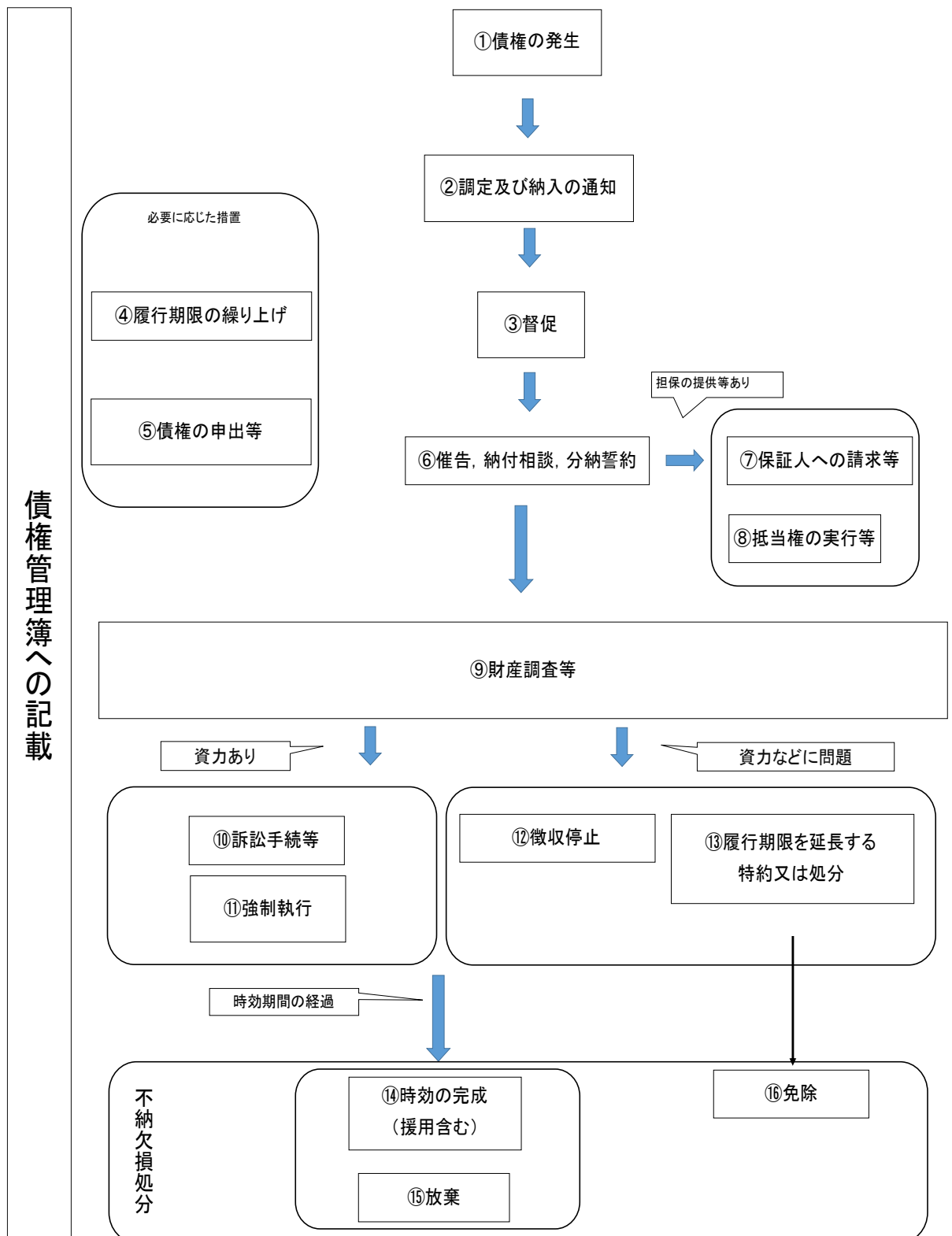
2 債権管理に関する法令等

長崎県の債権管理に関する法令等は次のとおりである。

- ・ 地方自治法（以下「法」という。）
- ・ 地方自治法施行令（以下「令」という。）
- ・ 長崎県税外収入延滞金条例
- ・ 長崎県財務規則（以下「財務規則」という。）
- ・ 長崎県債権管理規程（以下「債権管理規程」という。）
- ・ 債権の管理について（昭和42年10月1日42財第218号総務部長通知）
- ・ 長崎県債権管理規程の運用について（平成27年9月15日27財第80号財務課長通知）（以下「債権管理規程の運用について」という。）
- ・ 権利の放棄に係る議決を求める基準

これらの法令等を，私債権の管理事務処理ごとに整理し，長崎県の債権管理が，各事務処理において，定められた法令等に従っているか，合規性・適法性の監査を行った。

3 私債権の管理事務の流れ



4 債権管理の各事務処理を定めている法令等

① 債権の発生

契約等，私法上の原因により債権が発生すると，債権管理の事務が始まる。

債権管理の最初の事務としては，証拠書類の収集，整理，保管，債権管理簿の作成がある。証拠書類は，原本によるのが原則であり，債権管理簿の記載事項や記載要領は「債権の管理について」に詳細が規定されている。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 財務規則 149 条， 150 条， 162 条
- ・ 債権管理規程 5 条
- ・ 債権の管理について第 2 ・ 8

【法令等の内容】

◆ 財務規則

(証拠書類)

第 149 条 収入，支出の証拠書類とは，次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 収入については，課税の基礎となった書類，調定決議書兼通知書，契約書，更正書類，領収証書類その他収入の基礎又はその事実を証する書類

(証拠書類の原則)

第 150 条 証拠書類は，原本に限る。ただし，原本によることができないときは，その事実を証明した書類によりこれに代えることができる。

(債権管理簿)

第 162 条 主管部局の長は，債権管理簿を備え，その所管に属する債権が発生し，若しくは県に帰属したとき又は当該債権が他の主管部局の長から引き継がれたときは，別に定めるところにより，直ちに債権管理簿に記載しなければならない。債権管理簿の記載事項に異動があったときも，同様とする。

2 前項に規定する債権管理簿の様式は、総務部長が定めるものとする。

◆債権管理規程

(債権管理簿への記載)

第5条 部局の長は、その所管に属する債権で、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める時期に債権管理簿（様式第1号）に記載しなければならない。ただし、様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできる。

(1) 履行期限の到来するまでの期間が2会計年度以上にわたる債権 当該債権が発生し、又は県に帰属したとき。

(2) 調定済みでその年度にその全部の履行がなされなかった債権（前号に該当するものを除く。）出納閉鎖後遅滞なく。

2 部局の長は、その所管に属する債権で債権管理簿に記載したものについて、その管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき、又はその管理に関する事実で当該事務の処理上必要なものがあると認めるときは、そのつど遅滞なくこれらの内容を債権管理簿に記載しなければならない。

◆債権の管理について

第2 債権の管理に関する事項

8 債権管理簿

ア 債権管理簿の様式が定められた（規程第5条、様式第1号）こと。

イ 債権管理簿は、部局の長が備えるものとされている（規則第162条）が、実際は、各所管の課長及び出先機関の長が備えるものである（規程第3条）こと。

ウ 債権管理簿に記載しなければならない債権について、次のとおり定められた（規程第5条第1項）こと。

- (1) 履行期限の到来する期間が2会計年度以上にわたる債権
- (2) 過年度未収金に係る債権

これは本来すべての債権について、債権管理簿に記載すべきものであるが、現年度の歳入に係る債権については歳入徴収簿（規則第22条、様式第4号）によって十分債権の管理が行えるものであるから、記載を省略するものであること。したがって、現年度の歳入に係る債権については、歳入徴収簿が同時に債権管理簿としての機能を有するものであること。

エ 規程の施行に伴い、過年度未収金債権については、すべて債権管理簿に記載しなければならないものであること。

履行期限の到来する期間が2会計年度以上にわたる債権で、昭和43年度以降にまたがるものについては、その発生時に遡ってすべての経過を債権管理簿に記載しなければならないものであること。なお、現に各種貸付金台帳、奨学資金台帳等法令その他による台帳等に記載整理されているものについても、今後（昭和42年度以降）新たに発生する債権については、債権管理簿によらなければならないものであるが、特別の事情により債権管理簿によることが著しく困難であるものについては、あらかじめ財政課と協議のうえ、当分の間、従来在台帳によることができるものであること。これは、事務の繁雑化及び混乱を避けるためのあくまで例外的、過渡的な措置であり、この場合においても、現在の台帳等の記載事項が債権の管理上不十分であるものについては、備考欄等の活用又は様式の整備等により、その管理事務の処理にさし支えのないよう特に留意されたいこと。

オ 債権管理簿の記載要領は、次のとおりであること。

- (1) 原則として、債権ごとに別葉とするが、同一種類、同一名称の債権で同一債務者に対し継続的に発生したもの（例えば奨学資金等）については、発生年度ごとに取りまとめて記載するものであること。
- (2) 「発生年度」は、履行期限の到来する期間の2会計年度以上にわたる債権については、当該債権が発生（帰属）した日の属する年度とし、過年度未収債権については最初に調定をした日の属する年度とすること。
- (3) 債権の「種類」は、原則として歳入科目の項により分類すること。この場合において、過年度未収債権については、最初に調定をしたときの科目によるものであること。
- (4) 債権の「名称」は、発生年度及び債務者とともに、その債権が特定するよう具体的に記載すること。
- (5) 「債務者の住所」欄は、法人にあってはその所在地を、「債務者の氏名」は法人にあってはその名称及び代表者の氏名を記載すること。
- (6) 「発生年月日」欄は債権が発生した日又は県に帰属した日を記載するものとし、「消滅年月日」は債権が消滅した日を記載すること。
- (7) 「発生原因」欄には、債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過がわかる程度に要点を記載すること。
- (8) 「債権金額」欄には、債権の元本ともいうべき債権金額を記載するものであり、「利率」欄には貸付金債権のように債権の内容が当然に利子を生ずるものについてその利率を記載すること。
- (9) 「債権発生の状況」欄は、奨学資金等のように一会計年度において同種、同名称の債権が数回にわたって発生したものについて、その発生年月日ごとに内訳を記載するものであり、これらの合計金額が「債権金額」と一致するものであること。

(10)「債権の履行の方法」欄は、債権の履行期限が2通り以上あるものについて履行期限ごとに内訳を記載するものとし、これらの合計金額も「債権金額」と一致するものであること。

(11)「調定の状況」欄は、債権の履行期限の到来に伴って調定を行ったものを調定ごとに区分して記載するとともに、未調定の債権金額を記載するものであること。

(12) (裏面)の「履行の方法」欄は、債権の履行期限の到来に伴って調定が行われた時に、履行期限ごとにその金額(元本)を記載するものであり、同欄の「履行期限」及び債権金額の「元本」は最終的には(表面)の履行の方法の欄と一致するものであること。

なお、「利子」欄には、貸付金に係る債権で債権の内容として当然に利子を生ずるものについては、それぞれの履行期限までの期間に係る利子(遅延利息等を除く。)の額を記載するものであること。

(13)「債権の消滅」の欄は、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限ごとに債権の履行された(収入された)年月日ごとに別行に収入された元本、利子、延滞金等を記載するものであるが、「延滞金等」とは、公法上の債権に係る延滞金に限らず、私法上の債権に係る遅延利息又は違約金等をも含むものであり、「期間」は収入された延滞金等の生じた期間を「割合」はその率を、「金額」はその額を記載し、そのうち収入された金額を「消滅額」に記載し、さらに残額があれば「残額」に記載すること。

(14)「納入通知」及び「督促状」の欄については、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限の債権ごとに「債権の消滅」の欄とは無関係に記載するものであること。

(15)「債権の管理に関する事項」及び「備考」の欄には、強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載するものであること。

カ 債権管理簿に記載した債権について、管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき又はその管理に関する事実で当該事務処理上必要があると認めるときは、そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならないとされている（規則第5条第2項）が、おおむね次のような場合であること。

(1) 債権の管理に関する事項及び備考の欄に記載している事項に変更があったとき。

(2) 担保の変更，担保の増加，保証人の変更等があったとき。

(3) 債務者から債務証書の提出があったとき。

(4) 債務名義を取得するためになすべき必要な行為を行ったとき。

キ 債権について徴収停止の措置をとったときは、債権管理簿（記載を省略した債権については台帳等）の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「徴収停止」（年月日）と赤で表示するとともに、徴収停止整理簿（規程様式第2号）に記載するものとし、徴収停止の措置をとりやめたときは、徴収停止整理簿の記載事項をまっ消するとともに債権管理簿の該当欄に「徴収停止取消し」（年月日）と赤で表示するものである（前述5のカ参照）こと。

ク 債権について履行期限の繰上げ又は履行延期の特約等をしたときは、債権管理簿の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「履行期限繰上げ」又は「履行延期」と赤で表示し、必要に応じて記載事項を整理するものであること。

ケ 次に掲げる場合には、その債権に係る金額を「債権の消滅」の欄に不納欠損処分として赤で記載するとともに当該「備考」の欄にそれぞれの表示を赤

で行うものであること。

(1) 消滅時効が完成したとき。 「時効完成」

(2) 権利の放棄をしたとき。 「権利放棄」

(3) 債権の免除をしたとき。 「免除」

コ 寄附金については規定の適用外とされているが、寄附金についても特殊なものについては、一般の債権に準じて債権管理簿に記載されたいこと。

②調定及び納入の通知

調定とは、歳入に計上すべき入金が見込まれるときに、その収入の金額、歳入予算科目、納入義務者の氏名（名称）などを調査し、行政庁内部の決裁をして決定する事務処理のことである。歳入の調定をしたときには、原則として、納入義務者に対し納入の通知をしなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法 231 条
- ・地方自治法施行令 154 条
- ・財務規則 17 条， 20 条 22 条

【法令等の内容】

◆地方自治法

(歳入の収入の方法)

第 231 条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

◆地方自治法施行令

(歳入の調定及び納入の通知)

第 154 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

◆財務規則

(歳入の調定)

第 17 条 歳入徴収者は、その所掌に属する歳入を徴収しようとするときは、第 154 条の規定に基づき、直ちに調定をしなければならない

(分納金及び返納金の調定)

第 20 条 歳入徴収者は、法令の規定又は契約により、歳入について分割して納付させる処分又は特約をしている場合においては、当該処分又は特約に基づいて、納期の到来するごとに、当該納期に係る分納金について調定しなければならない。ただし、年額で調定できるものについては、この限りでない。

(納入の通知)

第 22 条 歳入徴収者は、歳入の調定（第 19 条の規定による調定を除く。）をしたときは、歳入徴収簿（様式第 4 号）に登録し、次に掲げるものを除き、納入義務者に納入の通知をしなければならない。

- (1) 第 19 条の規定による調定に係る歳入
- (2) 第 20 条第 2 項の規定による返納金の調定に係る歳入
- (3) 令第 154 条第 2 項に掲げる納入の通知を要しない歳入

③督促

納入通知等で指定した納期限までに履行されない場合には、督促を行わなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条
- ・ 地方自治法施行令 171 条
- ・ 財務規則 163 条
- ・ 債権の管理について第 2・1
- ・ 長崎県税外収入延滞金条例 2 条

【法令等の内容】

◆地方自治法

(債権)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置

をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

(督促)

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

◆財務規則

(督促の手續)

第 163 条 法第 231 条の 3 又は令第 171 条の規定による督促は、督促日から起算して 20 日（県の休日を含む。）以内の期限を指定した督促状（様式第 62 号）によってしなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

1 督促

ア 督促は、公法上の債権については法第 231 条の 3 第 1 項に規定により、私法上の債権については令第 171 条の規定により行うものであること。

イ 督促は、督促状発行の日から 20 日以内の期限を指定した督促状によって行わなければならないとされた（規則第 163 条）が、この督促状の発行は、従来どおり原則として履行期限経過後 20 日以内に行うものであること。

ウ 督促状の様式は、公法上の債権に関する督促については規則様式第 62 号その 1 によるものであり、私法上の債権に関する督促については同様式その 2 によるものである（規則第 163 条）こと。

エ 公法上の債権については、督促をした場合には、納期限の翌日から当該債権の完納の日までの日数に応じ 100 円について、督促状を發した日から起算して 10 日を経過した日以前の期間については 1 日 2 銭、その翌日以後の期間については 1 日 4 銭の延滞金を徴収しなければならないものである（長崎県税外収入延滞金条例）こと。

◆長崎県税外収入延滞金条例

(延滞金)

第2条 知事は、法第231条の3第1項の規定により分担金、使用料、手数料及び過料その他の収入（以下「税外収入」という。）の納付について督促した場合において、その督促した税外収入の額が100円以上であるときは、納期限の翌日から当該税外収入の完納の日までの日数に応じ、当該税外収入（100円未満の端数があるときは、切り捨てる。）につき年14.6パーセント（督促状を発した日から起算して10日を経過した日以前の期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した額の延滞金を徴収しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。

- (1) 延滞金が10円未満であるとき。
- (2) 督促状の指定期限までに納入義務者が税外収入を完納しないことについて、交通のと絶その他やむを得ない事情があると認められるとき。

④履行期限の繰り上げ

債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法施行令171条の3
- ・財務規則164条
- ・債権の管理について第2・3

【法令等の内容】

◆地方自治法施行令

(履行期限の繰上げ)

第 171 条の 3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができ理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 171 条の 6 第 1 項各号の 1 に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

◆財務規則

(履行期限の繰上げの手續)

第 164 条 令第 171 条の 3 の規定による履行期限を繰り上げる旨の通知は、履行期限繰上通知書（様式第 63 号）により行わなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

3 履行期限の繰上げ

ア 債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき等後述（6 のオ参照）の履行延期の特約又は処分をすることができる場合その他特に支障がある場合を除き、すみやかに当該債務者に対し履行期限繰上通知書（規則様式第 63 号）を送付しなければならない（規則第 164 条）こと。

イ 履行期限の繰上げは、期限の利益が債務者の利益のために有するものであるから、特約又は法令の規定に基づかなければできないものであるが、「履行期限を繰り上げることができる理由」（令第 171 条の 3）とは、次のような場合であること。

(1) 契約に一定の事由に該当する場合は、履行期限を繰り上げる旨の特約がある場合においてその事由に該当するとき。

(2) 債務者が (イ) 破産の宣告を受けたとき。

(ロ) 自ら担保をき減し又はこれを減少したとき。

(ハ) 担保を提供する義務を負いながらこれを供しないとき (民法第 137 条)。

(3) 会社が解散したとき (商法第 125 条, 第 147 条, 第 430 条, 有限会社法第 75 条第 1 項)。

⑤ 債権の申出等

債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合、法令の規定により債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 4
- ・ 債権の管理について第 2・4

【法令等の内容】

◆地方自治法

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

(債権の申出等)

第 171 条の 4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産
手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定によ
り当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出
をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければな
らない。

2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全
するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保
証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続を
とる等必要な措置をとらなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

4 債権の申出その他保全措置

ア 部局の長は、その所管に属する債権について債務者が強制執行又は破産の
宣告を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者と
して配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにその措
置をとらなければならない（令第 171 条の 4 第 1 項）こと。

イ 「債務者が強制執行又は破産の宣告を受けたこと等」とは、次のような事
由が生じた場合であること。

- (1) 債務者が強制執行を受けたこと。
- (2) 債務者が租税その他公課について滞納処分を受けたこと。
- (3) 債務者の総財産について競売の開始があったこと。
- (4) 債務者が破産の宣告を受けたこと。

(5) 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。

(6) 債務者である法人が解散したこと。

(7) 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。

(8) 以上の場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

ウ その他債権の保全のための措置として、必要に応じ次のような措置をとらなければならないものである（令第171条の4第2項）こと。

(1) 担保の提供又は必要に応じ増担保の提供又は担保の変更を求めること。

「担保の提供」を求める場合は、国債、地方債、確実な社債、その他の有価証券、土地、保険に付されている建物、船舶、自動車、建設機械等の確実なものに限るべきである（規程第7条）、担保の価値が減少したときは増担保の要求をすべきであること。

(2) 保証人の保証を求め、又は必要に応じて保証人の変更を求めること

(3) 担保権の設定について、登記、登録、その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとる（規程第9条）こと。

(4) 仮差押え又は仮処分の手続をとること。

(5) 法令の規定により県が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うこと。

(6) 債務者が県の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令の規定により県が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときは、その取消しを請求すること。

(7) 債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとること。

債権債務関係は、結局は債務者の一般財産を引当てとしているもので

あるから、常に債務者の資産状況等に注意し、債務者の財産状態が危機に瀕するときには、時機を失しないよう適宜の措置をとり、債権の確保を図らなければならないものであること。

⑥ 催告，納付相談，分納誓約

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、催告（履行の請求）を続けることになる。

債務者が分割弁済を希望するなどした場合、実務上、分割納付を認めているが、これは、履行期限の延長等とは異なり、法的位置づけが曖昧な債務者の一方的な申し出でしかないことから、安易に行うべきではない。やむを得ず分割納付を認める場合は、履行期限の延長等と同様に、財産状況の調査等を行い、分割期間等を適切に判断しなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・債権管理規定の運用について 3

【法令等の内容】

◆債権管理規定の運用について

3. 具体的内容

(1) 債務者の財産状況の把握

① 調査項目

地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う。

- ・金融機関に対する取引状況の照会
- ・法務局に対する不動産登記事項証明書の申請
- ・市町に対する住民税及び固定資産税の照会

・運輸支局に対する普通自動車の照会 等

② 手順・留意事項

財産状況の把握は、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出や債務者（滞納者）の同意を得て調査を行う。

調査については、今後作成する様式により関係先へ照会を行うとともに、照会にあたっては、地方自治法第 240 条第 2 項に基づく行政目的に沿ったものであることを説明し協力を依頼する。

③ その他

- ・貸付申込時に各種財産調査に対する同意書の提出を求めるなど、債務不履行時に適切な対応がとれるような制度改善に努める。
- ・必要に応じて、民間調査機関の利用等も検討する。
- ・長崎県個人情報保護条例に基づいた適正な取扱いを徹底する。

(2) 財産状況等を踏まえた分割納付や履行期限の延長等への対応

① 分割納付等の対応を行う場合の生活困窮度の判断

財産調査の結果を踏まえ、地方税法や国税徴収法基本通達を参考に、債務者の個別事情を考慮のうえ判断を行う。

その際の参考となるよう、各所管における分割納付等の代表的事例を収集・蓄積し、全庁的に共有する。

② 分割納付等の期間

分割納付等の期限は地方税法における徴収猶予の取扱いに準じ、1年以内を基本とする。

なお、生活困窮度や滞納額等の状況から、やむを得ず1年を超える期間を設定する場合にあっても、地方自治法施行令第171条の6や債権管理規定第4条の趣旨を踏まえ、適切な期間設定に留意する。

③ その他

- ・上記履行がなされなかった場合の対応については、現行債権管理規定に基づき、原則どおり対応する。
- ・法令に依拠しない、いわゆる実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図る。

⑦ 保証人への請求等

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合や履行延期の特約等をする場合などを除き、保証人の保証がある債権については、保証人に対して履行を請求しなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法 240 条 2 項
- ・地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号
- ・債権管理規程 6 条
- ・債権の管理について第 2・2・イ・(2)

【法令等の内容】

◆地方自治法

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

(強制執行等)

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

◆債権管理規程

(保証人に対する履行の請求)

第 6 条 部局の長は、その所管に属する債権について、令第 171 条の 2 第 1 号の規定により保証人に対して履行を請求する場合は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を保証人に送付しなければならない。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 履行すべき金額
- (3) 履行を請求する理由
- (4) 履行期限
- (5) その他必要な事項

◆債権の管理について

第2 債権の管理に関する事項

2 強制執行

イ 強制徴収により徴収する債権を除く公法上の債権及び私法上の債権について、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合（規程第10条）又は履行延期の特約等をする場合（規程第12条）その他、国、他の地方公共団体等高度の公共性を持っている者について特別の事情があると認められる場合を除き、次の措置をとらなければならないものである（令第171条の2）こと。

（2）保証人の保証がある債権については、保証人に対して履行を請求する（規程第6条）こと。

⑧ 抵当権の実行等

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合や履行延期の特約等をする場合を除き、担保の付されている債権については、当該債権の内容に従いその担保を処分し、又は競売その他担保権の実行の手続を執らなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法 240 条 2 項
- ・地方自治法施行令 172 条の2 第1号
- ・債権の管理について第2・2・イ・(1)

【法令等の内容】

◆地方自治法

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団

体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- 一 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

2 強制執行

- イ 強制徴収により徴収する債権を除く公法上の債権及び私法上の債権について、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合（規程第 10 条）又は履行延期の特約等をする場合（規程第 12 条）その他、国、他の地方公共団体等高度の公共性を持っている者について特別の事情があると認められる場合を除き、次の措置をとらな

なければならないものである（令第171条の2）こと。

（1）担保の附されている債権については、当該債権の内容に従いその担保を処分し、又は競売その他担保権の実行の手続をとること。

ここで「担保」とは、民法に定める担保物権（留置権、先取特権、質権及び抵当権）のほか、買戻（民法第579条～第585条）、譲渡担保をも含み、また商事留置権（商法第51条、第521条、第557条）地代の先取特権（借地法第13条、第14条）等民法以外の法律に基づくものをも含むものであり、「担保を処分する」とは、動産質等流質の認められる場合において流質するとき（民法第354条）、債権質権を行使するとき（民法第367条）等をいう。

⑨ 財産調査等

債務者等に滞納が続く等の事情が生じた場合には、財産状況の調査や時効中断の措置などを適切に行い、債権の確保を図らなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条 2 項
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 4 第 2 項
- ・ 債権管理規程 4 条
- ・ 債権の管理について第 2・4・ウ・(7)
- ・ 債権管理規程の運用について

【法令等の内容】

◆地方自治法

（債権）

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共

団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

(債権の申出等)

第 171 条の 4

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

◆債権管理規程

(管理の基準)

- 第 4 条 債権の管理に関する事務は、法令及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも県の利益に適合するように処理しなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

4 債権の申出その他保全措置

ウ その他債権の保全のための措置として、必要に応じ次のような措置をとらなければならないものである（令第 171 条の 4 第 2 項）こと。

- (7) 債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとること。

債権債務関係は、結局は債務者の一般財産を引当てとしているもので

あるから、常に債務者の資産状況等に注意し、債務者の財産状態が危機に瀕するときには、時機を失しないよう適宜の措置をとり、債権の確保を図らなければならないものであること。

◆債権管理規程の運用について

1 趣旨

長崎県債権管理規程に基づく債権管理のさらなる推進のため、同規程第4条の趣旨を踏まえ、各所管部署における債権管理の適切かつ統一的な運用を図るため、滞納時における債務者の財産状況の把握等の標準的な取扱いを定めるもの。

2 対象となる債権

強制調査など滞納処分規定のない、非強制徴収公債権および私債権を対象。

3 具体的内容

(1) 債務者の財産状況の把握

① 調査項目

地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う。

- ・金融機関に対する取引状況の照会
- ・法務局に対する不動産登記事項証明書の申請
- ・市町に対する住民税及び固定資産税の照会
- ・運輸支局に対する普通自動車の照会 等

② 手順・留意事項

財産状況の把握は、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出や債務者（滞納者）の同意を得て調査を行う。

調査については、今後作成する様式により関係先へ照会を行うとともに、

照会にあたっては、地方自治法第 240 条第 2 項に基づく行政目的に沿ったものであることを説明し協力を依頼する。

③ その他

- ・貸付申込時に各種財産調査に対する同意書の提出を求めるなど、債務不履行時に適切な対応がとれるような制度改善に努める。
- ・必要に応じて、民間調査機関の利用等も検討する。
- ・長崎県個人情報保護条例に基づいた適正な取扱いを徹底する。

(2) 財産状況等を踏まえた分割納付や履行期限の延長等への対応

① 分割納付等の対応を行う場合の生活困窮度の判断

財産調査の結果を踏まえ、地方税法や国税徴収法基本通達を参考に、債務者の個別事情を考慮のうえ判断を行う。

その際の参考となるよう、各所管における分割納付等の代表的事例を収集・蓄積し、全庁的に共有する。

② 分割納付等の期間

分割納付等の期限は地方税法における徴収猶予の取扱いに準じ、1 年以内を基本とする。

なお、生活困窮度や滞納額等の状況から、やむを得ず 1 年を超える期間を設定する場合にあっても、地方自治法施行令第 171 条の 6 や債権管理規程第 4 条の趣旨を踏まえ、適切な期間設定に留意する。

③ その他

- ・上記履行がなされなかった場合の対応については、現行債権管理規程に基づき、原則どおり対応する。
- ・法令に依拠しない、いわゆる実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあっては、安易に適用しないよう運用の改善を図る。

4 その他

取扱いについては、未収金対策検討会議等において検証を行うとともに、地方税における猶予制度の見直し等も参考にしながら、さらなる債権管理の推進に向け、引き続き見直しや改善に努めることとする。

⑩ 訴訟手続き等

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合や履行延期の特約等をする場合などを除き、担保の付されていない債権や保証人の保証がない債権などについて、訴訟手続又は非訟事件の手続により履行を請求しなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・地方自治法 240 条 2 項
- ・地方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号
- ・債権の管理について第 2・2・イ（4）

【法令等の内容】

◆地方自治法

（債権）

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆地方自治法施行令

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に

規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

三 前二号に該当しない債権（第一号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

2 強制執行

イ 強制徴収により徴収する債権を除く公法上の債権及び私法上の債権について、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合（規程第 10 条）又は履行延期の特約等をする場合（規程第 12 条）その他、国、他の地方公共団体等高度の公共性を持っている者について特別の事情があると認められる場合を除き、次の措置をとらなければならないものである（令第 171 条の 2）こと。

（4）担保の附されていない債権、保証人の保証がない債権、担保権の実行のための措置をとり、若しくは保証人に対して履行の請求をしてもなお履行されない債権又は債務名義のない債権については、訴訟手続又は非訟事件の手続により履行を請求すること。

「訴訟手続による履行の請求」には、給付の訴えの提起（民事訴訟法第 223 条）及び支払命令の申立（民事訴訟法第 430 条）、起訴前の和

解（民事訴訟法第 356 条）、破産の申立（破産法第 132 条）等がある。

「非訟事件の手続による履行の請求」には、資本金の 10 分の 1 以上の額の債権者として行う更生手続開始の申立（会社更生法第 30 条）、私法上の債権について紛争を生じた場合の裁判所への調停の申立て（民事調停法第 2 条）等がある。

⑪ 強制執行

債務者等に対し、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合や履行延期の特約等をする場合などを除き、債務名義のある債権については、強制執行の手続を執らなければならない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条 2 項
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 2 第 2 号
- ・ 債権の管理について第 2・2・イ・(3)

【法令等の内容】

◆ 地方自治法

（債権）

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

◆ 地方自治法施行令

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項

に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

2 強制執行

イ 強制徴収により徴収する債権を除く公法上の債権及び私法上の債権について、督促状を送付した後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置をとる場合（規程第 10 条）又は履行延期の特約等をする場合（規程第 12 条）その他、国、他の地方公共団体等高度の公共性を持っている者について特別の事情があると認められる場合を除き、次の措置をとらなければならないものである（令第 171 条の 2）こと。

(3) 債務名義のある債権については、強制執行の手続をとること。

「債務名義」とは、一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、国の強制力によって執行されるべき執行力が法律によって付与された公正の文書であるが、何が債務名義となるかは民事訴訟法（第 203 条，第 443 条，第 497 条，第 515 条，第 559 条，第 560 条，第 802 条等）その他の法律（破産法第 287 条，会社更生法第 245 条，民事調停法第 16 条，第

31 条等) に規定されているが、確定の給付判決、仮執行宣言附の終局判決、支払命令、公正証書で直ちに強制執行を受くべき旨を記載したもの、訴訟上の和解又は請求の認諾を記載した調書、調停調書、債権表の記載等がその主なものである。

「強制執行」とは、私法上の請求権の現実的履行を国が強制的に実現する手続であって、国の執行機関に対して執行の実施を求める権利は、債務名義に基づいて発生する。強制執行の手続は、司法権の作用として執行機関(執行吏又は執行裁判所)が行うもので、強制執行をするには、その旨を執行機関に申し出ることを要することになる。

⑫ 徴収停止

徴収停止とは、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権で、積極的に管理事務を継続することの実効性が認められないものについて、担保及び証拠物件等の保存以外の債権の保全及び取立を要しないものとしていわゆるたな上げの整理をする内部措置であり、債務者との間に特別の法律上の効果を及ぼすものではない。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条 3 項
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 5
- ・ 債権管理規程 10 条
- ・ 債権の管理について第 2 ・ 5

【法令等の内容】

◆地方自治法

(債権)

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

◆地方自治法施行令

(徴収停止)

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

三 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

◆債権管理規程

(徴収停止の手続)

第10条 部局の長は、その所管に属する債権について令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとろうとする場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面により知事の承認を受けなければならない。

- (1) 令第171条の5各号に掲げる場合の一に該当する理由
- (2) 徴収停止の措置をとることが債権の管理上必要であると認める理由
- (3) 令第171条の5第1号に掲げる場合にあっては、債務者の業務又は資産に関する状況
- (4) 令第171条の5第2号に掲げる場合にあっては、債務者の所在その他必要な事項

2 部局の長は、徴収停止の措置をとったときは、債権管理簿に「徴収停止」の表示をするとともに、徴収停止管理簿（様式第2号）に記載しなければならない。

(徴収停止の取消し)

第11条 部局の長は、その所管に属する債権について令第171条の5の規定により徴収停止の措置をとった後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当となったことを知ったときは、遅滞なくその措置を取りやめなければならない。

2 部局の長は、前項の規定により徴収停止の措置をとりやめたときは、債権管理簿に「徴収停止取消し」の表示をするとともに、徴収停止管理簿から前条第2項の規定により記載した事項をまっ消ししなければならない。

◆債権の管理について

第2 債権の管理に関する事項

5 徴収停止

ア 債権の徴収停止とは、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない県の債権で、積極的に管理事務を継続することの実効が認められないものについて、担保及び証拠物件等の保存以外の債権の保全及び取立を要しないものとしていわゆるたな上げの整理をする県の内部措置であって、債務者との間に特別の法律上の効果を及ぼすものではないものであること。したがって、徴収停止の措置をとった債権については、履行がなされた場合は当然受領しなければならないものであること。

イ 強制徴収により徴収する債権については、徴収停止の措置をとることができないものであること。

ウ 徴収停止をすることができるのは、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権で、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認められるときである（令第171条の5）のこと。

（1）法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

このような場合は、本来なら当然破産宣告がなされていなければならない状況におかれているわけであるが、その手続がとられないまま看板又は名前だけであって、もはや法人としての実態がないと認められる場合である。

(2) 債務者の住所が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用（優先債権等の金額を含むと考えてよい。）をこえないと認められるときその他これに類するとき。

「これに類するとき」とは、債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと認められるとき等の場合である。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

「取立てに要する費用」とは、督促状の郵便料や臨宅督促に要する費用等取立てに要する直接経費のことで、強制執行に要する費用までは含まれないと解される。

エ 部局の長は、徴収停止の措置をとろうとするときは、知事の承認を受けなければならないとされた（規程第 10 条第 1 項）こと。

オ 徴収停止の措置をとった債権について、債務者の資産状況の好転等により前述ウに該当しなくなったときは、遅滞なく徴収停止の取消しをしなければならないものである（規程第 11 条第 1 項）こと。

カ 部局の長は、徴収停止又は徴収停止の取消しの措置をとったときは、債権管理簿にその旨を表示するとともに、徴収停止整理簿に記載しなければならないものである（規程第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項）こと。

⑬ 履行期限を延長する特約又は処分

履行期限を延長する特約又は処分とは、契約又は行政処分によって定められている履行期限を事後において延長することである。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 240 条 3 項
- ・ 地方自治法施行令 171 条の 6
- ・ 債権管理規程 12 条ないし 14 条
- ・ 債権の管理について第 2・6

【法令等の内容】

◆地方自治法

第 240 条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

◆地方自治法施行令

(履行延期の特約等)

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- 一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- 二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- 三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるた

め、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

五 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

◆債権管理規程

（履行延期の特約等の手続）

第 12 条 部局の長は、その所管に属する債権について令第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する特約又は処分をするときは、債務者からの履行延期申請書（様式第 3 号）に基づいて行うものとする。

2 部局の長は、前項の履行延期申請書の提出を受けた場合において、令第 171 条の 6 第 1 項各号に掲げる場合の一に該当し、かつ、履行延期の特約等をするのが債権の管理上で必要であると認めるときは、その該当する理由及び必要であると認める理由を記載した書類に当該申請書又

はその写し、その他の関係書類を添え、知事の承認を受けなければならない。

3 部局の長は、前項の場合において、当該申請書の内容を確認するため必要があるときは、債務者又は保証人（保証人となるべき者を含む。）に対し、法令又は契約に定めがある場合を除き、その承諾を得て、その業務又は資産の状況に関して質問し、帳簿、書類その他物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求める等必要な調査を行うものとする。

4 部局の長は、履行延期の特約等をする場合において、債権の保全上必要があると認めるときは、債務に対し、期限を付して次の各号に掲げる事項のうち必要な行為をさせるものとする。

（1）担保の提供（保証人の保証を含む。）、増担保の提供、保証人の変更その他担保の変更をすること。

（2）債務名義の取得のために必要な行為をすること。

（3）債務証書（様式第4号）を提出すること。

5 部局の長は、履行延期の特約等をする場合には、履行延期承認通知書（様式第5号）を債務者に送付しなければならない。この場合において、当該通知書には必要に応じ指定する期限までに担保の提供等債務名義の取得のため必要な行為又は債務証書の提出がなかったときは、その承認を取消すことがある旨を附記しなければならない。

（延納利息）

第13条 部局の長は、履行延期の特約等をする場合には、利息（以下「延納利息」という。）を附するものとする。

ただし、次の各号に掲げる場合には、延納利息を附さないことができる。

- (1) 履行延期の特約等をする債権が令第 171 条の 6 第 1 項第 1 号（債務者が無資力又はこれに近い状態）に該当する場合
- (2) 履行延期の特約等をする債権が貸付金に係る債権その他の債権で既に利息を附することになっているものである場合
- (3) 履行延期の特約等をする債権が利息，延滞金その他一定期間に応じて附する加算金に係る債権である場合
- (4) 履行延期の特約等をする債権の金額が 1000 円未満である場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか，債権の性質その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 延納利息の率は，国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率とする，ただし，この率によることが著しく不適當である場合には，その率を下る率によることができる。

（履行延期の特約等の解除又は取消し）

第 14 条 部局の長は，履行延期の特約等をした債権について債務者の責に帰すべき事由により第 12 条第 4 項に規定する担保の提供等，債務名義の取得のために必要な行為又は債務証書の提出が同項に規定する期限までになかったときは，直ちに履行延期の特約等の解除又は取消しを行い，その旨を当該債務者に通知しなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

6 履行延期の特約又は処分

ア 履行期限を延長する特約又は処分とは，契約又は行政処分によって定められている履行期限を事後において延長することであり，債権発生の原因となる契約を

締結する時において行う延納の特約とは異なるものであること。「契約」と「処分」とを区別したのは契約により発生した債権については契約により、行政処分により発生した債権については行政処分により履行期限を延長するものであること。

イ 強制徴収により徴収する債権については、履行期限を延長することができないものであること。

ウ 履行延期の特約又は処分をするときは、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることができること。

エ 履行期限後においても履行延期の特約又は処分をすることができるものとされているが、この場合には既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（主として延納利息、加算金等）は、履行期限を延長するまでの分を徴収しなければならないとされている（令第171条の6第2項）こと。

オ 履行延期の特約又は処分をすることができる場合は、次のとおりである（令第171条の6第1項）こと。

（1）債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

（2）債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつその現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

（3）債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

（4）損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

(5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し(1)から(4)までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

カ 履行延期の特約又は処分をするときは

(1) 原則として延納利息を附するものである(規程第13条)こと。

(2) 必要があると認められるときは、担保の提供、債務証書(規程様式第4号)の提出又は債務名義の取得手続を債務者に対して求めなければならない(規程第12条第4項)こと。

これらの手続については、具体的なケースごとに債務者から履行延期申請書の提出を受ける際に十分検討し、その処理に遺憾のないよう特に注意されたい。

キ 履行延期の特約又は処分は、債務者からの申請に基づいて行うべきもの(規程第12条第1項)であり、その履行延期申請書の様式が定められた(規程様式第3号)こと。

ク 部局の長は、履行延期の特約又は処分をしようとするときは、知事の承認を受けなければならないこととされた(規程第12条第2項)こと。

ケ 履行延期の特約又は処分は、履行延期承認通知書(規程様式第5号)により債務者に通知しなければならないこととされた(規程第12条第5項)こと。

コ 履行延期の特約等の解除又は取消しについて定められた(規程第14条)こと。

⑭ 時効の完成（援用含む）

債権について消滅時効が完成したとき（時効の援用が必要な債権については、援用の意思表示がされたとき）は、不納欠損処分として整理することになる。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・財務規則 42 条の 2
- ・債権管理規程 16 条
- ・債権の管理について第 2・4・エ，第 3・1

【法令等の内容】

◆財務規則

（不納欠損処分）

第 42 条の 2 歳入徴収者は、歳入に係る債権を不納欠損処分するときは、不納欠損処分決議書兼通知書（様式第 19 号の 3）により決議し、債権管理簿及び歳入徴収簿に登録するとともに、会計管理者等に通知しなければならない。

◆債権管理規程

（不納欠損処分）

第 16 条 部局の長は、その所管に属する債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき、令第 171 条の 7 の規定により免除をしたとき、又は債務者である法人の清算が終了したこと等により債務が消滅したときは、不納欠損として整理しなければならない。

2 部局の長は、前項の場合においては、債権管理簿及び第 10 条に規定する徴収停止の措置をとったものにあつては徴収停止整理簿に「時効完成」、「権利放棄」、「免除」、「清算終了」等の表示をしなければならない。

◆債権の管理について

第2 債権の管理に関する事項

4 債権の申出その他保全措置

エ 時効については、とくに次の諸点の留意されたいこと。

(1) 公法上の債権（補助金の返還金に係る債権等を含む。）の消滅時効は5年とされた（法第236条第1項）こと。

私法上の債権の消滅時効については、民法その他それぞれの法律の定めるところによるものであること。

(2) 時効の援用を要せず、また時効の利益を放棄することができないとされた（法第236条2項）こと。

「時効の利益の放棄」とは、時効の利益を受けることをいさぎよしとしないで真実の権利関係を認めようとする者の意思を認めようとする制度であるが、県の債権について時効の利益を放棄してもしなくても良いとすることは、県の債権を不確実にするため、確定的に時効の利益を受けべきことを明定したものである。

「時効の援用」とは、時効によって利益を受ける者が時効の利益を受けようとする単独行為であり（民法第145条）、時効の利益を受けることを拒絶することもできるので、時効により利益を受ける者の意思を確定的に表示させるため、かかる制度が設けられているのであるが、時効の利益放棄を禁じているので県の債権については時効の援用を必要としないこととしたのである。

(3) 県が行う納入の通知又は督促に民法の特例として絶対的な時効中断の効力が認められた（法第236条第4項）こと。

「納入の通知」とは、法第231条の規定による納入の通知（規則第22

条) のことで、民法上の催告に該当するものである。民法上催告は、6箇月以内に裁判上の請求、差押等の裁判手続をしなければ、時効中断の効力を有しない(民法第153条)が、県の納入の通知は裁判手続を要件とせず時効中断の効力を有するものである。

「督促」とは、前述の法第231条の3第1項及び令第171条の規定によるもののほか、国民健康保険法(第79条第1項)、道路法(第73条第1項)、海岸法(第35条第1項)等他の法令の規定によりする催告をも含むものである。

なお、納入通知及び督促が時効中断の効力を有するのは、最初の1回に限られることに注意しなければならないこと。

(4) 上述のとおり、時効に関する制度が改正されたが、この新制度は、昭和39年4月1日にすでに進行を開始している県の徴収金及び支払金の時効については適用がないことに注意せられたいこと。

(5) 時効中断のためにとるべき措置としては、さきに通知(昭和36年8月8日付)36財第348号)したところであるが、「債務の承認」が最も手軽で確実な方法であると考えられること。

第3 その他の事項

- 1 債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令第171条の7の規程により免除したときは、不納欠損処分として整理するものとされた(規程第16条)こと。

⑮ 放棄

履行期限までに履行されない債権のうち、法令等に基づき適切な債権管理を行っても回収困難な事情があり、かつ、消滅時効に係る時効期間が経過しその援用に係

る債務者の意思が確認できない場合など、一定の要件を満たす場合には、地方自治法 96 条第 1 項 10 号に規定する権利の放棄に係る議決を求めることができる。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法 96 条第 1 項 10 号
- ・ 債権管理規程 16 条
- ・ 債権の管理について第 3・1
- ・ 権利の放棄に係る議決を求める基準

【法令等の内容】

◆地方自治法

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

◆債権管理規程

(不納欠損処分)

第 16 条 部局の長は、その所管に属する債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき、令第 171 条の 7 の規定により免除をしたとき、又は債務者である法人の清算が終了したこと等により債務が消滅したときは、不納欠損として整理しなければならない。

◆債権の管理について

第 3 条 その他の事項

- 1 債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令第 171 条の 7 の規程により免除したときは、不納欠損処分として整理するものとされた（規程第 16 条）こと。

◆権利の放棄に係る議決を求める基準

1 基準

履行期限までに履行されない私法上の債権(以下1において「未収金」という。)のうち、法令や長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)、長崎県債権管理規定(昭和42年10月1日42財第218号総務部長通知)、債権の管理について(昭和42年10月1日42財第218号総務部長通知)等に基づき適切な債権管理を行った結果、次の基準を満たすと認められ、かつ、消滅時効に係る時効期間が経過しその援用に係る債務者の意思が確認できない場合、地方自治法第96条第1項第10号に規定する権利の放棄に係る議決(以下「権利放棄の議決」という。)を求めるものとする。

ただし、(1)③又は④に該当する場合は、時効期間の経過を要しないものとする。

(1) 個人

権利放棄の議決を求める要件

次の各号(①～⑤)のいずれかに該当する場合とする。

① 債務者の所在が不明であり、かつ、債務者に財産がないこと(以下の基準に該当する場合。)又は調査を行っても不明であること。

a 不動産

・住所地の不動産(土地・建物)を所有していないこと。

ただし、事案によっては、過去の住所地等においても同様であること。

・所有している場合においては、他の債権が優先し、配当見込がないこと
又は明らかに換価価値がないと認められること。

b 自動車(軽自動車を含む)

・所有権留保が付いており、残債務があること。

・明らかに換価価値がないと認められること。

c 給与等

・聴き取り調査等から勤務実態が確認できないこと。

d 動産類

・臨戸により換価性の高い財産がないと推認されること。

② 債務者が著しい生活困窮状態にあり、債務者に財産がないと認められること。

③ 債務者が死亡し、相続人がないとき又はその有無が明らかでないときで、相続財産がないこと又は相続財産が相続財産法人の手続費用にも満たないこと。

④ 破産法第 253 条第 1 項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたこと。

債務者から裁判所の免責決定の写し等の提出を求めて確認すること。

⑤ 現地調査及び強制執行申立に要する費用が未収金の額を超えると認められること。

(2) 法人

権利放棄の議決を決める要件

次の各号（①～③）のいずれかに該当する場合とする。

① 事業を休止し、将来再開の見込が全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用に満たないと認められること。

② 債務者が所在不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用に満たないと認められること。

③ 現地調査及び強制執行申立に要する費用が未収金の額を超えると認められること。

⑩ 免除

履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初にその処分又は特約をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ将来において弁済することができる見込みがないと認められる場合等には、その債権等を免除することができる。

関係する法令等は次のようなものがある。

- ・ 地方自治法施行令 171 条の 7
- ・ 債権管理規程 15 条
- ・ 債権の管理について第 2・7

【法令等の内容】

◆地方自治法施行令

（免除）

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に

対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

- 3 前二項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

◆債権管理規程

(免除の手續)

第 15 条 部局の長は、その所管に係る債権について令第 171 条の 7 の規定により債権の免除をするときは、債務者からの書面による申請に基づいて行うものとする。この場合において、同条第 2 項に規定する債権にあつては、同項後段に規定する条件を履行する旨の誓約書を徴するものとする。

- 2 部局の長は、前項の債権の免除の申請書の提出を受けた場合において、令第 171 条の 7 の規定に該当し、かつ、当該債権を免除することがその管理上やむを得ないと認められるときは、その該当する理由及びやむを得ないと認める理由を記載した書類に当該申請書又はその写し、その他の関係書類を添え、知事の承認を受けなければならない。

- 3 第 12 条第 3 項の規定は、前項の場合について準用する。

- 4 部局の長は、債権の免除をする場合には、免除する金額、免除の日付及び令第 171 条の 7 第 2 項に規定する債権にあつては、同項後段に規定する条件を明らかにした書面を債務者に送付しなければならない。

◆債権の管理について

第 2 債権の管理に関する事項

7 免除に関する事項

- ア 免除は、債権消滅の 1 形態であつて（令第 171 条の 7）、この規定は法第 96 条第 1 項第 9 号に規定する「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定め」がある場合に該当するもので、権利の放棄に関する議会の議決は要

しないものであること。

イ 強制徴収により徴収する債権については、免除の措置をとることはできないものであること。

ウ 債権の免除をすることができるのは、次の場合であること。

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初にその処分又は特約をした日）から10年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ将来において弁済することができる見込みがないと認められるときは、その債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（令第171条の7第1項）こと。

(2) 第三者に対する貸付けを目的とする貸付金に係る債権で当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについて、(1)と同様の事由が認められるときは、債務者が当該第三者に対する貸付金を免除することを条件に、その債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる（令第171条の7第2項）こと。

エ 債権の免除については、債務者からの書面による申請に基づかなければならないとされた（規程第15条第1項）こと。

オ 部局の長は、債権の免除の措置をとろうとするときは、知事の承認を受けなければならないものとされた（規程第15条第2項）こと。

カ 債権の免除については、免除する金額、免除の日付及び前述ウの(2)の場合にあっては、その条件を明らかにした書面によって債務者に通知しなければならないとされた（規程第15条第4項）こと。

第2 指摘事項・意見の検出

1 指摘事項・意見の定義

本監査において報告する「指摘事項」及び「意見」の定義は、以下のとおりである。

	定義
指摘事項	合規性・適法性に問題があり、速やかに是正・改善を求めるもの。
意見	合規性・適法性に問題があるとまでは言えないが、今後の事務処理の円滑化や合理化の観点等から是正・改善を行うことが望ましいと考えるもの。

なお、本監査においては、指摘事項・意見の他に、次のとおり定義する見解も述べているが、県に対し、是正・改善を求めるものではないので、本章では報告せず、「Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論」においてのみ報告する。

見解	現在の事務処理の方針・方法を否定するものではなく、是正・改善を求めるものでもないが、司法判断としては異なる解釈や見解があり得るなど、今後の助言として注意的に述べるもの。
----	--

2 指摘事項・意見の概要

本監査での指摘事項及び意見の概要は、以下のとおりである。なお、個別の指摘事項及び意見の詳細は、「Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論」に記載する。

(1) 総括

各所管課の指摘事項等を報告するに先立ち、多くの所管課で見受けられた債権管理事務の問題点を総括的に報告する。

以下の問題点は、ほぼ全ての所管課に共通していることから、今回、監査対象となっていない債権管理についても同様の問題点を抱えているのではないかと懸念されるため、長崎県においては、これらの問題点について、全庁的に再検討されるよう求める。

ア 債権管理簿の不備【指摘事項】

債権管理簿の作成は債権管理事務の基本であり、根幹である。特に、債権の時効管理にとって、債権管理簿に、債権の発生日や発生原因、収納状況等の情報を集約しておくことが重要である。

その重要性に鑑み、長崎県は昭和 42 年 10 月 1 日付けで総務部長名により通知された「債権の管理について」において、債権管理簿の記載事項を詳細に定めている。

にもかかわらず、本監査において、各所管課の債権管理簿あるいはそれに準じる台帳を閲覧したが、ほとんどの債権管理簿は「債権の管理について」が定めている記載事項を満たしていなかった。

長崎県においては、全庁的に、債権管理簿あるいはそれに準じる台帳を再検証し、「債権の管理について」が定める記載事項を満たすように改めるべきである。

イ 実務上の分割納付の安易な適用【指摘事項】

平成 27 年 9 月 15 日付け財政課長名で通知された「長崎県債権管理規程の運用について」3・(2)・③では、「法令に依拠しない、いわゆる実務上の取り扱いにより分割納付等を実施している所管課にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図る」とされているものの、本監査において、ほとんどの所管課が法令（地方自治法施行令 171 条の 6、債権管理規程第 12 条）が定める手続きを経ることなく、債務者の申し出により月額数千円といった少額の分割金の納付を受ける「いわゆる実務上の取り扱いによる分割納付」（以下「実務上の分割納付」という。また、「分納誓約」などと呼ばれることもある。）を適用していた。

この実務上の分割納付は、債務の弁済にかかる債務者からの誠実な意思であったとしても、法的位置づけが曖昧なものである。そのため、分割納付が履行されなかった場合に、債務者に履行を義務づける法的根拠が明確ではない。

したがって、実務上の分割納付は安易に適用しないよう、改めて周知、徹底すべきである。

ウ 保証人に対する適切な請求等の不実施【指摘事項】

地方自治法施行令 171 条の 2 によれば、普通地方公共団体の長は、債権について、地方自治法 231 条の 3 第 1 項等の規定による督促をした後相当の期間を経過しても履行されない場合、保証人が付いているときは、保証人に対して履行を請求しなければならない。

しかしながら、本監査において散見されたのが、主債務者が保証人に対する請求を拒んでいるからとか、主債務者が少額ではあるが分割納付を続けているため、等の理由により保証人への請求を速やかに行っていないケースである。結果、保証人が有名無実化してしまい、その担保的機能が全く働かなくなっている。

保証人を付した債権について、主債務者が履行しない場合には、速やかに保証人への請求を行うよう、周知、徹底すべきである。

エ 財産及び支払能力調査の不実施（不十分な調査を含む）【指摘事項】

「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)・①は、「地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う」としており、この方針は、長崎県債権管理規程4条の趣旨に照らせば、地方自治法等に基づかない分割納付、すなわち、上記実務上の分割納付であっても同様のはずである。

しかしながら、実務上の分割納付を適用している所管課において、監査人が適切と評価しうる財産調査を行っている所管課は皆無に等しく、債務者の自己申告した財産状況等を基に、安易に分割納付の適用を判断していた。

したがって、やむを得ず実務上の分割納付を適用する際にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)・①に従い適切な財産調査を行うべきである。

オ 相続人調査の不実施（不十分な調査を含む）【指摘事項】

債務者や連帯保証人等が死亡した場合に、十分な相続人調査を行わず、一部の知れたる相続人だけに請求を行ったり、分割納付の誓約を求めたりしている所管課が多く見受けられた。

金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）のであるから、適切な相続人調査を行わないと、相続人の範囲や相続した債務額が明らかにはならない。

したがって、債務者等が死亡した場合には、速やかに適切な相続人調査を行うよう、周知、徹底すべきである。

(2) 各所管課の指摘事項及び意見 ()

ア 企画振興部

① 政策企画課

【指摘事項】

	概要
1	少額な分納を随時受けることになった経緯については、債権の管理上必要な事項である。契約と異なる納付方法となっている場合は、その経緯の概略を債権管理簿に記載しておくべきである。

【意見】

概 要	
1	経済的な理由から履行困難であると判断される場合は、令第 171 条の 5 第 3 号に基づく徴収停止の手續や、令第 171 条の 6 第 1 号に基づく履行延期の特約をするなど、催促の繰り返しによる行政資源の節約を図る方策を講じることが望ましい。
2	債務者が無資力ないしそれに近い状態で将来の履行の見込がないことが認められる場合は、令第 171 条の 6 第 1 号に基づく履行延期の特約を経た上で、令第 171 条の 7 第 1 項に基づく免除をするなど、将来にわたり行政資源の節約を図る措置を検討することが望ましい。

イ 県民生活部

② 生活衛生課

【指摘事項】

概 要	
1	法令に従い、徴収停止の手續を検討すべきである。

ウ 環境部

③ 廃棄物対策課

【意見】

概 要	
1	重要な資産である不動産については、債務者の前住所地に対しても調査を行うことが望ましい
2	複数の債権がある場合の充当の順序については、債務者はじめ対外的な理解を得るため、債務者の弁済の利益をどのように考慮したルールとしているのか、積極的に説明していくことが望ましい。

エ 福祉保健部

④ 福祉保健課

【指摘事項】

概 要	
1	長崎県債権管理規程に従い、債権管理簿に必要な記載事項を正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。
2	長崎県債権管理規程及び「債権の管理について」に従い、同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、適正な債権管理を行うべきである。

3	債権管理に係る複数の資料等を集約し、債権管理簿上で債権管理に必要な情報を統合させ、適正な債権管理を行うべきである。
4	返還決定通知書等の債権の発生・消滅に係る処分証書については、少なくとも当該債権が消滅するまでの管理継続している期間内は、控えを資料として保管すべきである。
5	債権の時効管理を適切に行い、時効完成前に裁判所上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。
6	相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、法定相続人より相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなどして正確に確認すべきである。

⑤ 医療人材対策室

【指摘事項】

	概 要
1	債権管理簿は、長崎県債権管理規程5条が定める様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載したものにすべきである。
2	履行期限までに履行されなかった場合には、債務者等に対し、速やかに催告等を行うべきである
3	債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
4	債務者や連帯保証人から分納の申出を受けた場合は、速やかに返済計画書等を作成すべきである。
5	債務者等の支払能力に変化が生じた場合には、速やかに適切な資力調査を行うべきである。
6	県の債権が破産免責されるか否かについて再調査、再検討すべきである
7	履行期限までに弁済がなされなかった場合には、債務者に対し、速やかに催告等を行うべきである。
8	債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
9	自己破産手続をとるなど、債務者に返還困難な事情が生じた場合には、速やかに連帯保証人に対する請求等を行うべきである。

⑥ 障害福祉課

【指摘事項】

概 要	
1	「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。 分納を受けた場合は、債権の一部消滅であるから、消滅額を記載し、充当された債権を特定し、債権残高が分かるよう、債権管理簿に記載しておくべきである。
2	強制徴収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続をとるべきである。
3	保護措置等をとられた本人が費用負担義務者となる場合は、債権管理簿上、そのことを明らかにしておくべきである。
4	債務者から弁済されず、債務確認書も徴していない場合、滞納処分等の時効中断の手続をとっておくべきである。 公債権であるので、時効期間が経過しているものについては、速やかに不納欠損処分をすべきである。
5	強制徴収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続をとるべきである。
6	収入未済となっている債権については、証拠書類や交渉履歴等を確実に保管しておくべきである。
7	時効の起算点を明らかにする等のため、債権管理簿には初回の督促状発送日を記載しておくべきである。
8	年金受給権者の死亡により発生した過払年金の存在が判明した場合、できるだけ速やかに相続調査を行い、債務者となる相続人を確定し、当該相続人に対する返還請求を行うべきである。

⑦ 原爆被爆者援護課

【指摘事項】

概 要	
1	安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。

【意見】

	概 要
1	今後発生する債権については、債権発生時、調定を行う時点で、法的根拠を明確にしつつ、債権の発生原因や債務者特定の調査を適切に行うことが望ましい。

オ こども政策局

⑧ こども未来課

	概 要
	指摘事項及び意見は特にない。

⑨ こども家庭課

【指摘事項】

	概 要
1	同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、長崎県債権管理規程に従い正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。
2	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。
3	債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への督促等を行うべきである。
4	債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。
5	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。

【意見】

	概 要
1	長期間にわたり収入未済となっている債権で、保証人からの履行が期待できず、当事者からの時効援用に係る意思の確認ができないようなケースにおいては、「権利の放棄に係る議決を求める基準」に従い、必要に応じて財産調査等を行った上、権利の放棄等を検討することが望ましい。
2	自己破産手続を取った債務者に対しては、履行延期の手続をとり、その後の収入状況に変化がないようであれば債務免除の手続を取ることが望ましい。

カ 産業労働部

⑩ 経営支援課

【指摘事項】

	概 要
1	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者に対して速やかに督促手続を行うべきである。
2	債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
3	債務者や連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行うべきである。
4	債務者や連帯保証人と分納の取り決めをした際には、速やかに分納の条件を明らかにした返済計画書等を作成すべきである。また、返済計画書等は、署名押印を求めるなどして、作成名義が明らかとなる体裁で作成すべきである。
5	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。
6	債権の消滅時効の管理として、時効完成前に債務承認や裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

⑪ 雇用労働政策課

【指摘事項】

	概 要
1	債権管理簿は、「債権の管理について」の定めに基づき、正確な記載を行うべきである。
2	相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な相続人の把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、法定相続人より相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなどして正確に確認すべきである。

キ 水産部

⑫ 水産経営課（旧：漁政課）

【指摘事項】

	概 要
1	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
2	債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。
3	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。
4	債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、法定相続人を明らかにするとともに、相続放棄の有無を確認することによって、相続によって債務を負担する者及び各人が負担する債務額を明らかにすべきである。
5	法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。
6	連帯保証人への請求等は、その者の性格・性質等にかかわらず、画一的に行うべきである。
7	債務者又は連帯保証人の死亡が判明した場合には、死亡時に分納がなされているか否かにかかわらず、速やかに相続人調査を行うべきである。
8	債務者より償還計画に従った弁済がなされない場合、連帯保証人に対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。 連帯保証人が2名いる場合、連帯保証人ごとに対応を変えるべきではなく、弁済請求や催告は、いずれの連帯保証人に対しても、同様に行うべきある。 債務者が分納を誓約していたとしても、「沿岸漁業改善資金債権保全の手引き」が定める事情が発生している場合には、連帯保証人に対して、弁済請求や催告を行うべきである。
9	法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。

【意見】

	概 要
1	連帯保証人からも債務の弁済が期待できない場合には、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。
2	連帯保証人についても、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。
3	生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手段をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手段をとることが望ましい。

⑬ 漁港漁場課

【指摘事項】

	概 要
1	履行延期の特約又は処分については原則として知事の承認が必要であり、安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきである
2	安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。

【意見】

	概 要
1	法律や条例等から行政代執行が可能なケースにおいては、行政代執行手続を行うか否かを、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討することが望ましい。

ク 農林部

⑭ 農業経営課

【指摘事項】

	概 要
1	債権管理簿については、長崎県債権管理規程に定める記載要領に従った記載をすべきである。
2	履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。
3	債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への請求等を行うべきである。
4	債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判所上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

【意見】

	概 要
1	相保証契約は、担保としての効力に乏しく、主債務者同士の共倒れを生じさせる恐れがあり、債権管理上望ましくない。

⑮ 林政課

【指摘事項】

	概 要
1	債権管理簿は、「債権の管理について」第2・8以下に定められている記載要領に従って記載すべきである。
2	非強制徴収公債権ないし私債権につき、法令に依拠しない分割納付等を受ける場合にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)以下に記載された方法に準じた財産調査（任意調査）を行い、支払能力等の確認をした上で、分割納付等の具体的条件を判断するべきである。

ケ 土木部

⑯ 監理課

	概 要
	指摘事項及び意見はない

⑰ 道路維持課

【指摘事項】

	概 要
1	納入通知書で指定された期限内に義務履行がなされなかった場合には、督促を行うべきである。
2	当該債権の発生日は、負担命令の発令日である平成 30 年 2 月 28 日であり、また、不法行為の時効との混同を避けるという時効管理の観点からも、債権管理簿の「発生日」欄には、負担命令発令日を記載すべきである。
3	未だ調定がなされていない第 2 事故に関する債権は、同一債務者に対する債権ではあるものの、第 1 事故に関する債権とは別個のものであるため、債権管理簿も別に作成されるべきである。したがって、第 2 事故の債権にかかる記載は、「発生日」欄に記載すべきではない。
4	債権管理簿の「発生日」欄には、負担命令発令日（平成 28 年 1 月 18 日）を記載すべきである。
5	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査は行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の 1 回の支払額、分割納付の期間などについても、より一層厳格に判断すべきである。
6	履行延期や分納の措置をとった場合には、例えそれが法令に依拠しない実務上の措置であったとしても、当該債権の債権管理簿に記載すべきである。

【意見】

	概 要
1	生活保護受給者であることや受給決定日、精神疾患での通院の事実などは、「債権の管理に関する事項」ないし「備考」の欄に記載を義務付けられた事項とまでは言い切れないが、滞納処分を検討するにあたっての考慮事情といえるため、債権管理簿に記載しておくことが望ましい。
2	債務者 2 名について、分割納付の誓約をさせるにあたっては、各債務者に支払いの意識を持たせ、履行を確保するため、債務者ごとの支払額を定めておくことが望ましい。
3	保証人を付ける場合には、法的根拠が曖昧な「誓約」という実務上の扱いをするのではなく、法的根拠のある（連帯）保証契約を締結することが望ましい。

⑱ 港湾課

【指摘事項】

	概 要
1	「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。
2	金銭債務の相続があり、複数の法定相続人がある場合には、相続分に応じて債務が承継されることを念頭に、各相続人に対する督促等を怠らないようにすべきである。 複数の相続人のうち、特定の相続人に対してのみ請求をする方針とする場合は、併存的債務引受があったことを書面化しておくべきである。
3	分納誓約とおりの納付がなされていない場合には、債務者等の同意を得て、定期的に、所得証明書等の収入関係資料を徴するようにすべきである。 債務者等の不動産が判明した場合は、滞納処分や強制執行による回収が可能か、早期に検討すべきである。
4	分割納付による徴収が滞っている場合等には、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)・①ないし②に記載されているように、債務者へ資料提出を求めたり、債務者の同意を得て調査するなど、財産調査を行うべきである。
5	非強制徴収公債権の債務者が破産免責を得ており、かつ、時効も期間が経過して完成しているのであるから、速やかに不納欠損処理すべきである。
6	第1回目の督促状による納付期限までに任意の納付がない場合、早期に回収手段の検討に入るべきである。
7	生活保護受給者等、無資力であることが明らかな債務者の場合、履行延期申請を早期に促すべきである。また、無資力であることが理由で、実現可能な納付計画書・分納誓約書を提出することが事実上不可能である債務者から履行延期申請がなされた場合、これらの書類の添付がなくとも履行延期申請を承認するかどうか、検討すべきである。

⑲ 住宅課

【指摘事項】

	概 要
1	定期給付債権と判決で確定した債権は、性質を異にするため、債権管理簿上明確に区別できるように記載するか、又は判決で確定した債権については、別の債権管理簿を作成すべきである。

2	債務者に対して裁判上の手続をとる場合には、連帯保証人も裁判手続上の当事者とすべきである。
3	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
4	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
5	債務者の配偶者を日常家事債務の連帯債務者とするのであれば、配偶者に、連帯債務者である旨の書面を作成させるのが望ましく、少なくとも、「代納誓約者」として署名させている以上、連帯債務者として扱うべきではない。
6	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
7	債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。
8	債務引受がなされる場合には、引受人の財産調査を行うべきであるし、また、債務引受に関する契約書を作成すべきである。
9	督促後、相当期間経過しても履行されない債権については、速やかに、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを検討すべきである。
10	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
11	新たに賃借人として扱う以上、連帯保証人を付けさせるべきである。
12	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである
13	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。
14	訴訟までの対応が遅いと言わざるを得ず、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを速やかに検討すべきである。
15	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。
16	債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである

17	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。
18	債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。
19	債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。
20	債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

【意見】

	概 要
1	時効期間経過後の毎年1回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、債務者の資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権放棄の検討をすることが望ましい。
2	債務者は、和解にしたがった履行をしないのであるから、「重大な違約」があるのは明らかといえるし、生活困窮を訴えていながら生活保護の申請を行わず、収入に関する資料提出の求めにも応じないのであるから、履行延期特約や徴収停止等の検討も困難である。したがって、県としては、債務額の増加を防ぐために、建物明渡しの強制執行に踏み切るのが望ましい。
3	生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手続をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手続をとることが望ましい。
4	時効期間経過後の毎年1回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、Aの資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権放棄の検討をすることが望ましい。

コ 教育庁

⑳ 教職員課

【指摘事項】

概 要	
1	債権管理簿が正しく記載されておらず、「発生年月日」欄、「発生原因」欄を、いずれも正しく記載すべきである。 債務承認書の提出を受けた事実、同承認書の作成日などは、債権管理簿の「債権管理に関する事項」として記載すべきである。
2	債権①の債権管理簿とは別に債権②の債権管理簿を作成すべきではなく、債権①の債権管理簿の債権額を訂正し、訂正の理由（計算間違い）を記載するなどして正しい内容に改めるべきである。

サ 警察本部

㉑ 会計課

【指摘事項】

概 要	
1	履行が滞っている債務者等に対しては、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを速やかに検討すべきである
2	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期をして分納を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。
3	債務を負担していない者に対して弁済を求めるべきではない。
4	債務を負担していない者に対し、納入通知書を送付すべきではない。
5	法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。 やむを得ず認めるに当たっては、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期をして分納を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

【意見】

概 要	
1	法律行為を行えるだけの判断能力を備えているか疑問が残る者については、連帯保証人としなことが望ましい。

2	<p>債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の取手続をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の取手続をとることも可能と言える。</p> <p>また、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の要件を充足する可能性もあるため、知事の承認を受けて徴収停止の取手続をとることも選択肢と言える。</p> <p>したがって、債務免除や徴収停止の取手続を検討するのが望ましい</p>
---	---

Ⅲ 包括外部監査の結果報告・各論

【はじめに】

本章において、各課の指摘事項等を報告する前に、留意いただきたいことがある。

報告のスタイルとして、事例紹介の形式を用いている。これは、本監査報告書そのものが、事例集として情報共有の役割を果たし、今後の債権管理事務に役立つことを期待して用いている。

そのため、指摘事項等の報告が、当該事例に対しての指摘のような印象を与えるかもしれないが、監査人としては、指摘事項等が特定の事例から抽出されたものであったとしても、当該事例についてのみ是正・改善を求める趣旨ではなく、広く抽象的に、さらには、将来を見据えた所管課の債権管理全般については是正・改善を求めるものである。

このことに留意していただきたい。

第1 政策企画課

1 債権の概要

政策企画課が管理する債権は、交通事故損害賠償金1件のみである。

債権の性質は私債権であり、消滅時効の期間や起算点などは民法による。

2 収納状況

債権名 [交通事故損害賠償金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	143,323	1	4,000		0		139,323	1
	合計	143,323	1	4,000		0		139,323	1
平成28年度	現年								
	過年度	139,323	1	13,000		0		126,323	1
	合計	139,323	1	13,000		0		126,323	1
平成29年度	現年								
	過年度	126,323	1	17,323		0		109,000	1
	合計	126,323	1	17,323		0		109,000	1

3 監査の方法

当該債権の管理につき、集中的にヒアリング（平成30年8月9日）を実施するとともに、債権管理簿、示談書、交渉履歴等の関係書類閲覧を行った。

4 問題点の抽出

【前提事実】

交通事故の発生と損害額

平成20年4月2日、島原振興局の公用車と債務者の自家用車との交通事故が発生した。

公用車が直進進行中、債務者の自家用車が脇道から道路に進入し衝突したという事故態様である。損害は物的損害のみである。過失割合について争いがあり、示談交渉が長引き、平成21年12月1日付けで示談が成立した。債務者が県に総額155,323円を平成22年2月から、分割で、初回は15,323円、2回目からは10,000円ずつを支払う（全15回）という内容である。

【問題点①】

10,000円の分割返済の契約であるところ、債務者と10,000円以下の少額な分納を求める交渉をして、3,000円や2,000円の少額な分納を随時受けているが、債権管理簿には納付日・納付金額以外の経緯の記載が全くない。債権管理簿からは、交渉過程や納付方法変更の概略すら読み取れない。

(参考) ◆債権の管理について

第2・8・オ・(15)「債権の管理に関する事項」及び「備考」の欄には、強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載するものであること。

【指摘事項】

本件において、少額な分納を随時受けることになった経緯については、債権の管理上必要な事項である。

契約と異なる納付方法となっている場合は、その経緯の概略を債権管理簿に記載しておくべきである。

【問題点②】

示談締結後4年以上もの間履行がなされていなかった（最初の履行が平成26年7月の3,000円）のに、定期的に自宅訪問をするなど相当な労力をかけている。

担当者は、債務者が不規則な仕事に従事しており、収入が少なく、税の滞納等もあるという経済的な理由から、示談どおりの履行がなされなかったという債務者の言い分を把握していたが、電話・訪問等での聞き取り、催促を繰り返している。

【意見】

経済的な理由から履行困難であると判断される場合は、令第171条の5第3号に基づく徴収停止の手续や、令第171条の6第1号に基づく履行延期の特約をするなど、催促の繰り返しによる行政資源の節約を図る方策を講じることが望ましい。

【問題点③】

最初の履行時期から10年近く経過しているにも関わらず、155,323円の債権のうち46,323円しか回収できていないが、変わらず定期的に文書や電話等の催促を繰り返して行っており（平成30年3月までに電話催告52回、家庭訪問等27回）、行政資源の節約ないし費用対効果の観点から問題がある。

【意見】

債務者が無資力ないしそれに近い状態で将来の履行の見込がないことが認められる場合は、令第171条の6第1号に基づく履行延期の特約を経た上で、令第171条の7第1項に基づく免除をするなど、将来にわたり行政資源の節約を図る措置を検討することが望ましい。

第2 生活衛生課

1 債権の概要

生活衛生課が管理する債権は、公益認定取消しに伴う公益目的取得財産残額の金銭債権である。

(1) 公益認定取消しに伴うみなし贈与契約の趣旨

公益法人の財産には、公益目的事業が実施されることを期待した国民からの寄附等により取得、形成されるものが含まれているため、公益認定が取り消された場合には、当該財産は類似の公益的な活動に使用されることが期待されている。そこで、公益法人は、公益認定の取消処分を受けた場合には公益目的取得財産残額に相当する額の財産（以下「公益目的取得財産残額相当額」という。）を類似の公益法人等に贈与する旨を定款で定めておかなければならない(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。) 5条 17号)。

公益法人が、公益認定を取り消された場合には、かかる定款に従って、公益目的取得財産残額相当額を贈与することになるが、公益認定取消日から1か月以内にかかる贈与契約が成立しない場合には、公益認定の取消処分を行った行政庁との間で、公益目的取得財産残額相当額について贈与契約が成立したものとみなされる(公益認定法 30条 1項前段)。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [公益認定取消に伴う公益目的取得財産残額]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年	1,740,108	1	0		0	0	1,740,108	1
	過年度								
	合計	1,740,108	1	0		0	0	1,740,108	1
平成29年度	現年								
	過年度	1,740,108	1	0		0	0	1,740,108	1
	合計	1,740,108	1	0		0	0	1,740,108	1

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている1件の債権管理につき、集中的にヒアリング(平成30年8月7日)を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関

する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている1件の債権につき監査した結果、管理に次のような問題があると判断した。

【債権の発生原因等】

債務者（法人）は、税金の滞納により滞納処分を受け、不動産の差押えを受けたため、平成28年3月29日付で公益認定法29条1項1号による公益認定の取消処分を受けたが、定款に従った贈与契約が成立しなかったため、同年6月29日付で長崎県との間で、公益目的取得財産残額相当額1,740,108円の贈与契約が成立したものとみなされ、同額の金銭債権が発生するに至った。

【問題点①】

債務者は、事業を停止して再開の見込みがなく、めぼしい財産も有していないと考えられるが、履行期限から1年以上を経過しても、徴収停止の手続について十分な検討がされていない。

普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手続などを認める事情があれば、それらの手続を検討しなければならない。

本ケースでは、「法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき」に該当しうると考えるが（地方自治施行令171条の5第1号、長崎県債権管理規程第10条）、徴収停止の要件を満たすかどうかについて十分な検討がされていない。

【指摘事項】

当該債権については、法令に従い、徴収停止の手続を検討すべきである。

第3 廃棄物対策課

1 債権の概要

(1) 廃棄物対策課が管理する、平成29年度に収入未済のあった債権は以下の4件である。

- ・債務者Aに対する

廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金1件

- ・債務者Bに対する

廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金平成25年度、平成27年度の2件

平成26年度及び平成28年度の延滞金1件

(2) 債権の性質

全て強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

2 収納状況

債権名 [廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金(債務者A)]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	29,776,918	1	36,000	2	0	0	29,740,918	1
	合計	29,776,918	1	36,000	2	0	0	29,740,918	1
平成28年度	現年								
	過年度	29,740,918	1	30,000	1	0	0	29,710,918	1
	合計	29,740,918	1	30,000	1	0	0	29,710,918	1
平成29年度	現年								
	過年度	29,710,918	1	36,000	1	0	0	29,674,918	1
	合計	29,710,918	1	36,000	1	0	0	29,674,918	1

債権名 [廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金(債務者B平成25年度)]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	284,307,563	2	2,388,700	3	0	0	281,918,863	2
	合計	284,307,563	2	2,388,700	3	0	0	281,918,863	2
平成28年度	現年								
	過年度	281,918,863	2	700,635	7	0	0	281,218,228	2
	合計	281,918,863	2	700,635	7	0	0	281,218,228	2
平成29年度	現年								
	過年度	281,218,228	2	0	0	0	0	281,218,228	2
	合計	281,218,228	2	0	0	0	0	281,218,228	2

債権名 [廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金(債務者B平成27年度)]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	2,170,519	1	0	0	0	0	2,170,519	1
	過年度	2,170,519	1	0	0	0	0	2,170,519	1
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度	2,170,519	1	0	0	0	0	2,170,519	1
	合計	2,170,519	1	0	0	0	0	2,170,519	1
平成29年度	現年								
	過年度	2,170,519	1	728,071	4	0	0	1,442,448	1
	合計	2,170,519	1	728,071	4	0	0	1,442,448	1

債権名 [廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用・26年度及び28年度延滞金(債務者B)]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成29年度	現年	219,100	1	0	0	0	0	219,100	1
	過年度								
	合計	219,100	1	0	0	0	0	219,100	1

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっているすべての債権管理につき、集中的にヒアリング(平成30年8月9日)を実施するとともに、執行関係等の関係資料の閲覧(同月23日)を行った。

4 問題点の抽出

(1) 債務者Aについて

【債権の発生原因】

産廃業者A社が、平成16年頃、保管基準量をはるかに超えた廃タイヤを抱え操業を停止した。県は再三撤去を指導したが撤去は実現せず、平成18年に措置命令を発令した後、平成19年は行政代執行に踏み切り、廃棄物処理法に基づく支障の除去等の措置に要した費用徴収金29,970,150円が発生した。措置命令を受けているA社及びその元代表者が債務者である。

【問題点】

債務者の財産調査につき、不動産の調査について不十分な点があった。

平成28年になって、A社元代表者の不動産が存在することが、元代表者の申告によって判明した。元代表者の不動産調査は既に行っていたが、前住所地での名寄帳取得などの調査は行っていなかった。

【意見】

重要な資産である不動産については、債務者の前住所地に対しても調査を行うことが望ましい。

(2) 債務者B社について

【債権の発生原因】

平成10年に許可を受け、最終処分場を経営していたB社は、区域外埋立をして不法投棄を行い、処分場からの浸透水による汚染が水質基準を超過していたため、平成21年と22年の2回、廃棄物処理法に基づく措置命令を発令するも履行されず、平成24年、25年に行政代執行を行う。平成26年以降も、浸透水による汚染が水質基準を超えたら債務者に催告し、県が行政代執行を毎年のように行っている。費用徴収金残高は合計で約280,000,000円である。措置命令を受けているB社とその代表取締役、及び役員が3者が債務者である。費用徴収は、全て強制執行により行われている。

【問題点】

複数年にわたり、費用徴収金が発生し、今後も発生する見込みである。

担当課は、平成29年から、強制執行により徴収した金額を、比較的少額な年度のものに充当し、債権数を減らすように取り扱っている。担当課は、国税徴収法に則り、弁済に関しては債務者の利益を考慮するという見解に立っている。

なお、地方税法14条の5においては、以下のように本税優先原則が規定されている。

第14条の5 地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合において、当該地方団体の徴収金に配当された金銭を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に充てるべきときは、その金銭は、まず地方税に充てるものとする。

また、民法489条1号、2号は、法定充当の順を以下のように規定し、国税徴収法基本通達においても、民法489条2号及び3号に準じて処理することを求めている。

(法定充当)

第 489 条 弁済をする者及び弁済を受領する者がいずれも前条の規定による弁済の充当の指定をしないときは、次の各号の定めるところに従い、その弁済を充当する。

一 債務の中に弁済期にあるものと弁済期にないものとがあるときは、弁済期にあるものに先に充当する。

二 すべての債務が弁済期にあるとき、又は弁済期にないときは、債務者のために弁済の利益が多いものに先に充当する。

三 債務者のために弁済の利益が相等しいときは、弁済期が先に到来したもの又は先に到来すべきものに先に充当する。

四 (省略)

これらの法令の趣旨に照らすと、充当については、債務者の弁済の利益が多いものに先に充当すべきではないかとの疑問が生じる。また、充当方法について、将来、債務者との間で紛争が発生する可能性もないとはいえない。

この点について、担当課は延滞金が複数の債権であっても同一の率で求められ、金額的に差異が生じない点、複数の債権を残しておくよりも件数を減らすことが、滞納者の側に立って見た場合、債務の管理がし易い点で債務者の弁済の利益に繋がるとして、充当のルールを設定している。

【意見】

複数の債権がある場合の充当の順序については、債務者はじめ対外的な理解を得るため、債務者の弁済の利益をどのように考慮したルールとしているのか、積極的に説明していくことが望ましい。

第4 福祉保健課

1 債権の概要

福祉保健課が管理する債権は、

- ① 生活保護法 63 条返還金債権
- ② 生活保護法 78 条徴収金債権
- ③ 生活保護戻入未済金債権

である。

(1) 制度の趣旨

ア 生活保護法 63 条返還金債権

生活保護法 63 条が、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と規定する、返還金債権である（以下「法 63 条返還金債権」という。）。

なお、平成 30 年の生活保護法改正により、同年 10 月以降の保護費については、法 77 条の 2 の決定を行うことにより、法 63 条返還金債権についても、生活保護法 78 条同様国税徴収法の滞納処分の例により処分を行うことが可能となった。

イ 生活保護法 78 条徴収金債権

生活保護法 78 条に基づき、不実の申請その他不正手段（収入、資産に係る虚偽の申告等）によって保護を受けた者、又は受けさせた者から、保護費を支弁した実施機関がその費用を徴収するものである（以下「法 78 条徴収金債権」という。）。同条に基づく徴収金の額は、不正受給額全額を決定することとされており、法第 63 条返還金と違い、実施機関による裁量の余地はない。また、平成 25 年法改正により、国税徴収法の滞納処分の例により処分を行うことが可能となった。

ウ 生活保護戻入未済金債権

保護の変更、廃止等に伴い保護費の変動が生じたことによる返納金や、経理事務上の誤りにより生じた保護費の過払いによる返納金債権であり、これについては生活保護法 80 条により、被保護者がこれを消費、喪失した場合、やむを得ない事由があると認められるときは、返納金の全部又は一部を免除することができることとされている。

(2) 債権の性質

- ① 法 63 条返還金債権は非強制徴収公債権。

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

- ② 法 78 条徴収金債権は強制徴収公債権。
消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。
- ③ 生活保護戻入未済金債権は非強制徴収公債権。
消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

2 収納状況

債権名 [法63条返還金債権]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	11,058,386	49	10,232,285	45			826,101	9
	過年度	23,924,235	84	1,263,049	52	2,179,239	9	20,481,947	75
	合計	34,982,621	133	11,495,334	97	2,179,239	9	21,308,048	84
平成28年度	現年	4,735,619	56	3,695,342	50			1,040,277	11
	過年度	22,669,010	74	680,924	40	242,905	10	21,745,181	68
	合計	27,404,629	130	4,376,266	90	242,905	10	22,785,458	79
平成29年度	現年	15,722,654	87	14,828,217	81			894,437	12
	過年度	22,785,458	74	1,091,138	45	3,271,747	2	18,422,573	45
	合計	38,508,112	161	15,919,355	126	3,271,747	2	19,317,010	57
債権名 [法78条徴収金債権]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	6,942,834	89	3,639,227	58			3,303,607	42
	過年度	54,458,378	107	2,309,837	80	144,000	3	51,324,541	102
	合計	61,401,212	196	5,949,064	138	144,000	3	54,628,148	144
平成28年度	現年	13,004,384	101	5,025,659	66			7,978,725	49
	過年度	54,921,125	106	2,431,543	71	385,000	1	52,104,582	100
	合計	67,925,509	207	7,457,202	137	385,000	1	60,083,307	149
平成29年度	現年	9,989,564	105	3,474,416	70			6,515,148	50
	過年度	59,308,307	117	2,928,793	84	177,283	5	56,202,231	84
	合計	69,297,871	222	6,403,209	154	177,283	5	62,717,379	134
債権名 [生活保護戻入未済金債権]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	536,363	10	169,917	6	0	0	366,446	5
	合計	536,363	10	169,917	6	0	0	366,446	5
平成28年度	現年								
	過年度	364,446	10	36,000	5	0	0	328,446	10
	合計	364,446	10	36,000	5	0	0	328,446	10
平成29年度	現年								
	過年度	548,170	14	124,691	8	0	0	423,479	8
	合計	548,170	14	124,691	8	0	0	423,479	8

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている多数の債権のうち、法 63 条返還金債権及び法 78 条徴収金債権に限定して不作為に 10 件を抽出し、集中的にヒアリング（平成 30 年 10 月 29 日、11 月 16 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

抽出した 10 件の債権(法 63 条返還金債権及び法 78 条徴収金債権)につき監査した結果、債権管理全般に関して次のような問題点が存在した。

【問題点①】

債権管理簿において必要な記載事項が記載されていない。

長崎県債権管理規程及び「債権の管理について」では、債権管理簿の記載要領として様々な事項が定められている。しかし、福祉保健課が管理する債権管理簿として提出した「生活保護債権管理台帳」は、債権管理規程の定める債権管理簿の記載要領に従った記載がなされていないものが散見された。

具体的には、債権管理簿において「発生年月日」の欄には債権が発生した日又は県に帰属した日を記載することとされているが、「発生年月日」欄に何らの記載もされていない管理簿が存在した。

また、債権管理簿における「債権の消滅」の欄には、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限ごとに債権の履行された(収入された)年月日ごとに別行に収入された元本、利子、延滞金等を記載するものとされている。福祉保健課の「生活保護債権管理台帳」において「債権の消滅」に対応する欄は、「収納の状況」と記載された部分であると思われるが、この「収納の状況」の欄には、提出された管理簿のうち 1 件を除いた全てにおいて収入の日付が記載されていなかった。

さらに、長崎県債権管理規程 5 条 2 項では、債権管理簿に記載した債権について、管理に関する事務処理上必要な措置をとったとき又はその管理に関する事実で当該事務処理上必要があると認められるときは、そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならないとされ、福祉保健課の「生活保護債権管理台帳」においては「徴収方針」と記載された欄に上記の事項を記載すべきであると考えられるところ、提出された管理簿全てにおいて、督促状況等債権管理で必要と思われる記載がなされていなかった。

債権管理簿は、県の財産である債権を適正かつ効率的に管理するために最も基本となる帳簿である。特に、上記で指摘した債権の発生年月日、収入状況における日付の特定、督促状況等の記載は、当該債権の時効完成時期や時効中断事由の有無等、時効管理に必要な情報であり、それらの記載不備は債権管理体制上、問題がある。

【指摘事項】

長崎県債権管理規程に従い、債権管理簿に必要な記載事項を正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。

【問題点②】

同一人物の同一債権について、債権管理簿が複数作成されている。

抽出した債権のうち1件について、同一人物の同一債権であるにもかかわらず、債権管理簿が複数作成されているものが見受けられた。県担当者によれば、多年度に渡っていたため複数となっていたとのことである。

債権管理簿が複数作成されていることにより、返済計画や入金状況の把握が一義的に明らかではない記載となっている。特に、収納日の記載については複数の債権管理簿に不規則に記載されていることから、どの履行期限に債権の履行がなされたかを、複数の債権管理簿を照合しても正確には読み取ることができない。

「債権の管理について」第2・8・オ・(1)によれば、債権管理簿の記載要領として、原則として債権ごとに作成するものとされており、事務の複雑化を避け債権の適正かつ効率的な管理のためには、同一債権者に対する同一債権は一つの債権管理簿にまとめて記載すべきである。

【指摘事項】

長崎県債権管理規程及び「債権の管理について」に従い、同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、適正な債権管理を行うべきである。

【問題点③】

債権の管理に係る資料が複数に渡っており、情報が集約されていない。

ヒアリングの結果、法63条返還金債権及び法78徴収金債権の管理については、福祉保健課から提出された「生活保護債権管理台帳」の他、各債務者に対する督促や催告、家庭訪問の状況等が記載されている「個人台帳」、債権管理を担当する非常勤職員が作成する「業務日誌」、各債務者の歳入状況が分かる「歳入徴収簿」など、多数の台帳等が存在することが分かった。

しかし、これらの複数の資料は集約されておらず、債権管理簿だけを見ても、当該債権の時効完成時期はいつか、時効中断事由の有無、最終収納日、督促状交付の有無やその時期などは分からず、それぞれの各資料を確認しなければならない状況である。

定期的に人事異動等により債権管理担当者が一定周期で交代することが予定されている状況において、ミスを防ぎ適正かつ効率的に管理するためには、複数の資料を集約し統合して、債権管理に必要なかつ基本的な情報を債権管理簿に記載することが必要である。

【指摘事項】

債権管理に係る複数の資料等を集約し、債権管理簿上で債権管理に必要な情報を統合させ、適正な債権管理を行うべきである。

【問題点④】

返還決定通知書原本の写し等の保管がなされていない。

法 63 条返還金債権，法 78 条徴収金債権の債権発生日は，いずれも返還決定通知日であると考えられるが，この返還決定通知書に関して，原本の写し等の保管がなされていないケースが見られた。

返還決定通知書は債権発生に関する処分証書であり，債権発生日を直接裏付ける資料である。特に，福祉保健課においてはすでに指摘したとおり債権管理簿上で債権発生日が確認できないケースも見られたことから，返還決定通知書等債権の発生に係る処分証書については，少なくとも当該債権が消滅するまでの管理継続期間中，控えを資料として保管すべきである。

【指摘事項】

返還決定通知書等の債権の発生・消滅に係る処分証書については，少なくとも当該債権が消滅するまでの管理継続している期間内は，控えを資料として保管すべきである。

【問題点⑤】

抽出した 10 件の債権のうち，3 件については既に消滅時効が完成している。

今回不作為に抽出した 10 件の債権（公債権）のうち，最終納付日から既に 5 年が経過し，その間に時効中断の措置が執られていなかった債権が 3 件存在した。

これらの債権について消滅時効が完成してしまった原因は，債務者の死亡後，相続人調査を速やかに行わなかったことや，相続人調査が不十分であることにより相続人の確知が出来ず，適切に請求できなかったことなどにあると考えられる。

また，既に問題点①及び③で指摘したとおり，債権管理簿上に債権の発生日，収入状況における日付の特定，督促状況等の記載など，当該債権の時効完成時期や時効中断事由の有無等，時効管理に必要な情報が適切に記載されていないことも，原因となったと考えられる。

【指摘事項】

債権の時効管理を適切に行い，時効完成前に裁判所上の請求等，民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

【問題点⑥】

債務者が死亡した場合の相続人調査，相続放棄の確認等が十分に行われていない。

今回不作為に抽出した 10 件のうち，1 件において，債務者の死亡後，その法定相続人である 1 人から分割納付を受けているケースがあった。

しかし，債務者の死亡後の相続人調査は，担当者が口頭で他の相続人の存在や相続放棄の状況を聴取したのみで，戸籍調査や相続放棄申述受理証明書等の確認をし

ておらず、債務者を相続したのが分割納付をしている相続人だけであると断定できる状態ではない。

福祉保健課が扱う債権は金銭債権であるが、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和 29 年 4 月 8 日，最三小判昭和 30 年 5 月 31 日，最判平成 16 年 4 月 20 日等）。

したがって、債務者が死亡した場合、当該債権はそれぞれの法定相続人の相続分に応じて直接承継されることが考えられる。

仮に、他の法定相続人が相続放棄をしていなかった場合には、その相続人からの回収可能性についても検討すべきであるし、その相続人に対しても債権の時効消滅を防ぐための措置をしなければならないところ、当初の相続人調査が十分に行われていないためこれらの事情は全く検討されていない。そのため、本ケースでは、債務者死亡後に一部の法定相続人にのみ請求を行い、他の法定相続人には何らの請求を行っていないことから、他の相続人との関係においては既に消滅時効が完成していると考えられる。

【指摘事項】

相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、法定相続人より相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなどして正確に確認すべきである。

第5 医療人材対策室

1 債権の概要

医療人材対策室が管理する債権は看護職員修学資金返還金である。

(1) 貸与制度の趣旨

看護職員修学資金貸与制度とは、長崎県内における看護職員の確保定着を図ることを目的とし、看護師等学校又は養成所に在学する者で、卒業後、長崎県内の医療機関等に勤務を希望する者に対し、修学に係る資金を貸与する制度である。貸与を受けた看護学生が看護職員の免許取得後、一定期間、県が条例で定めた医療機関等（返還債務免除対象施設）に看護職員として勤務した場合には、貸与を受けた修学資金の返還が免除されるが、次の場合などには貸与を受けた修学資金の返還が必要となる。

- ・ 看護師等学校養成所を退学した場合
- ・ 看護師等学校養成所を卒業後1年以内に看護師等免許を取得できなかった場合（卒業年度の資格試験に不合格となった場合等）
- ・ 免許取得後に返還債務免除対象施設に就業しなかった場合
- ・ 離職等により一定期間勤務しなかった場合 など

【貸与額】

養成区分	貸与額
看護師課程	月額32,000円 (年額384,000円)
保健師課程	
助産師課程	
准看護師課程	月額21,000円 (年額252,000円)

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [看護職員修学資金貸与金返還金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	9,627,800	31	9,375,800	30			252,000	1
	過年度	1,991,500	12	672,000	8			1,319,500	8
	合計	11,619,300	43	10,047,800	38			1,571,500	9
平成28年度	現年	12,254,200	42	11,426,200	40			828,000	3
	過年度	1,571,500	9	505,000	7			1,066,500	5
	合計	13,825,700	51	11,931,200	47			1,894,500	8
平成29年度	現年	15,556,343	44	14,431,343	43			1,125,000	5
	過年度	1,894,500	8	312,000	2			1,582,500	7
	合計	17,450,843	52	14,743,343	45			2,707,500	12

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている12件すべての債権管理につき、集中的にヒアリング（平成30年8月20日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている全12件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の3件である。

(1) 総括

個別のケースに関する問題点を指摘する前に、多くのケースで共通している問題点、すなわち、債権管理簿に関する問題点を指摘する。

【問題点①】

長崎県債権管理規程5条は、「部局の長は、その所管に属する債権で、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める時期に債権管理簿（様式第1号）に記載しなければならない。ただし、様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載した独自の管理簿に代えることもできる。」と定めているが、医療人材対策室が債権管理簿として用いている様式には、次の項目を記載する欄が設けられていない。

- ア 「発生年度」
- イ 「種類」
- ウ 「名称」
- エ 「発生日月日」及び「消滅年月日」
- オ 「債務の履行の方法」
- カ 「債権の消滅」

キ 「納入通知」

ク 「債権の管理に関する事項」及び「備考」

債権の「発生年月日」は時効管理の基本情報であるが、当該室の債権管理簿上、その記載欄がないため、確認できないものがある。

「債務の履行の方法」欄が設けられていないため、当該室の債権管理簿上、債務者が決められた分割納付の条件を履行しているのかなど、履行状況が確認できない。

「債権の管理に関する事項」や「備考」欄が設けられていない（あるいは十分な記載がされていない）ため、当該室の債権管理簿では、誰が弁済しているのか（主債務者か連帯保証人か）など債権の消滅、時効管理に必要な情報が確認できなかったり、債務者が破産免責決定を受けているなど債権放棄に関わる情報が確認できなかったり、債権管理上必要な情報が集約できていない。

【指摘事項】

債権管理簿は、長崎県債権管理規程5条が定める様式第1号に基づき債権管理に必要な事項を記載したものにすべきである。

(2) ケース1

【債権の発生原因】

債務者は、平成3年4月から平成6年3月まで月額36,000円、総額1,296,000円の貸与を受けた。しかし、返還の裁量猶予を受けていた平成8年7月に長崎県内の病院を退職し、看護業務を中止したことから全額返還義務が生じた。

【問題点②】

債務者に対する催告の手続きが遅い。

当該債権について最初に調定されたのは平成9年4月であり、同年12月には督促の手続きが執られている。同督促による履行期限は20日以内のはずであるが（長崎県財務規則163条）、次に債務者へ連絡がされているのは、かかる履行期限から5か月近くが経った平成10年4月に入ってからである。同月の連絡は債務者の母に対してなされ、債務者が失踪していることが判明している。

その後、債務者の母へ連絡されているのは、5年以上が経過した平成15年6月のことであり、その間、債務者の関係者等へ連絡が取られた記録はない。

履行期限経過後の速やかな催告等は、債権回収の実効性を高めるものである。

【指摘事項】

履行期限までに履行されなかった場合には、債務者等に対し、速やかに催告等を行うべきである。

【問題点③】

平成9年12月に督促を行っても債務者からは何ら返還されておらず、さらに、平成10年4月には債務者の失踪を把握していたにもかかわらず、2名の連帯保証人への請求等が速やかに行われていない。

連帯保証人のうち1名への連絡は、債務者の失踪を知ってから6年も経過した平成16年8月に入ってからであり、もう1名の連帯保証人への連絡は、さらに7年経過した平成23年11月のことである。

普通地方公共団体の長は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令171条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令171条の2第1号）。

連帯保証人に請求を行う具体的な時期は、法令等に特に規定はないが、本ケースにおいては債務者が失踪してしまっており、債務者本人からの速やかな履行が見込めないのは明らかであるから、遅くとも、失踪を把握した時点では連帯保証人への請求を検討して然るべきである。連帯保証人にとっても、長期間滞納が続き、延滞金等が膨らんだ後に請求されると、大きな不意打ちを受けることになる。連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求が権利濫用として認められないとする裁判例もある（広島地方裁判所福山支部平成20年2月21日判決）。

本ケースにおいて、平成23年11月に連絡を受けた連帯保証人は、貸与申請書に残された自身の署名、押印を示されても保証したことを否認しているが、かかる申請は貸与開始前、平成3年ころのことであり、そこから20年も経過していることからすると、否認されてもやむを得ないと思料する。

【指摘事項】

債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。

【問題点④】

平成16年10月より連帯保証人（実父）が分納することとなったが、返済計画書等の書面が作成されていない。

返済計画書等を作成しておくことは、債務者等との分納条件を明確にし、債務者等に分納を意識付けることにも繋がる。また、分納の期限どおりに履行されなかった場合には、速やかに催促等を行うことが債権回収の実効性を高める。

【指摘事項】

債務者や連帯保証人から分納の申出を受けた場合は、速やかに返済計画書等を作成すべきである。

【問題点⑤】

平成 17 年 12 月に、債務者が県外の病院で勤務を始めたことが判明した。にもかかわらず、債務者の母から受けた「臨時採用で正式採用になるか分からない」という説明のみで、安易に分納の継続を認めており、債務者本人からの聴取や資力証明書等による資力調査を行っていない。

【指摘事項】

債務者等の支払能力に変化が生じた場合には、速やかに適切な資力調査を行うべきである。

【問題点⑥】

平成 21 年 10 月ころ、債務者と連絡が取れるようになったが、その際、債務者が平成 9 年に自己破産し免責決定を受けていることを知り、そのことだけで債務者への請求はできないと判断している。

しかしながら、破産法 253 条 1 項 6 号は、「破産者が知りながら債権者名簿に記載しなかった請求権（当該破産者について破産手続開始の決定があったことを知っていた者の有する請求権を除く。）」については、破産免責の効力が及ばないとしているところ、県は、債務者が自己破産手続きをとった平成 9 年当時、そのことを知らなかったようであり、債務者が県の債権を債権者名簿に記載していない可能性が十分にある。

そうすると、県の債務者に対する債権には免責の効力が及んでいない可能性がある。

【指摘事項】

県の債権が破産免責されるか否かについて再調査、再検討すべきである。

(3) ケース 2**【債権の発生原因】**

債務者は、平成 24 年 4 月から平成 26 年 3 月まで月額 32,000 円、総額 768,000 円の貸与を受けた。しかし、返還の裁量猶予を受けていた平成 28 年 1 月に返還免除施設を退職したことから全額返還義務が生じた。

債務者は、出産した子に障害があったため仕事には就けず、平成 29 年 1 月に履行延期申請を行い、同年 2 月から平成 33 年 6 月までの履行計画書（平成 29 年 2 月分、3 月分が各 5,000 円、後、同年 4 月分より月額 15,000 円）を提出したことから、平成 29 年 2 月 22 日付で履行延期が承認された（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 項 1 号）。

しかしながら、債務者は、平成 29 年 3 月に 10,000 円を支払った後は、同年 8 月に 15,000 円、平成 30 年 7 月に 15,000 円をそれぞれ支払ったのみで、その余の弁済

はなされていない。

【問題点⑦】

債務者に対しては、平成 30 年 5 月に電話が掛けられ、支払いについて意思確認をしているが、催告の手続が遅い。

債務者は、平成 29 年 4 月以降、履行計画書にしたがった弁済ができていないのであるが、債務者への連絡がなされたのは、その 1 年後である。

【指摘事項】

履行期限までに弁済がなされなかった場合には、債務者に対し、速やかに催告等を行うべきである。

【問題点⑧】

債務者は、平成 29 年 4 月以降、履行計画書にしたがった弁済ができていなかったが、連帯保証人 A（債務者の母）に対して電話で連絡をとったのは、その 1 年後の平成 30 年 5 月である。その上、A に対する電話の内容は、債務者が返還できないと述べているので、返還通知をさせていただいてよろしいかという、いわば「返還伺い」に止まっている。

また、連帯保証人 B（債務者の叔父）に対しては、電話での連絡すらとっていない。

これらの点についての問題点は、ケース 1 の問題点③で述べたとおりであり、普通地方公共団体の長は、督促後相当期間を経過しても債務が履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされているため（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）、平成 30 年 5 月になされた連帯保証人への連絡は遅いと言わざるを得ず、連帯保証人に対する請求は、同月の時点で、既になされているべきであった。

【指摘事項】

債務者本人からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。

(4) ケース 3

【債権の発生原因】

債務者は、平成 13 年 4 月から平成 16 年 3 月まで月額 36,000 円、総額 1,296,000 円の貸与を受けた。しかし、免許取得後に返還債務免除対象施設に就業しなかったため全額返還義務が生じた。

返還命令の内容としては、平成 16 年 4 月から平成 19 年 3 月まで月額 36,000 円ずつとなっていたが、実際には、債務者より平成 18 年 12 月から平成 29 年 4 月まで月額 10,000 円ずつ返還されている。

【問題点⑨】

債務者は、平成18年に自己破産手続をとっているが、債務者の自己破産後も、平成29年9月まで、連帯保証人ではなく債務者から分割納付を受けており、納付がなされなくなった後も連帯保証人に対する請求等がなされていない。

本ケースでは連帯保証人が存在し、平成19年から平成21年頃には、連帯保証人に対する文書督促がなされているが、それ以上の請求等はなされていない。自己破産が債務者の経済的更正を支援し生活再建を支える制度であることに照らせば、自己破産手続後も、保証人に請求するのではなく、債務者に対して納付書を送付し納付を促すことは、前記制度趣旨に反するものであり、望ましくない。

【指摘事項】

自己破産手続をとるなど、債務者に返還困難な事情が生じた場合には、速やかに連帯保証人に対する請求等を行うべきである。

第6 障害福祉課

1 債権の概要

(1) 障害福祉課が管理する、平成29年度に収入未済のあった債権は以下のとおりである。

- ① 知的障害者施設入所負担金
- ② 児童保護費保護者負担金
- ③ 心身障害者扶養共済掛金
- ④ 心身障害者扶養共済過払年金返還金
- ⑤ 経過的福祉手当返還金
- ⑥ こども医療福祉センターの入院費・外来費・雑収入（洗濯代等）合計

(2) 債権の性質

上記①，②は強制徴収公債権。

消滅時効の期間や起算点などは，地方自治法による。

その他は私債権。

消滅時効の期間や起算点などは，民法による。

なお，⑤については，これを公債権とする見解もあるが，監査人としては私債権とする見解に立つため，以下，かかる見解を前提として記述する。

2 収納状況

債権名 [知的障害者施設入所負担金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	3084400	112	89400	3	0	0	2995000	109
	合計	3084400	112	89400	3	0	0	2995000	109
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	2995000	109	59000	3	0	0	2936000	106
	合計	2995000	109	59000	3	0	0	2936000	106
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	2936000	106	170000	4	0	0	2766000	102
	合計	2936000	106	170000	4	0	0	2766000	102

債権名 [児童保護費保護者負担金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	464,240	82	90,000	19	0	0	374,240	63
	過年度	31,238,320	1626	1,244,540	67	3,870,520	219	26,123,260	1340
	合計	31,702,560	1708	1,334,540	86	3,870,520	219	26,497,500	1403
平成28年度	現年	550,200	51	94,500	18	0	0	455,700	33
	過年度	26,497,500	1403	1,274,900	63	3,314,100	105	21,908,500	1235
	合計	27,047,700	1454	1,369,400	81	3,314,100	105	22,364,200	1268
平成29年度	現年	895,100	101	419,000	53	0	0	476,100	48
	過年度	22,364,200	1268	1,185,000	55	496,000	35	20,683,200	1178
	合計	23,259,300	1369	1,604,000	108	496,000	35	21,159,300	1226

債権名 [心身障害者扶養共済掛金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	631,200	60	249,700	22			381,500	38
	過年度	6,212,550	812	332,450	48			5,880,100	764
	合計								
平成28年度	現年	358,800	36					358,800	36
	過年度	6,261,600	802	783,320	94			5,478,280	708
	合計								
平成29年度	現年	317,700	33	5,800	2			311,900	31
	過年度	5,990,080	744	1,267,800	143			4,722,280	601
	合計								

債権名 [心身障害者扶養共済過払年金返還金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	200,000	5	11,000	2			189,000	5
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度	189,000	5	5,000	1			184,000	5
	合計								
平成29年度	現年								
	過年度	204,000	6	25,000	2			179,000	5
	合計								

債権名 [経過の福祉手当返還金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	1	0	1			764610	1
	過年度	0	1	0	1			764610	1
	合計	0	1	0	1			764610	1
平成28年度	現年	0	1	0	1			764610	1
	過年度	0	1	0	1			764610	1
	合計	0	1	0	1			764610	1
平成29年度	現年	0	1	0	1			764610	1
	過年度	0	1	0	1			764610	1
	合計	0	1	0	1			764610	1

債権名 [こども医療福祉センターの入院費・外来費・雑収入(洗濯代等)合計]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	105,224	38	2,000	1	0	0	103,224	38
	過年度	626,642	92	337,305	41	12,435	7	276,902	48
	合計	731,866	130	339,305	42	12,435	7	380,126	86
平成28年度	現年	131,108	26	2,000	1	0	0	129,108	26
	過年度	378,616	84	131,140	41	0	0	247,476	45
	合計	509,724	110	133,140	42	0	0	376,584	71
平成29年度	現年	72,820	15	0	0	0	0	72,820	15
	過年度	375,384	70	172,772	40	0	0	202,612	33
	合計	448,204	85	172,772	40	0	0	275,432	48

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている主要な債権の管理状況につき、集中的にヒアリング（平成30年10月10日）を実施するとともに、後日、追加資料提出を受けその精査及び追加ヒアリング（平成31年1月11日）を行った。

4 問題点の抽出

(1) 債権管理簿について

【問題点①】

知的障害者施設入所負担金につき、債権管理簿の記載が極めて不十分であった。

債権管理簿に記載されるべき、債権の「種類」、「債務者の住所」、債権の「発生年月日」、「発生原因」、「納入通知」、「督促状」等の記載がない。また、少額の分納を不定期に受け続けているにも関わらず、「債権の消滅」欄には、平成14年までの分納しか記載されていない。債権管理簿からは、債権の全体像を把握することができず、債権管理上問題がある。

障害福祉課は、児童保護費保護者負担金について、債権管理簿に代えて「児童保護措置負担金管理票」という書式で債権管理をしている。数千円程度の少額な分納を受けている債務者が複数いるが、上記管理表には分納された金銭について、記載されていないものが散見された。別途作成されている「債権管理台帳」には分納の受領金額が記載されているが、どの債権に充当されたものか、充当の結果、債権残高がいくらになったのかが明らかではない。

【指摘事項】

「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。

分納を受けた場合は、債権の一部消滅であるから、消滅額を記載し、充当された債権を特定し、債権残高が分かるよう、債権管理簿に記載しておくべきである。

(2) 知的障害者施設入所負担金

【債権の発生原因】

知的障害者福祉法に基づき、障害者支援施設等への入所などの措置を取った場合、同法 27 条の規定に基づき、本人又は扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収するもの。徴収額については、「知的障害者福祉法第 27 条の規定に基づく費用の徴収に関する規則」において定められている。

【問題点②】

少額の分納を受けているケースがあるが、強制徴収公債権であるにも関わらず、財産調査や滞納処分を検討した形跡がない。

【指摘事項】

強制徴収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続をとるべきである。

(3) 児童保護費保護者負担金

【債権の発生原因】

児童福祉法に基づく保護措置等をとった場合、同法 56 条 2 項の規定に基づき、児童福祉施設等の入所費用等につき、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、費用の全部又は一部を徴収するもの。徴収額については、長崎県児童福祉法施行細則において定められている。

【問題点③】

保護措置等をとられた本人が債務者となっている場合が複数あったが、「児童保護措置負担金管理票」には、「扶養義務者」欄に本人の名前が記載されている。本人あるいは扶養義務者、いずれの立場として費用負担義務が発生しているのか、債権の発生原因に関わる事項であるにもかかわらず、「児童保護措置負担金管理票」上は不明確である。

【指摘事項】

保護措置等をとられた本人が費用負担義務者となる場合は、債権管理簿上、そのことを明らかにしておくべきである。

【問題点④】

少額の分納を受けているケースが多いが、費用負担者となっている者に対して催促をするのではなく、その親族に対してのみ催促をしたり、親族からのみ分納を受けたりしているケースが散見された。そのうち、本人からの債務確認書を徴していないケースもあった。

本人から分納を受けず、債務確認書も徴していない場合、親族から分納を受けていても時効が中断せず、時効消滅している可能性がある。

【指摘事項】

債務者から弁済されず、債務確認書も徴していない場合、滞納処分等の時効中断の手続をとっておくべきである。

公債権であるので、時効期間が経過しているものについては、速やかに不納欠損処分をすべきである。

【問題点⑤】

強制徴収公債権であるにも関わらず、債務者やその親族からの聴取以外、財産調査をしておらず、滞納処分を検討した形跡もない。

福祉的観点から滞納処分等を行っていないものと思われるが、本人は児童福祉施設等を退所しているケースが全てであり、滞納処分等は当然検討されるべきと考える。また、強制徴収公債権については履行延期の特約等はできない扱いとなっており（「債権の管理について」第2・6・イ）、時効中断の観点からも、滞納処分が必要と言える。

【指摘事項】

強制徴収公債権につき、督促状を送付した後、相当の期間を経過してもなお全部の履行がなされない場合は、特段の事情がない限り、財産調査を行った上、滞納処分の手続をとるべきである。

(4) 心身障害者扶養共済掛金

【債権の発生原因】

心身障害者扶養共済制度は、長崎県心身障害者扶養共済制度条例に基づき創設された。心身障害者の保護者が加入者となって掛金を払込み、保護者が死亡、または重度後遺障害になったときに障害者に終身年金が支給される制度である。県が、独立行政法人福祉医療機構と保険契約を締結し、同機構に保険料を支払うため、未払掛金は県の債権となる。

【問題点⑥】

証拠書類等の管理が極めて不十分である。

昭和から平成10年ころまでに発生した債権が大半であるが、平成20年以前の証拠書類等がほとんど無い。時効中断措置が行われているか不明であるし、法的手続により回収をしようとした場合、裁判手続を維持できない可能性も高い。

【指摘事項】

収入未済となっている債権については、証拠書類や交渉履歴等を確実に保管しておくべきである。

【問題点⑦】

債権管理簿に、最初の督促状発送の記載がない。最初の督促には時効中断効があるため、時効の起算点が債権管理簿からは不明確になっている。

【指摘事項】

時効の起算点を明らかにする等のため、債権管理簿には初回の督促状発送日を記載しておくべきである。

(5) 心身障害者扶養共済過払年金返還金

【債権の発生原因】

心身障害者扶養共済年金の受給権者である障害者本人が死亡した場合、共済に対し死亡届が必要であり、死亡届により年金は死亡翌月から不支給となる。しかし、死亡届が提出されなかったことから、死亡した月の翌月以降に支給された年金が過払いとなり、その返還請求権が発生したものの。

【問題点⑧】

過払年金の返還義務を負うのは、原則として受給権者の相続人であるが、受給権者死亡後速やかに相続調査等をしておらず、返還請求が遅れている事例が散見された。

【指摘事項】

年金受給権者の死亡により発生した過払年金の存在が判明した場合、できるだけ速やかに相続調査を行い、債務者となる相続人を確定し、当該相続人に対する返還請求を行うべきである。

(6) 経過的福祉手当返還金

【債権の発生原因】

経過的福祉手当とは、昭和61年3月31日において20歳以上であり、現に従来の福祉手当の受給者であった者のうち、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない者を対象に、月額14,650円（平成30年4月支給分より）支給するもの。

1名のみ債務者は、障害基礎年金を平成4年5月から受給しているが、併給できないはずの経過的福祉手当も平成4年5月から平成17年8月まで併給されており、経過的福祉手当分の返還請求権が県の債権となった。

【問題点⑨】

担当課は、旧厚生省が監修した書籍の記載を根拠に、同返還金を非強制徴収公債権として扱っているが、民法上の不当利得にあたり、私債権ではないかと考えられる。

【見解】

過払手当の不当利得返還請求債権については、手当が公法上の原因によって生じた債権であり、過払い手当の返還がその裏返しの権利であるとして、地方自治法（以下「法」という。）236条1項の適用がある（消滅時効期間は5年）とする見解がある。

しかしながら、過払手当の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は10年と考えられる。その理由は以下のとおりである。

ア 私法上の原因によって発生した債権であること

過払手当の返還請求権は、公法上の原因（手当の支払い）によって発生するものではなく、あくまでも手当の併給禁止を潜脱した過払いによって生じた不当利得であり、私法上の原因（民法703条）によって発生した債権といえる。

イ 債務者に不服申立ての手段がないこと

経過的福祉手当について、併給できないことが判明した際、受給資格喪失の処分が行われる。これは行政処分といえる。しかし、当該行政処分からそれまでの過払手当の返還請求権が発生するのではなく、前述のように民法の不当利得を根拠に発生するものと考えられる。よって、返還請求債権は行政処分によって発生する債権ではないため、債務者には不服申立ての手段がない。

ウ 一連の司法判断

従来、水道料金は行政実例により公法上の債権とされていたが、水道供給契約が私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権であると判示した東京高等裁判所平成13年5月22日判決（最高裁判所平成15年10月10日決定・上告不受理）を受け、行政実例が変更されている。

また、従前、公立病院の診療に関する権利についても見解が分かれており、行政実例では公法上の債権とされていたが、最高裁判所は、公立病院の診療に関する権利は民法に定める債権に該当するとして、民法170条1号により時効期間を3年と判示したため（最高裁平成17年11月21日判決）、行政実例は変更されるに至っている。この平成17年の最高裁判決は、公立病院の診療に関する権利については、国の権利義務を早期に決済する必要性といった行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互における損害賠償の関係とその目的性質を異にする必要がないと判示しており、係争請求権の具体的な目的や性質に着目した時効規定適用基準を示している。過払手当の不当利得返還請求債権についても、行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互の関係（私的年金とその受給者）と何ら性質を異にするものではない。

その後も、管理職ではない消防職員であった被告らに対する管理職手当の返還を求める不当利得返還請求訴訟の下級審において、裁判所は、「原告の本訴請求は、民法上の不当利得返還請求権に基づくものであり、消滅時効期間は、10年になる」

と判示し、法 236 条により 5 年の消滅時効に服するとする被告らの主張を排斥している（名古屋地方裁判所平成 23 年 11 月 30 日判例）。

このような一連の司法判断を踏まえれば、過払給与の返還請求債権の性質が司法の場で争われれば、消滅時効期間は 10 年である旨の判断がなされることが考えられる。

エ 結論

過払手当の返還請求債権を公債権とする県の取り扱いを否定するものではないが、以上の事情に照らせば、当該債権は私債権であり、消滅時効期間は 10 年と考えられるため、今後の裁判例の動向には留意すべきである。

第7 原爆被爆者援護課

1 債権の概要

原爆被爆者援護課が管理する債権は、

- ①健康管理手当返還金
- ②介護保険等利用被爆者助成返還金

である。

(1) 制度の趣旨

ア 健康管理手当

健康管理手当は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 27 条に基づき、都道府県知事が、被爆者であって、造血機能障害、肝臓機能障害その他の厚生労働省令で定める障害を伴う疾病（原子爆弾の放射能の影響によるものではないことが明らかであるものを除く）にかかっている者に対して支給する手当である。支給される手当の額は、平成 30 年 4 月現在の支給単価で毎月 34,430 円である。

イ 介護保険料利用被爆者助成

厚生労働省が行う被爆者に対する各種福祉事業のひとつとして、介護保険等利用被爆者助成事業がある。介護保険法に規定する介護福祉施設サービス又は通所介護、短期入所生活介護若しくは小規模多機能型居宅介護等を受け、当該費用を負担する被爆者、及び老人福祉法に規定する養護老人ホームまたは特別養護老人ホームに入所し、当該施設の入所に係る費用の一部を負担する被爆者に対して、利用者負担の軽減措置を図るもので、長崎県においても予算化を行い実施している。

(2) 債権の性質

非強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

なお、偽りその他不正の手段により原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく給付を受けた者については、同法 47 条に基づき、国税徴収の例により強制徴収を行うことができる。

2 収納状況

債権名 [健康管理手当返還金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	72,000	1	0	0	0		72,000	1
	過年度	1,079,140	3	18,000	1	0		1,061,140	3
	合計	1,151,140	4	18,000	1	0		1,133,140	4
平成28年度	現年	27,950	1	0	0	0		27,950	1
	過年度	1,133,140	3	68,000	2	0		1,065,140	3
	合計	1,161,090	4	68,000	2	0		1,093,090	4
平成29年度	現年	0	0	0	0	0		0	0
	過年度	1,093,090	3	78,000	2	0		1,015,090	3
	合計	1,093,090	3	78,000	2	0		1,015,090	3
債権名 [介護保険利用被爆者助成返還金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年	8,355	1	0		0		8,355	1
	過年度	0	0	0		0		0	0
	合計	8,355	1	0		0		8,355	1
平成29年度	現年	0	0	0		0		0	0
	過年度	8,355	1	0		0		8,355	1
	合計	8,355	1	0		0		8,355	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 4 件すべての債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 21 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている全 4 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 1 件である。

なお、下記で指摘する債権については、これを公債権とする見解もあるが、監査人としては私債権とする見解に立つため、以下、かかる見解を前提として記述する。

【債権の発生原因、概要】

平成 11 年 7 月に健康管理手当受給者 A が死亡したが、受給者の子どもである B が死亡届を提出しなかったことから、A 死亡後も健康管理手当が A 名義の預金口座に振り込む方法によって支払われた。死亡届の未届が発覚後、平成 17 年 1 月に法定相続人の 1 人であった B を債務者として調定を行ったが、実際には B の妻である C から同年 2 月に返還誓約書を徴し返還を受けていた。その後、B から C に債務者の変更を行い、現在まで C が一月当たり 5,000 円から 10,000 円程度の分納を続けている。なお、B と C は平成 22 年に離婚しているが、離婚後も C が分納を

続けている状況である。

【問題点①】

返還義務者の特定の調査が不十分である。

本件では、A死亡後も健康管理手当がA名義の銀行口座に振り込まれている。後述するように、本件債務は、不当利得に基づく返還債務（民法 703 条）であると考えられ、返還義務を負うのは実際に亡Aの健康管理手当を利得していた者と考えられるが、本件においてはA死亡後の銀行口座を管理していた者が誰か、実際に健康管理手当を利得していた者が誰かの特定が十分になされていない。

にもかかわらず、当初はBを債務者として調定しており、その後Bの妻であるCへの債務者変更の手続きを行い、以後Cから返還を受けている。

なお、債務者変更の手続のきっかけとなったCからの誓約書については、その文言からは、本来の返還義務を負う債務者がBであるのか、Cが債務引受や第三者弁済などいかなる法的根拠に基づいて返済義務を負うのか、などが不明である。

債務者の特定は、時効の管理等についても重要な意味を持つ。本来の債務者ではない第三者からの弁済を受領していても、債務者との関係では時効の中断効はなく、時効が進行してしまうからである。

本ケースでは、平成 24 年、BからCに債務者を変更する際、県の顧問弁護士に相談するなどしており、その時点で法的検討を行ったようであるが、債権が発生した当初、調定する時点では、債務者の特定や支払義務の法的根拠につき十分な調査・検討が行われていたとは言えない。

【意見】

今後発生する債権については、債権発生時、調定を行う時点で、法的根拠を明確にしつつ、債権の発生原因や債務者特定の調査を適切に行うことが望ましい。

【問題点②】（※以下の記載は、過払い健康管理手当返還請求債権が私債権であることを前提としている。）

本件において、債権管理簿の債権発生日欄には調定決議日が記載されている。県担当者に確認したところ、調定決議日を債権発生日と認識しているとの回答を得た。

しかし、次に述べるとおり、本件の過払い健康管理手当返還請求権は、不当利得（民法 703 条）に基づく返還請求権であり、私法上の債権であると考えられる。そして、不当利得返還請求権は不当利得成立時から 10 年の消滅時効に服するから、債権発生日は不当利得成立時であり、調定決議日ではないと考えられる。

【見解】

県担当者は、過払健康管理手当返還請求権について、健康管理手当が公法上の原因によって生じた債権であり、過払手当の返還はその裏返しの権利であるとして、地方自治法（以下「法」という。）236条1項の適用がある（消滅時効期間は5年）との見解に従い、本債権を公債権であると解釈している。

しかし、過払健康管理手当返還請求権は私債権であり、消滅時効期間は10年、起算点は不当利得成立時と考えられる。その理由は以下のとおりである。

(1) 私法上の原因によって発生した債権であること

過払健康管理手当返還請求権は、公法上の原因（健康管理手当の給付）によって発生するものではなく、あくまでも健康管理手当の過払いによって生じた不当利得であり、私法上の原因（民法703条）によって発生した債権と言える。

(2) 債務者に不服申立ての手段がないこと

前述のとおり、行政庁による健康管理手当の過払い金は民法上の不当利得に当たり、その返還請求権は行政庁の処分行為によって発生する債権ではないため、債務者には不服申立ての手段がない。

(3) 一連の司法判断

従来、水道料金は行政実例により公法上の債権とされていたが、水道供給契約が私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権であると判示した東京高等裁判所平成13年5月22日判決（最高裁判所平成15年10月10日決定・上告不受理）を受け、行政実例が変更されている。

また、従前、公立病院の診療に関する権利についても見解が分かれており、行政実例では公法上の債権とされていたが、最高裁判所は、公立病院の診療に関する権利は民法に定める債権に該当するとして、民法170条1号により時効期間を3年と判示したため（最高裁平成17年11月21日判決）、行政実例は変更されるに至っている。この平成17年の最高裁判決は、公立病院の診療に関する権利については、国の権利義務を早期に決済する必要性といった行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互における損害賠償の関係とその目的性質を異にする必要がないと判示しており、係争請求権の具体的な目的や性質に着目した時効規定適用基準を示している。本件の健康管理手当過払い金の不当利得返還請求債権についても、行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互の関係（使用者と被用者）と何ら性質を異にするものではない。

その後も、管理職ではない消防職員であった被告らに対する管理職手当の返還を求める不当利得返還請求訴訟の下級審において、裁判所は、「原告の本訴請求は、民法上の不当利得返還請求権に基づくものであり、消滅時効期間は、10年になる」と判示し、法236条により5年の消滅時効に服するとする被告らの主張を排斥している（名古屋地方裁判所平成23年11月30日判例）。

このような一連の司法判断を踏まえれば、過払健康管理手当返還請求権の性

質が司法の場で争われれば、消滅時効期間は10年である旨の判断がなされると考えられる。

(4) 結論

本債権を公債権とする県の取り扱いを否定するものではないが、以上の事情に照らせば、過払健康管理手当返還請求権は私債権であり、消滅時効期間は10年と考えられるため、今後の裁判例の動向には留意すべきである。

【問題点③】

分割納付の判断の際に、基本的な財産調査を行っていない。

「長崎県債権管理規程の運用について」によれば、地方自治法等に基づき分割納付の判断を行う際には、金融機関に対する取引状況の照会等の財産調査（任意調査）を行うこととされている。また、財産状況の把握のため、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出を求めることとされている。さらに、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管課にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図ることとされている。

本件においては、平成17年に履行延期特約を承認しており、その際には所得証明書の提出を求めるなど基本的な財産調査が行われている。しかし、履行延期特約どおりの支払を受けることが出来なくなった後は、法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付を受けており、この分割納付の判断の際には、B及びCからの聴取のほかに、課税証明書や源泉徴収票等本人の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めたりするなど、客観的な財産調査を行っていない。

【指摘事項】

安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、また「長崎県債権管理規程の運用について」に基づき、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。

第8 こども未来課

1 債権の概要

こども未来課が管理する債権は、長崎県私立学校教育振興補助金返還金である。

(1) 制度の趣旨

長崎県が私立学校振興費として予算化し、各私立幼稚園の運営を助成するために交付する補助金である。補助金額は、園児や教員の数等によって決まる。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [長崎県私立学校教育振興費補助金返還金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
平成29年度	現年	4,035,000	1	0	0	0	0	4,035,000	1
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4,035,000	1	0	0	0	0	4,035,000	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 1 件の債権管理につき、ヒアリング（平成 30 年 8 月 7 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている全 1 件の債権につき監査した結果、管理には特に問題はないと判断した。

第9 こども家庭課

1 債権の概要

こども家庭課が管理する債権は、

- ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金
- ② 児童保護費保護者負担金
- ③ 児童扶養手当過払返納金

である。

(1) 制度の趣旨

ア 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子及び父子並びに寡婦福祉法及び同法施行令を受けた長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付施行細則に基づき、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、経済的自立の援助及び生活意欲の向上を図り、併せて、その扶養している児童・子の福祉を増進させることを目的として、各種資金の貸付けを行う制度である。

イ 児童保護費保護者負担金

長崎県児童福祉法施行細則に基づき、児童の施設入所措置（児童福祉法 27 条 1 項 3 号）を行った場合などに、知事が扶養義務者に対して負担能力に応じて一定の費用を徴収する制度である。

ウ 児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき、父母の離婚などにより父親又は母親と生計を同じくしていない児童が育成されるひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために支給される手当である。

(2) 債権の性質

母子父子寡婦福祉資金貸付金については私債権。消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

児童保護費保護者負担金については強制徴収公債権。消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

児童扶養手当過払返納金については非強制徴収公債権。消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

2 収納状況

債権名 [母子寡婦福祉資金貸付金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	179,597,908	1,999	156,127,240	0	0	0	23,470,668	1,999
	過年度	205,637,177	942	26,055,890	0	0	0	179,581,287	942
	合計	385,235,085	2,941	182,183,130	0	0	0	203,051,955	2,941
平成28年度	現年	152,724,064	1,553	135,389,990	0	0	0	17,334,074	1,553
	過年度	203,051,955	925	27,506,558	0	0	0	175,545,397	925
	合計	355,776,019	2,478	162,896,548	0	0	0	192,879,471	2,478
平成29年度	現年	146,018,937	1,465	130,268,730	1,352	0	0	15,750,207	113
	過年度	192,879,471	856	25,158,085	462	0	0	167,721,386	394
	合計	338,898,408	2,321	155,426,815	1,814	0	0	183,471,593	507

債権名 [児童保護費保護者負担金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	18,851,224	1,511	12,451,234	869	0	0	6,399,990	642
	過年度	39,754,270	4,349	2,253,640	684	5,308,090	535	32,192,540	3,130
	合計	58,605,494	5,860	14,704,874	1,553	5,308,090	535	38,592,530	3,772
平成28年度	現年	20,604,706	1,520	14,626,986	957	0	0	5,977,720	563
	過年度	38,570,530	4,165	3,513,450	809	3,871,870	428	31,185,210	2,928
	合計	59,175,236	5,685	18,140,436	1,766	3,871,870	428	37,162,930	3,491
平成29年度	現年	19,530,070	1,700	13,158,760	1,073	0	0	6,371,310	627
	過年度	37,153,250	3,881	3,287,590	873	3,963,880	451	29,901,780	2,557
	合計	56,683,320	5,581	16,446,350	1,946	3,963,880	451	36,273,090	3,184

債権名 [児童扶養手当過払返納金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	40,964,640	153	3,129,610	106	0	0	37,835,030	136
	合計	40,964,640	153	3,129,610	106	0	0	37,835,030	136
平成28年度	現年	1,178,130	1	338,140	1	0	0	839,990	1
	過年度	37,995,040	136	2,504,060	136	0	0	35,490,980	126
	合計	39,173,170	137	2,842,200	137	0	0	36,330,970	127
平成29年度	現年	1,410,220	4	94,320	3	0	0	1,315,900	4
	過年度	36,542,290	128	2,380,340	92	0	0	34,161,950	124
	合計	37,952,510	132	2,474,660	95	0	0	35,477,850	128

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている多数の債権につき、100万円以上の多額の収入未済のケース35件の中から10件を抽出し、集中的にヒアリング(平成30年10月2日)を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

抽出した10件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の2件である。

なお、債権管理全体に係る管理上の問題点も存在したことから、個別の債権管理上

の問題点の指摘等を行う前に、全体としての問題点の指摘等を行うこととする。

(1) 全体の問題点

【問題点】

児童扶養手当過払債権管理台帳において、同一人物の同一債権について、債権管理簿が複数作成されているものが見受けられた。県担当者によれば、現在使用している債権管理台帳システム上の問題で複数の債権管理簿が作成されることとなっている、とのことであった。

債権管理簿が複数作成されていることにより、返済計画や入金状況の把握、督促状況が債権管理簿を確認しても一義的に明らかではない記載となっている。

長崎県債権管理規程によれば、債権管理簿の記載要領として、原則として債権ごとに作成するものとされており、事務の複雑化を避け債権の適正かつ効率的な管理のためには、同一債権者に対する同一債権は一つの債権管理簿にまとめて記載すべきである。

【指摘事項】

同一債権者に対する同一債権の債権管理簿は、一つの債権管理簿にまとめ、長崎県債権管理規程に従い正しく記載し、適正な債権管理を行うべきである。

(2) ケース 1

【債権の発生原因、概要】

昭和 59 年、A に対して母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に基づき 168 万円を貸し付けた。償還期間は昭和 60 年 9 月から一月あたり 22,198 円（68 回払）。

知人 B が保証人となっている。

A は、昭和 62 年 1 月に 16,408 円を償還したほか、現在まで償還をしておらず、保証人からの償還もない。

【問題点①】

債務者及び保証人に対する督促の手続きが取られていない。

督促は、私法上の債権については地方自治法施行令 171 条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第 2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法令 171 条）、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

そして、地方自治法施行令 171 条を受けた長崎県財務規則 163 条では、督促は、督促日から起算して 20 日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。

また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行さ

れないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

しかし、本ケースにおいては、当初督促状や催告状を送付していたものの、債務者及び保証人らに対して上記に定める地方自治法令及び財務規則に基づく督促手続は取られていない。

履行期限経過後、速やかに督促手続を行うことは債権回収の実効性を高めるものである。

【指摘事項】

履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。

【問題点②】

保証人への督促の手続が遅い。

債権管理簿を確認すると、指導日の記録が残る平成 9 年から平成 18 年の間の 9 年間、保証人に対して督促をした記録がない。

保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

保証人にいつ請求すべきかは、特に規定はないが、当該債権については昭和 62 年から一度しか償還のない事案であり、債務者からの履行が見込めないのは明らかであるから、その時点で保証人への請求を検討してしかるべきである。

【指摘事項】

債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への督促等を行うべきである。

【問題点③】

当該債権について、時効中断の手続が取られておらず、消滅時効が完成している。本件では、昭和 62 年に一度償還して以後、債務者及び保証人からの償還はない。本債権は、私債権であると考えられるが、県として民法所定の時効中断の手続（民法 147 条）が取られていないことから、既に当該債権（主債務）は消滅時効が完成していると考えられる。

また、債権管理簿から、本件では A 及び B に対して請求書の送付や電話連絡が行われていることが確認できるが、本件の時効管理として、これらの行為には時効中断の効力は生じない。

【指摘事項】

債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

【問題点④】

長期間にわたり未収金債権として管理がなされている。

本件は、前述したように昭和62年に一度償還がなされているのみであり、債権発生からすでに約33年が経過したケースである。

これまでに時効中断の手続も取られておらず、保証人からの履行の期待はできない。また債務者及び保証人からの時効援用に係る意思の確認もできない。債権を管理し続ける管理コストは発生する一方で債権回収の可能性は低く、経済性の観点からは現状の管理が継続することには疑問がある。

かかるケースにおいては、「権利の放棄に係る議決を求める基準」に従い、財産調査等を行った上、権利の放棄等を行うことも検討することが望ましいと考える。

【意見】

長期間にわたり未収金となっている債権で、保証人からの履行が期待できず、当事者からの時効援用に係る意思の確認ができないようなケースにおいては、「権利の放棄に係る議決を求める基準」に従い、必要に応じて財産調査等を行った上、権利の放棄等を検討することが望ましい。

(2) ケース2

【債権の発生原因、概要】

平成12年4月から平成16年3月にかけて、Aに対して母子父子寡婦福祉資金貸付金制度に基づき288万円を貸し付けた。償還期間は平成16年10月から一月あたり30,000円(96回払)。

Aの子どもであるBが連帯借主、親族のC、Dが保証人となっている。

当初は計画どおりの償還をしていたが、平成18年頃から支払が遅れるようになり、Aは生活困難を理由に平成21年5月に自己破産手続を取った。その後、Aは平成28年9月から生活保護を受給している。

しかし、Aが自己破産手続をとった後も、Aが保証人に督促しないでほしいと希望したこと、Bの行方が分からないことなどから、県は平成21年以降もAに対して納付書を送付し(A宛に、Bの名前での納付書を送付)、Aからの分割納付を受けている。

【問題点①】

保証人に対して督促の手続きが取られていない。

督促は、私法上の債権については地方自治法施行令 171 条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第 2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法令 171 条）、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

そして、地方自治法施行令 171 条を受けた長崎県財務規則 163 条では、督促は、督促日から起算して 20 日以内の期限をしていた督促状によってしなければならないとされている。

また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

しかし、本件においては、少なくとも債権管理簿に記録されている平成 18 年以降現在まで、保証人に対して上記に定める地方自治法令及び財務規則に基づく督促手続は取られていない上、法令によらない事実上の催告や督促手続も取られていない。

本件では、債務者である A が、県担当者に対して保証人に連絡や督促をしないでほしいと強く希望したことが債権管理簿から明らかであるが、債務者が強く希望したことをもって債権者が保証人に対して督促手続をしないとすれば、保証人制度そのものが意味をなさないものと言える。

【指摘事項】

履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。

【問題点②】

債務者の自己破産後も、本人名義又は連帯借主名義の納付書を債務者に送付し、債務者から分割納付を受けている。

債務者である A は、生活困窮を理由に平成 21 年 5 月に自己破産手続をとり、その後、平成 28 年 9 月からは生活保護を受給している。

県は、A の自己破産手続後も、本人名義の納付書を債務者に送付し納付を促している。県は、自己破産手続をしている A に対して請求することはできないと A に説明するものの、A の求めに応じて納付書の名義を行方不明の連帯借主 B の名義に変更して A に送付しており、結局、A が納付することを前提に納付書を送付しているといえる。この納付書の送付は、A が生活保護を受給した平成 28 年 9 月以降も同様に続けている。

本件では、前述したように、A が、県担当者に対して保証人に連絡や督促をしな

いでほしいと強く希望したという事情はあるものの、保証契約の成立に問題がないこと、自己破産が債務者の経済的更正を支援し生活再建を支える制度であること、そして生活保護が生活困窮者に対して必要な保護を行い健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、保証人に何ら請求することもなく自己破産手続後もAに対して納付書を送付し納付を促すことは、前記制度趣旨に反するものであり、望ましくない。

債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手続をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手続をとることが望ましい（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 号，長崎県債権管理規程 12 条，15 条）。

【意見】

自己破産手続を取った債務者に対しては、履行延期の手続をとり、その後の収入状況に変化がないようであれば債務免除の手続を取ることが望ましい。

第10 経営支援課

1 債権の概要

経営支援課が管理する債権は、次のとおりである。

- ① 中小企業対策資金貸付金債権
- ② 中小企業自立化促進資金貸付金債権
- ③ 中堅企業育成設備譲渡資金貸付金債権
- ④ 県制度資金に係る損失補償金の回収金債権
- ⑤ 小規模企業者等設備導入資金貸付金債権
- ⑥ 小規模企業者等設備貸与資金貸付金債権
- ⑦ 中小企業設備近代化資金貸付金債権
- ⑧ 中小企業高度化資金貸付金債権

このうち、平成29年度に収入未済が存在する債権は、⑦の中小企業設備近代化資金貸付債権と、⑧の中小企業高度化貸付金債権である。

(1) 貸付金制度の趣旨

ア 中小企業設備近代化資金制度

中小企業近代化資金等助成法に基づき、中小企業者の経営の合理化のための設備であって、中小企業の振興に著しく寄与すると認められるものの設置に必要な資金の貸付を行う制度であるが、中小企業設備近代化資金制度に基づく新規の貸付は平成11年度の法改正により終了している。

イ 中小企業高度化資金制度

中小企業高度化資金制度とは、中小企業者が共同して経営基盤の強化を図るために組合などを設立して、工場団地・卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクターや商工会などが地域の中小企業者を支援する事業に対して、資金及びアドバイスの両面から独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）と都道府県が一体となって支援する制度である。

貸付の体系は、大きくは有利子貸付と無利子貸付に分けられ、貸付けの体系により、貸付金利、貸付割合などの貸付条件が決定し、貸付対象事業ごとに利用できる貸付の体系が分類されている。

長崎県においては、長崎県小規模企業者等設備導入資金貸付規則（以下「貸付規則」という。）が定められており、貸付規則3条2項に基づき、貸付対象者又は機構に対して金員を貸し付ける形態を取っている。

【根拠法令】

上記貸付規則のほか、独立行政法人中小企業基盤整備機構法15条1項3号及び4号

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法，商法による。

2 収納状況

債権名 [中小企業設備近代化資金貸付金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	38,846,990	7	8,000	1	6,938,000	3	31,900,990	4
	合計	38,846,990	7	8,000	1	6,938,000	3	31,900,990	4
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	31,900,990	4	1,658,000	3	0	0	30,242,990	2
	合計	31,900,990	4	1,658,000	3	0	0	30,242,990	2
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	30,242,990	2	20,000	1	0	0	30,222,990	2
	合計	30,242,990	2	20,000	1	0	0	30,222,990	2
債権名 [中小企業高度化資金貸付金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	43,958,681	1	3,640,000	1	0	0	40,318,681	1
	過年度	862,197,780	6	59,000	2	124,754,390	3	737,384,390	3
	合計	906,156,461	6	3,699,000	2	124,754,390	3	777,703,071	3
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	777,703,071	3	1,220,000	1	0	0	776,483,071	3
	合計	777,703,071	3	1,220,000	1	0	0	776,483,071	3
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	776,483,071	3	2,140,000	1	0	0	774,343,071	3
	合計	776,483,071	3	2,140,000	1	0	0	774,343,071	3

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 5 件すべての債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 23 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている全 5 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 2 件である。

(1) ケース 1

【債権の発生原因，概要】

債務者（法人，業態はパンの製造販売等）は，設備近代化資金として昭和 38 年 12 月に 1,500,000 円，昭和 39 年 11 月に 3,000,000 円の貸付を受けた。人的担保として，法人代表者 A，法人代表者の配偶者 B，法人代表者の知人 C が，それぞれ

れ連帯保証人となっている。物的担保はない。

債務者（法人）は昭和40年10月に操業停止。

昭和43年3月から、連帯保証人の一人であるAが月額3,000円程度の償還を行い、平成28年7月にAが死亡した後はAの子どもであるDが月額2,000円程度の償還を行っている。

【問題点①】

債務者（法人）に対する督促の手続きが遅い。

当該債権について、最初に調定されたのが昭和40年9月であるが、同年10月には債務者（法人）が操業を停止し、最初の督促の手続きが取られたのは昭和41年12月で、調定から1年以上経過した後に行われている。

督促は、私法上の債権については地方自治法施行令171条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第2・1・ア）、地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令171条）、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

そして、地方自治法施行令171条を受けた長崎県財務規則163条では、地方自治法施行令171条の規定による督促は、督促日から起算して20日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。

しかし、当該債権については、昭和40年の償還が全くなかったにもかかわらず、同年中に令及び財務規則に定められた督促手続が取られていない。

履行期限経過後、速やかに督促手続を行うことは債権回収の実効性を高めるものである。

【指摘事項】

履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者に対して速やかに督促手続を行うべきである。

【問題点②】

連帯保証人への督促の手続が遅い。

債務者（法人）は、二度目の貸付の翌年である昭和40年10月には操業を停止しているため、この時点で債務者（法人）からの回収はほぼ見込めない状況になったといえるが、連帯保証人の一人であるCへ最初に連絡したのは、昭和43年12月になってからであり、この時点で、債務者（法人）の操業停止からは3年以上が経過している。

督促については前述したとおりであるが、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなけれ

ばならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

連帯保証人にいつ請求すべきかは、特に規定はないが、当該債権については債務者（法人）が操業停止していることから、債務者からの履行が見込めないのは明らかであり、その時点で連帯保証人への請求を検討してしかるべきである。

【指摘事項】

債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。

【問題点③】

連帯保証人の相続人調査、相続放棄の確認等が十分に行われていない。

債務者（法人）の代表者であり連帯保証人の 1 人である A は、平成 28 年に死亡している。A の死亡時の法定相続人は、現在償還をしている D を含め 2 名存在する。

当該債権は、金銭債権であるが、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和 29 年 4 月 8 日，最三小判昭和 30 年 5 月 31 日，最判平成 16 年 4 月 20 日等）。

したがって、A が死亡した場合、当該債権は法定相続人の相続分（本件では D の相続分は 2 分の 1）に応じて直接承継されると考えられる。

本ケースにおいて、D 以外の相続人が相続放棄をしている場合には、連帯保証人 A の債務は全て D が相続することになるが、仮に D 以外の相続人が相続放棄をしていない場合には、D は当該債務の 2 分の 1 のみを承継することになる。

しかし、本ケースでは、D 以外の相続人の相続放棄の確認が記載されておらず、D との間で、本来 D には法的に支払義務のないかもしれない残債務全額についての債務確認書を徴求している。

また、連帯保証人 C についても、昭和 50 年頃に死亡しているが、正確な死亡時を確認しておらず、平成 20 年度に住民票調査は行われているものの、相続人調査が不十分である。C に相続人が存在した場合には、その相続人からの回収可能性について検討すべきところ、相続人調査が行われていないため、回収可能性についても全く検討されておらず、人的担保として全く機能していない。

【指摘事項】

債務者や連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行うべきである。

【問題点④】

債務者（法人）の代表者であり連帯保証人の一人であるAが、平成28年に亡くなり、平成29年にAの子どもであるDから債務確認書を取得し、返済計画書を作成したが、その返済計画書の作成名義が不明確である。

平成29年にDとの間で交わされた債務確認書は、5年ごとにDに支払われる生命保険を債務返済に当てることが記されたものとなっている。

しかし、かかる債務確認書の記載からは、債務の承認（民法147条）としては認められるものの、今後の分納条件を明確に記載したものとは認められない。

また、返済計画書についても、債務確認書と一体である書類であることを示す割り印やDの署名、押印がなく、返済計画書の作成名義がDであると一見して明らかではない。

返済計画書等を作成しておくことは、債務者等との分納条件を明確にし、債務者等に分納を意識付けることにも繋がる。また、分納の期限どおりに履行されなかった場合には、速やかに催促等を行うことが債権回収の実効性を高める。

【指摘事項】

債務者や連帯保証人と分納の取り決めをした際には、速やかに分納の条件を明らかにした返済計画書等を作成すべきである。また、返済計画書等は、署名押印を求めるなどして、作成名義が明らかとなる体裁で作成すべきである。

(2) ケース2

【債権の発生原因，概要】

債務者（法人，業態は産業廃棄物処理業者。）は、設備近代化資金として平成10年9月に40,000,000円の貸し付けを受けた。貸付翌年は据え置き、その後毎年10,000,000円を支払う5年の償還計画で貸し付けられた。

人的担保として、法人代表者A、法人代表者の配偶者B、法人監査役のCが、それぞれ連帯保証人となっている。物的担保として、事務所工場の土地建物、住宅の土地建物等が存在する。

平成12年に10,000,000円を償還して以後、債務者及び連帯保証人からの償還はなく、平成18年、平成19年に担保物件競売による配当から約3,200,000円を回収した。

平成28年1月に、連帯保証人であるA及びBが消滅時効の援用を行っている。

【問題点①】

債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促の手続きが取られていない。

本ケースでは、平成12年6月に10,000,000円の償還があったものの、次の償還期限である平成13年6月には予定通りの償還を受けられず、その後は連帯保証

人であるAに対して電話催告などを行っているが、BやCに対する督促手続きが速やかに取られていない。

督促は、私法上の債権については地方自治法施行令 171 条に基づき行うものであるところ（「債権の管理について」第2・1・ア），地方公共団体は債権について履行期限までに履行しない者があるときは，期限を指定して督促しなければならない（地方自治法令 171 条），履行期限までに履行しない者があるときは，期限を指定してこれを督促しなければならないとされている。

そして，地方自治法施行令 171 条を受けた長崎県財務規則 163 条では，督促は，督促日から起算して 20 日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。

また，保証人の保証がある債権については，督促後相当期間を経過しても履行されないときは，保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の2 第1号）。

しかし，本ケースにおいて督促手続きが取られたのは平成 19 年 10 月であり，債務者及び連帯保証人らに対して上記令及び財務規則に基づき速やかに督促手続きが取られていない。

履行期限経過後，速やかに督促手続きを行うことは債権回収の実効性を高めるものである。

【指摘事項】

履行期限が経過した債権については，地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い，債務者及び連帯保証人に対して速やかに督促手続きを行うべきである。

【問題点②】

当該債権について，時効中断の手续が取られておらず，消滅時効が完成している。

本ケースでは，平成 12 年に 10,000,000 円を償還して以後，債務者及び連帯保証人からの償還はなく，平成 18 年，平成 19 年に担保物件競売による配当から約 3,200,000 円を回収したのみで，その後償還等を行われていない。

主債務者との間では，平成 21 年 4 月に債務に関する残高確認書を取得しているが，その後，県として民法所定の時効中断の手續（民法 147 条）が取られていないことから，既に当該債権（主債務）は消滅時効が完成していると考えられる。

また，連帯保証人との関係では，Aとの間で平成 21 年 4 月に債務に関する残高確認書を取得しているが，平成 22 年 9 月以降，A及びBは電話連絡や文書での連絡，催告にも応じなくなり，A及びBの住所に直接訪問も行っているが面談できずに月日が経過し，残高確認書を取り交わしてから 5 年以上経過した平成 28 年 1 月 22 日に，A及びBから当該連帯保証債務について消滅時効の援用の意思表示を

受けた。

本ケースの時効管理として、連帯保証人A及びBに対する電話連絡や文書催告等は行っているものの、催告のみでは時効中断の効力は生じず（民法 153 条）、催告後 6 か月以内に裁判上の請求等を行わなければならない。このほか、債務者や連帯保証人らに対して民法所定の時効中断の手續（民法 147 条）が取られていないことから、当該債権（主債務）及び連帯保証債務について消滅時効が完成してしまったものである。

【指摘事項】

債権の消滅時効の管理として、時効完成前に債務承認や裁判上の請求等、民法所定の時効中断の手續を行うべきである。

第 11 雇用労働政策課

1 債権の概要

雇用労働政策課が管理する債権は、契約解除違約金債権である。

債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、商法による。

2 収納状況

債権名 [契約解除違約金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	205,200	1	0	0	0	0	205,200	1
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度	205,200	1	0	0	0	0	205,200	1
	合計								
平成29年度	現年								
	過年度	205,200	1	0	0	0	0	205,200	1
	合計								

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 1 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 20 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 1 件の債権につき監査した結果、次のような管理上の問題が認められた。

【債権の発生原因・概要】

佐世保高等技術専門校は、A社との間で、平成 26 年 5 月 9 日から平成 27 年 3 月 31 日までを契約期間とし空調設備の保守点検業務につき委託契約を締結した。委託契約では、A社の責めに帰すべき事由により委託業務を履行する見込みがないと明らかに認められるときには無催告解除ができる旨の条項があり、かかる解除がなされた場合には、A社は委託料の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として支払わなければならないこととなっていた。

委託契約を締結した後、A社は銀行の取引停止になるなど業務停止状態となったことから、佐世保高等技術専門校は、A社に対して平成26年12月9日に契約の解除を行った。

本件債権は、上記契約解除に基づく違約金債権である。

【問題点①】

債権管理簿の記載が不正確である。

債権管理簿によると、債権の名称を記載すべき名称欄には「認定訓練助成事業費補助金」と記載されている。

また、債権の発生年月日を記載する欄には、契約解除を行った「平成26年12月9日」の日付が記載されているが、一方で債権発生状況を記載する欄には、本件債権の調定を行った「平成28年1月18日」の日付が記載されている。

本件債権は、委託契約に基づく違約金請求債権であり、「認定訓練助成事業費補助金」ではなく、本債権管理簿に記載されている内容は事実と異なっている。「債権の管理について」によれば、債権の名称は、発生年度及び債務者とともに、その債権が特定するよう具体的に記載することとされていることから、本件債権についても事実に基づく正確な記載がなされるべきである。

また、同じく「債権の管理について」によれば、債権発生状況を記載する欄については、修学資金等のように一会計年度において同種、同名称の債権が数回にわたって発生したものについて、その発生年月日ごとに内訳を記載するものとされていることから、本件のように調定状況を記載する欄とは異なると考えられる。

債権管理簿の記載内容は、債権を管理する上で基本となる情報を正格に整理し把握するために重要となることから、正確な記載を行う必要がある。

【指摘事項】

債権管理簿は、「債権の管理について」の定めに基づき、正確な記載を行うべきである。

【問題点②】

相続人調査が不十分である。

A社は、株式会社であるが、その実情は代表取締役が1名のみの株式会社であり、株式の100%を代表取締役が有しているが、その代表取締役は平成27年9月に亡くなっており、県担当者からの聴取では、平成28年8月頃に代表取締役の長男から、相続放棄を行った旨電話で聴取したとのことであり、相続人の全てが相続放棄したとの認識であった。

しかし、代表取締役の法定相続人について戸籍調査をしておらず、また、代表取締役の配偶者や子どもらに対して相続放棄申述受理証明書の提出を求めるなど実際に相続放

棄がなされていることの確認もしていないのであるから、代表取締役の法定相続人全てが相続放棄し、本件では相続人が不在であると断定できる状態にはない。

本件の債権管理担当者は、法人の財産調査及び登記簿の確認等を行っているものの、本件は株式の100%を亡くなった元代表取締役が保有していたことから、その株式を相続した相続人が存在するか否かを調査する必要がある。また、本債権は私債権であり、仮に本件においてこのまま債務の支払いを誰からも受けられず消滅時効期間が経過し、権利の放棄を検討すべき時期が来た場合、時効の援用権者の存否及びその時効援用の意思の確認をしなければならないことから、当該株式の相続人の調査が必要である。

【指摘事項】

相続人の調査は戸籍等を元に相続関係図を作成するなどして、正確な相続人の把握に努めるべきである。また、相続放棄の確認を行う際には、相続放棄申述受理証明書などにより正確に確認すべきである。

第12 水産経営課

1 債権の概要

水産経営課が管理する債権は沿岸漁業改善資金の貸付金である。

(1) 貸与制度の趣旨

沿岸漁業改善資金の貸付制度とは、近代的な漁業技術の導入などを行おうとする沿岸漁業者に対し、県が無利子で貸付けを行い、これにより、沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大等に資することを目的とする制度である（沿岸漁業改善資金助成法1条、同法5条1項）。貸付限度額及び償還期間は、資金の種類や内容などに応じて予め定められおり（同法施行規則1条ないし3条、同法施行令2条ないし4条）、貸付けを受けようとする者は、担保の提供又は連帯保証人を立てることを求められるが（同法6条1項）、長崎県においては連帯保証人を立てることが原則となっており、担保の提供は、連帯保証人を立てることができない場合に限られている（長崎県沿岸漁業改善資金貸付規程5条1項、3項）。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [沿岸漁業改善資金 元金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	124,612,000	202	124,612,000	204	0	0	0	0
	過年度	8,845,000	6	278,000	11	0	0	8,567,000	5
	合計	133,457,000	208	124,890,000	215	0	0	8,567,000	5
平成28年度	現年	100,231,000	175	100,231,000	178	0	0	0	0
	過年度	8,567,000	5	118,305	13	0	0	8,448,695	5
	合計	108,798,000	180	100,349,305	191	0	0	8,448,695	5
平成29年度	現年	69,345,000	126	68,674,617	131	0	0	670,383	2
	過年度	8,448,695	5	48,000	12	0	0	8,400,695	5
	合計	77,793,695	131	68,722,617	143	0	0	9,071,078	7
債権名 [沿岸漁業改善資金 違約金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	38,254	14	38,254	14	0	0	0	0
	過年度	479,523	2	41,445	1	0	0	438,078	1
	合計	517,777	16	79,699	15	0	0	438,078	1
平成28年度	現年	37,130	18	37,130	18	0	0	0	0
	過年度	438,078	1	0	0	0	0	438,078	1
	合計	475,208	19	37,130	18	0	0	438,078	1
平成29年度	現年	48,502	14	48,502	14	0	0	0	0
	過年度	438,078	1	0	0	0	0	438,078	1
	合計	486,580	15	48,502	14	0	0	438,078	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 8 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 21 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 8 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 6 件である。

(1) ケース 1

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和 56 年 3 月 26 日、沿岸漁業改善資金として、2,325,000 円の貸付けを受けたが、漁業不振によって、昭和 60 年 3 月 10 日、昭和 61 年 3 月 10 日をそれぞれ償還期限とする債務について返済ができなくなり、同月 30 日に死亡した。

【問題点①】

当該債権については、債務者死亡後の昭和 61 年 5 月、同人の相続人（債務者の子）C に対して督促状を發し、その後も繰り返し督促状を發しているが、C は、平成 9 年 5 月に 48,000 円を弁済した後は、平成 15 年 9 月、平成 16 年 8 月に各 5,000 円、平成 17 年 9 月に 2,000 円を弁済したのみで、平成 26 年ごろには行方不明になっている。当該債権については、連帯保証人 A と B がおり、連帯保証人 B が平成 12 年 7 月に死亡していたことが平成 27 年 2 月になって判明し、同年 8 月には、連帯保証人 A も死亡していることが判明したが、同人らに対する催告等は、平成 27 年 2 月 3 日までなされていなかった。

地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならず（地方自治法施行令 171 条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。C が上記の弁済しかできていないことに照らせば、本ケースにおいても、連帯保証人らに対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。債務者による長期間滞納が続き、延滞金等が膨らんだ後に請求を受けることになれば、連帯保証人にとって不意打ちとなるし、また、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は権利濫用として認められないとする裁判例もある（広島地方裁判所福山支部平成 20 年 2 月 21 日判決）。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。

【問題点②】

当該債権については、債務者死亡後の昭和61年5月、Cに対して、債務全額を請求する督促状を発している。しかしながら、金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）が、相続人調査が適切になされていないため、債務者の相続人がCのみであるかどうかや、Cが相続した債務の金額が明らかではない。例え、配偶者や子など相続人の1人が判明したとしても、全ての相続人を明らかにして、各相続人が相続する債務額を明らかにする必要がある。

【指摘事項】

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

【問題点③】

平成15年9月9日に債務者の相続人の妻Dより、債務承認書が提出され、その後は同人と面談を行っている。しかしながら、Dには債務を弁済する法的義務がないため、DがCの債務を承認したのみでは、Dに法的な弁済義務は生じない。

もっとも、Dが、Cの債務の承認を超えて、自らが債務者となってCの債務を任意に弁済する旨を述べた場合には、その旨の契約を結び書面を取り交わすことで、Dを債務者とすることができる。

【見解】

債務を負っていない者であれば、その者が同居の配偶者、子などの親族であっても、債務承認によって債務を負担することはないため、Dを債務者とするのであれば、Dに対して、自らが債務者として債務を弁済する旨の契約を結び書面を提出させることが考えられる。

(2) ケース2

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和57年1月20日、沿岸漁業改善資金として、4,000,000円の貸付けを受けた。しかしながら、漁業不振によって滞納が生じるようになり、債務者は、その後平成3年には破産の免責許可決定を受け、平成14年10月に死亡した。

【問題点④】

県は、昭和60年3月7日に督促状を発し、これにより時効は中断されたものの、その後、弁済がないまま、債務者は、平成3年に破産の免責許可決定を受け、10年の消滅時効期間は経過している。

長崎県においては、消滅時効期間が経過した私法上の債権で援用の意思が確認できないケースでは、債務者が所在不明で財産がない場合、又は破産の免責許可を受けた場合などは、地方自治法 96 条 1 項 10 号に規定する権利の放棄に係る議決を求めるとされている（「権利の放棄に係る議決を求める基準」）。

本ケースでは、上記権利の放棄に係る議決を求める要件は充足しているといえる。

【意見】

本ケースにおいては、連帯保証人からも債務の弁済が期待できない場合には、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。

【問題点⑤】

当該債権は、昭和 59 年 12 月 20 日を償還期限とする分から滞納が発生し、連帯保証人への督促は、昭和 61 年 5 月 1 日、同年 11 月 5 日になされているが、その後は、債務者の破産免責許可の決定日（平成 3 年 1 月 7 日）の約 1 年 2 か月後（平成 4 年 3 月）までなされておらず、償還期限からは既に 7 年以上が経過している。

ケース 1 の問題点①で述べたとおり、地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならず（地方自治法施行令 171 条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされているため（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）、本ケースにおいても、債務者の破産申立て以前に、連帯保証人に対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。

本ケースでは、平成 4 年 3 月に督促を受けた連帯保証人 A は、保証契約の成立を否認している。保証契約日は昭和 57 年 1 月 20 日であり、連帯保証人 A が督促状を受領した時点では、既に 10 年以上経過しているため、連帯保証人に対する督促等が速やかに行われなかった場合には、保証否認がなされることは容易に想定し得ることである。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求等を行うべきである。

【問題点⑥】

平成 4 年 3 月に連帯保証人らに督促状を發したことで、連帯保証契約については時効中断の効力が発生したといえるが（地方自治法 236 条 4 項）、その後も面談を行うのみで、10 年の時効期間は経過し、面談は時効期間経過後も繰り返し行われている。本ケースでは、連帯保証人からの回収の見込みは乏しく、連帯保証人 A については、当初から、保証契約の成立さえも否認していること、時効援用の意思表示がなされれば債務が消滅することを考慮すれば、面談を繰り返すなどのコストをか

けてまで、債権を管理し続ける実益は乏しいと言える。

【意見】

問題点④でも述べたように、本ケースでは、連帯保証人についても、権利の放棄に係る議決を求めることを検討するのが望ましい。

【問題点⑦】

連帯保証人Bは、時効期間経過後の平成28年12月に死亡し、相続人調査の結果、法定相続人は妻と3名の子（長女、二女及び三女）であることが明らかとなった。妻と長女は相続放棄を行ったことを確認したが、二女と三女の相続放棄の有無については、確認がなされていない。

【指摘事項】

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、法定相続人を明らかにするとともに、相続放棄の有無を確認することによって、相続によって債務を負担する者及び各人が負担する債務額を明らかにすべきである。

(3) ケース3

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和57年10月20日、沿岸漁業改善資金として、3,150,000円の貸付けを受けた。しかしながら、漁業不振によって、昭和61年9月を償還期限とする債務から滞納が生じるようになった。

【問題点⑧】

債務者は、平成9年12月22日、残債務824,000円について、平成10年2月より毎月20,000円を分納する旨申し出ているが、その際、債務者の財産調査などはなされていない。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（12条2項）、また、必要な財産調査を行わなければならないとされている（同条3項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。

本ケースにおける分納の承認は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」）。

【指摘事項】

法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。

【問題点⑨】

県は、連帯保証人Aに対し、主債務者との関係性や粗暴性を理由にして、督促を行っていない。しかしながら、連帯保証人への請求等は、その者の性格・性質等に関わらず行わなければならない。

【指摘事項】

連帯保証人への請求等は、その者の性格・性質等にかかわらず、画一的に行うべきである。

【問題点⑩】

連帯保証人Bは平成11年2月に死亡しているが、相続人調査を行っていないため、相続によって債務を負担する者が明らかにされていない。平成11年当時は、債務者によって一部の弁済がなされていた時期であるが、債務者による債務の一部弁済がなされていることは、相続人調査を行わない理由にはならない。

【指摘事項】

債務者又は連帯保証人の死亡が判明した場合には、死亡時に分納がなされているか否かにかかわらず、速やかに相続人調査を行うべきである。

(4) ケース4

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和58年10月25日、沿岸漁業改善資金として、962,000円の貸付けを受けた。しかしながら、業績不振によって、昭和61年9月を償還期限とする債務から滞納が生じるようになった。

【問題点⑪】

債務者は、平成2年8月23日、平成8年2月22日、平成17年7月22日、平成25年3月12日、平成26年12月17日、平成27年10月29日に、それぞれ償還の確約書ないし償還誓約書に署名、捺印をしているが、償還計画に従った弁済はなされていない。連帯保証人Aとは平成5年、平成10年及び平成22年に面談を実施したが、催告は行っておらず、また、連帯保証人Bについては、関西へ転居していたため面談を実施しておらず、債務者との間で分割弁済の合意が成立しているという

理由で、催告も行っていない。

【指摘事項】

ケース1の問題点①で述べたとおり、「沿岸漁業改善資金債権保全の手引き」によれば、地方公共団体は、債務者より償還誓約書が提出されずかつ債務者による償還金の延滞期間が6か月を超える場合、又は債務者が提出した償還誓約書による償還が履行されない期間が3か月を超える場合には、連帯保証人に対して、書面により弁済請求を行い、その後、3か月を超えて弁済がない場合には、催告を行うとされているため（第2・2（4）・2））、本ケースのように、債務者より償還計画に従った弁済がなされない場合、連帯保証人に対して弁済請求を行い、その後速やかに催告を行うべきであった。

また、連帯保証人が2名いる場合であっても、連帯保証人ごとに対応を変えるべきではなく、上記弁済請求や催告は、連帯保証人A、Bのいずれに対しても、同様に行うべきある。

さらに、債務者が分納を誓約していたとしても、「沿岸漁業改善資金債権保全の手引き」が定める事情が発生している場合には、連帯保証人に対して、弁済請求や催告を行うべきである。

なお、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は権利濫用として認められないとする裁判例もあることは、ケース1の問題点①で述べたとおりである。

【指摘事項】

本ケースでは、債務者に合計6通の償還の確約書ないし償還誓約書を提出させて月額3,000円ないし2,000円での弁済を認めている。ケース3の問題点⑧で述べたとおり、履行延期の特約が厳格な要件のもとに認められていることに照らせば、法令に依拠しない履行延期による分納を認めるに当たっては、「債権管理規程の運用に係る基本的な考え方」を踏まえ、少なくとも、債務者の同意を得て財産調査を行い、分納を認めるかどうか、及び、分納の金額や期間について、かかる財産調査の結果を踏まえて慎重に決定すべきである。

(5) ケース5

【債権の発生原因等】

債務者は、平成14年3月29日、沿岸漁業改善資金として、5,874,000円の貸付けを受けた。しかしながら、病気により漁業を廃業し、精神疾患で就労もできなくなったため、生活保護費を受給しながら生活をしている。平成20年11月4日以降弁済がなくなったが、平成28年2月以降は生活保護費から4,000円程度の弁済を続けている。

【問題点⑫】

債務者は、生活保護費から毎月 4,000 円の弁済を続けており、平成 30 年 8 月 20 日時点の債務額は 3,859,695 円である。

【意見】

債務者が毎月 4,000 円の弁済を続けた場合、完済には約 46 か月を要することになるが、生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手续をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手续をとることが望ましい（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 号、同条の 7、長崎県債権管理規程 12 条、15 条）。

(6) ケース 6

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 18 年 1 月 31 日、沿岸漁業改善資金として、855,000 円の貸付けを受けた。しかしながら、養殖事業等の不振から、滞納が生じるようになった。平成 26 年 3 月 10 日に連帯保証人による残元金の一括弁済を受けたため、現在は、債務者より確定した違約金の分納を受けている。

【問題点⑬】

連帯保証人は残元金を一括で弁済したため、県としては、元金を超える弁済まで求めることには躊躇があり、残元金弁済後の違約金請求までは行っていない。もっとも、連帯保証を外してはいたないため、連帯保証人は、違約金について、未だに債務を負担している状況である。

【見解】

連帯保証人に対して債務の弁済を求めるに際しては、「元金の弁済があれば連帯保証人に対する違約金を放棄ないし免除して、連帯保証を外すこと」を交渉材料として用いることが有益である。本ケースでは、そのような交渉材料を用いることなく、連帯保証人による残元金の一括弁済がなされたが、連帯保証人に対する請求の局面では、残元金を一括で支払えば、連帯保証を外す旨を告げて交渉を行うことも考えられるし、また、残元金の一括支払いがなされたときは、長崎県債権管理規程 15 条にしたがって違約金を免除することも考えられる。

連帯保証人に対し、元金が完済された際には、それ以上の違約金等の請求まで行わない方針だったのであれば、その時点で違約金免除の手續きを執るなど、債権の整理も行うのが望ましい。

第13 漁港漁場課

1 債権の概要

漁港漁場課が管理する債権は、

- ・漁港施設使用料
- ・漁港施設使用料相当額返還債権
- ・沈没船引揚げ費用

である。

債権の性質

漁港施設使用料は非強制徴収公債権、それ以外は私債権である。

消滅時効の期間や起算点は、非強制徴収公債権については地方自治法、私債権については民法による。

2 収納状況

債権名 [漁港施設使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,369,174	6	52,027	2	0	0	1,317,147	4
	合計	1,369,174	6	52,027	2	0	0	1,317,147	4
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,317,147	4	48,300	1	0	0	1,268,847	3
	合計	1,317,147	4	48,300	1	0	0	1,268,847	3
平成29年度	現年	463,362	2	70,000	1	0	0	393,362	2
	過年度	1,268,847	3	0	0	22,882	2	1,245,965	1
	合計	1,732,209	5	70,000	1	22,882	2	1,639,327	3

債権名 [漁港施設使用料相当額返還債権, 沈没船引揚げ費用]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	344,000	2	20,000	1	0	0	324,000	2
	過年度	3,369,800	6	20,000	1	0	0	3,349,800	5
	合計	3,713,800	8	40,000	2	0	0	3,673,800	7
平成28年度	現年	49,000	1	9,000	1	0	0	40,000	1
	過年度	3,673,800	7	71,332	2	0	0	3,602,468	6
	合計	3,722,800	8	80,332	3	0	0	3,642,468	7
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	3,642,468	7	170,328	3	327,400	3	3,144,740	3
	合計	3,642,468	7	170,328	3	327,400	3	3,144,740	3

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 6 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 21 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 6 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 1 件である。

【債権の発生原因・概要】

A は、県が管理する複数の漁港に廃船を放置し、そのうち一部の廃船は沈没した。沈没した廃船を放置すれば漁港の安全が図れないことから、県は漁港管理者の管理行為として、A に代行して放置廃船の引揚げを行った。

【問題点①】

本件においては、速やかに行政代執行の可否について検討することが望ましい。

本件債権は、放置廃船の一部が沈没したことから、県がその引揚げを行い、かかる費用を A に支払うよう求めるものである。

県は、放置廃船の引揚げを行うにあたり、平成 14 年 1 月に行政代執行手続きを行うか否かの検討を行っているが、実施までに相当の時間を要することから行政代執行を行わないこととし、A との間で、当該作業を県が任意に代行することに同意しその費用を支払う旨の代行誓約書を取り交わしている。本件債権が私債権として取り扱われているのもこのためである。

しかし、長崎県漁港管理条例 5 条によれば、知事は、漁港の区域内の秩序の維持のため、特に必要があると認めるときは、漁港の区域内に停泊、停留若しくは係留をする船舟、いかだ又は甲種漁港施設に駐停車をする車両若しくは陸置きする船舟に対して移動を命ずることができる、と定められており、本件においてはかかる条例に基づき行政代執行法に基づく行政代執行（2 条）も可能であったと考えられる。

また、行政代執行の手続きを取る場合に相当程度の期間を要するのは県担当者らが検討したとおりであるが、本件で放置廃船が引き揚げられたのは平成 14 年 5 月の下旬であり、沈没してから約半年が経過しているのであるから、行政代執行の手続きであっても遂行し得た期間に相当する。

行政代執行法 6 条により、代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により徴収することができることから、本件においても行政代執行として引揚げが行われていれば、強制徴収公債権として徴収が可能であったものと思われる。

いかなる手続を採るかにより財産調査の権限や徴収権限の強度が異なることから、手

続き選択の際には、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討すべきである。

【意見】

法律や条例等から行政代執行が可能なケースにおいては、行政代執行手続を行うか否かを、債権管理という視点も踏まえ、慎重に検討することが望ましい。

【問題点②】

分割納付を認めているが、知事の承認を受けていない。

本件においては、平成 17 年 3 月から現在まで分割納付が行われているが、債権管理簿上分割納付につき知事の承認を受けた旨の記載がない。

債権管理規程 12 条 2 項によれば、履行延期の特約又は処分をしようとするときには知事の承認を受けなければならない。また、「長崎県債権管理規程の運用について」によれば、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図ることとされている。

本件においては、地方自治法に基づく分割納付ではなく、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付を実施しているものと思われるが、前述したとおり本件は行政代執行の実施も念頭に置くべき事案であり、安易な分割納付は避けるべきである。

【指摘事項】

履行延期の特約又は処分については原則として知事の承認が必要であり、安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきである。

【問題点③】

分割納付の判断の際に、基本的な財産調査を行っていない。

県担当者によれば、本件においては平成 20 年に A の財産調査を行ったとされているが、債権管理簿からはいかなる財産調査を行ったかが不明である。

「長崎県債権管理規程の運用について」によれば、地方自治法等に基づき分割納付の判断を行う際には、金融機関に対する取引状況の照会等の財産調査（任意調査）を行うこととされている。また、財産状況の把握のため、債務者（滞納者）本人への聴取による資料提出を求めることとされている。さらに、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあつては、安易に適用しないよう運用の改善を図ることとされている。

本件においては、地方自治法に基づく分割納付ではなく、法令に依拠しない実務上の取扱いにより分割納付を実施しているものと思われるが、分割納付の金額が 1 年間で 1,000 円や 5,000 円といった年があるほど、全体の債権額に比して極めて少額の分割納付がなされている。にもかかわらず、分割納付にあたり、A からの聴取のほか、課税証明書や源泉徴収票、確定申告書等本人の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めたりした事情はなく、少なくとも債権管理簿の記載からは財産調査の実施状況等は把握でき

ない。

【指摘事項】

安易に法令に依拠しない実務上の取扱いによる分割納付は避けるべきであり、また「長崎県債権管理規程の運用について」に基づき、分割納付を実施する場合には、債務者の財産状況が明らかとなる資料の提出を求めるなど、財産調査を行い慎重に検討し、その結果や調査状況を債権管理簿に記載すべきである。

第 14 農業経営課

1 債権の概要

農業経営課が管理する収入未済の債権は、農業改良資金貸付金である。

(1) 制度の趣旨

農業改良資金制度は、農業改良資金助成法に基づき、農業者が農業経営の改善を目的として自主的に能率的な農業技術を導入し、及び農業施設を改良し、造成し、又は取得することを促進するために、農業者等に対する技術導入資金の貸付を行う都道府県に対して国が必要な助成を行う制度であり、地方自治体が農業者等に対して無利子での資金貸付を行うものである。

なお、根拠法令である農業改良資金助成法については、平成 22 年の改正により農業改良資金融通法に改められている。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [農業改良資金貸付金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	24,024,835	5	70,299	3	0	0	23,954,536	5
	過年度	46,077,968	22	11,030,671	16	9,366,712	1	25,680,585	15
	合計	70,102,803	27	11,100,970	19	9,366,712	1	49,635,121	20
平成28年度	現年	7,391,436	1	203,331	1	0	0	7,188,105	1
	過年度	49,595,121	20	5,148,628	11	0	0	44,446,493	19
	合計	56,986,557	21	5,351,959	12	0	0	51,634,598	20
平成29年度	現年	2,866,903	1	20,000	1	0	0	2,846,903	1
	過年度	51,624,598	19	2,368,776	10	0	0	49,255,822	18
	合計	54,491,501	20	2,388,776	11	0	0	52,102,725	19

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 19 件の債権のうち 10 件について、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 21 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

抽出した 10 件の債権につき監査した結果、管理に問題があると判断した債権は次の 2 件である。

なお、債権管理全体に係る管理上の問題点も存在したことから、個別の債権管理上の問題点の指摘等を行う前に、全体としての問題点の指摘等を行うこととする。

(1) 全体の問題点

【問題点】

債権管理簿について、長崎県債権管理規程に定める記載要領に従った記載がなされていない。

多くの債権管理簿で、貸付合計金額の記載や、「債務の履行の方法」欄に記載すべき履行期限、償還金額の記載がなかった。これらは特に時効管理の観点から重要な記載事項である。

さらに、多くの債権管理簿の「備考」欄に、保証人や相続人に文書催告等をした旨の記載がなされているが、単に「保証人」「相続人」と記載されているため、複数の保証人や相続人が存在するケースにおいて誰に催告等をしているのか特定できない。かかる記載も、時効管理の重要なものであり、催告等を行った相手を個別具体的に記載すべきである。

【指摘事項】

債権管理簿については、長崎県債権管理規程に定める記載要領に従った記載をすべきである。

(2) ケース 1

【債権の発生原因、概要】

平成 8 年に、特定地域新部門導入資金として A に農業改良資金貸付制度に基づく貸付を行った。

保証人 B 及び C は、A と同様に農業者であり農業改良資金貸付制度に基づく貸付を受けている。

A が平成 20 年に死亡し、相続人のうち相続放棄を行わなかった A の子どもである D が分納をしている。

【問題点①】

債務者及び保証人に対する督促の手続きが取られていない。

本ケースでは、平成 28 年 10 月に分納を受けた後、A を相続した D や保証人である B 及び C から返済を受けていない。平成 30 年 5 月には、D より償還計画書の提出を受けており、その内容は同月末より月額 1 万円の分納となっているものの、その後、計画通りの分納はなされていない。

この場合、私法上の債権については、地方自治法施行令 171 条に基づき督促を行うものであるところ（「債権の管理について」第 2・1・ア）、地方公共団体は債

権について履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令 171 条）。

そして、地方自治法施行令 171 条を受けた長崎県財務規則 163 条では、督促は、督促日から起算して 20 日以内の期限を指定した督促状によってしなければならないとされている。

また、保証人の保証がある債権については、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

しかし、本ケースにおいては、分納がなされなくなった平成 28 年 10 月以降、債務者及び保証人らに対して上記地方自治法施行令及び長崎県財務規則に基づく督促手続は取られていない。

履行期限経過後、速やかに督促手続を行うことは債権回収の実効性を高めるものであり、特に、本件では平成 30 年 5 月に償還計画書の提出を受けているのであるから、かかる償還計画書に基づく分納がなされなかった時点で速やかに督促手続を行うべきであった。

【指摘事項】

履行期限が経過した債権については、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に従い、債務者及び保証人に対して速やかに督促手続を行うべきである。

【問題点②】

主債務者及び保証人らによる相保証がなされている。

本ケースの保証人 B は、自身も農業改良資金貸付制度に基づく貸付を受けており、B の主債務の保証人は、本ケースの主債務者である A である。

これは、債権者が債務者同士を互いに保証人にする「相保証」であり、債務者同士に保証債務を負わせることにより、破産や債務整理をさせないよう心理的負担を与えるとされる形態である。

しかし、相保証は、どちらかの債務者が自己の債務の弁済ができなくなると、他方もまた自分の債務に加えて保証債務の履行を求められ、その結果他方の債務者も弁済ができなくなるという共倒れの危険性をはらむものである。

本ケースにおいても、B は農業改良資金貸付を受けており、自身の主債務については長期分納をしている状況である。

このような状況において、主債務者同士に相保証させても、主債務の担保としての効力が期待できず、かえって主債務者同士の共倒れを生じさせる恐れがあり、県の財産である債権を適正かつ効率的に管理するという観点からは望ましくない。

【意見】

本貸付を受けている主債務者同士の相保証契約は、担保としての効力に乏しく、

主債務者同士の共倒れを生じさせる恐れがあり、債権管理上望ましくない。

(3) ケース 2

【債権の発生原因, 概要】

平成 11 年に、青年農業者等育成確保資金として、A に対して農業改良資金貸付制度に基づく貸付を行った。B 及び C が保証人となっている。

一度も償還をされることなく、A は平成 18 年に自己破産手続を執っている。

B 及び C に対して文書催告はしているものの、現在も償還はない。

【問題点①】

保証人への督促の手続が遅い。

債権管理簿を確認すると、A に対する文書催告は平成 16 年の延滞後から定期的に行われているが、保証人に対して文書催告をしたのは、A の自己破産手続後の平成 19 年が初めてであり、その後も平成 19 年から平成 27 年までは年に一度程度の文書催告しかしていない。

保証人の保証がある債権については、主債務者への督促後相当期間を経過しても履行されないとき、保証人に対して請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 1 号）。

平成 21 年 1 月に農業経営課金融班が作成した「農業改良資金債権管理マニュアル」における「7 連帯保証人の取扱い」の中でも、回収事務を円滑に進めるためには基本的に連帯保証人への通知はなるべく早い方が好ましい旨記載されている。

本ケースは、貸付直後から全く償還がなされておらず、主債務者からの履行が見込まれないことが予想可能な事案であることから、保証人への督促を早期に検討してしかるべきである。

【指摘事項】

債務者への督促後、履行の見込みが立たない場合には、速やかに保証人への請求等を行うべきである。

【問題点②】

保証人の保証債務について、時効中断の手続が取られておらず、消滅時効が完成している。

本ケースは、主債務者である A が一度も償還することなく、平成 18 年に自己破産手続を執っており、その後保証人である B 及び C からの償還もない。

主債務者の破産における保証債務への影響については、破産手続が配当事案か廃止事案か、また、債権届出の有無によって影響が生じるかどうか異なり、まず、主債務者の破産手続において破産債権を裁判所に届けると、債権の履行を「請求」したものであるとして消滅時効が中断し（民法 147 条 1 号、152 条）、連帯保証債務の消

滅時効も中断する。

そして、破産手続が配当事案であり、破産債権の届出後に行われる破産管財人による債権調査の結果、破産債権者表に記載された場合、その債権者表には確定判決と同一の効力が認められ（破産法 124 条 3 項）、消滅時効の期間が 10 年に延長され（民法 174 条の 2）、破産手続終結後、改めて消滅時効の進行が開始される（平成 7 年 3 月 23 日最高裁判決）。

ただし、債務者の破産手続において、債権者に配当する財産が無いなどの理由で配当手続が行われない場合は、破産管財人は債権調査を行わないので、破産債権者表も作成されず、消滅時効の期間も延長されない。

本件においては、A の破産手続が配当事案であったか否かは不明であるが、どちらであったとしても、すでに破産手続終結からは 10 年以上が経過していると考えられ、県として民法所定の時効中断の手続（民法 147 条）を執っていないことから、既に私債権である主債務は、10 年の消滅時効が完成していると考えられる。

また、債権管理簿から、保証人らに対して文書催告が行われていることが確認できるが、前述した全体の問題点のとおり、「備考」欄には文書催告の相手が単に「保証人」としか記載されていないことから、B と C のいずれなのか特定できない。ヒアリングの結果、B に対して平成 19 年 3 月に、C に対して平成 24 年 2 月に、それぞれ督促がなされ、ここで時効中断していることは確認できた。しかし、B に対してその後裁判上の請求など時効中断の手続を行っていないため、B についての保証債務は 10 年の消滅時効が完成していると思われる。

【指摘事項】

債権の消滅時効の管理として、時効完成前に裁判所上の請求等、民法所定の時効中断の手続を行うべきである。

第 15 林政課

1 債権の概要

林政課が管理する債権は、以下のとおりである。

- ①森林組合等事業資金
- ②木材産業等高度化推進資金
- ③林業・木材産業改善資金
- ④県営林産物売払代金
- ⑤県営林産物売払代金納入延滞金

平成 29 年度末時点で収入未済があったのは、③林業・木材産業改善資金のうちの林業生産高度化資金貸付金である。

(1) 林業・木材産業改善資金貸付制度の概要

昭和 51 年 6 月 1 日、林業・木材産業経営の改善等を目的として、林業・木材産業改善資金助成法、同施行令が制定された。昭和 52 年、長崎県においても長崎県林業改善資金貸付規程が制定され、平成 15 年 11 月 18 日には規程の全部が改正され長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程が制定された。同規程の最終改正は平成 29 年 3 月 28 日である。

林業従事者等に対し、設備投資等の資金を貸し付けるもので、限度額は、個人 15,000,000 円、会社 30,000,000 円、会社以外の団体 50,000,000 円であり、無利子で償還期間は原則 10 年である。

(2) 債権の性質

全て私債権。

消滅時効の期間や起算点などは、商法・民法による。

2 収納状況

債権名 [林業・木材産業改善資金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	22,405,990	5	90,000	2	4,110,000	1	18,205,990	4
	合計	22,405,990	5	90,000	2	4,110,000	1	18,205,990	4
平成28年度	現年								
	過年度	18,205,990	4	360,000	3			17,845,990	4
	合計	18,205,990	4	360,000	3	0	0	17,845,990	4
平成29年度	現年								
	過年度	17,845,990	4	240,000	4			17,605,990	3
	合計	17,845,990	4	240,000	4	0	0	17,605,990	3

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 3 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 21 日）を実施するとともに、後日追加提出のあった資料の精査を行った。

4 問題点の抽出

【債権の発生原因】

A 社は、平成 12 年に林業生産高度化資金を 4,935,000 円借入れ（以下「債権①」という。）、平成 14 年に、同資金を 17,180,000 円借入れた（以下「債権②」という。）。平成 15 年には上記 A 社の連帯保証人である債務者 B が、同資金より立木購入費用として 4,900,000 円借入れた（以下「債権③」という。）。A 社の債務は、A 社代表者（当時）、B 外 1 名が連帯保証し、債権②には不動産担保が付されている。B の債務は、A 社代表者外 1 名が連帯保証している。

【問題点①】

債権管理簿の記載に不十分なし不正確な部分が散見された。

債権①については、「発生原因」の欄が空欄であり、「消滅年月日」欄には、本来の償還完了予定年月日が記載されている。債権②については、借受人が A 社であるにも関わらず、「債務者」の「氏名」欄に A 社代表者名が記載され、発生原因が空欄である。また、償還完了になっていないにも関わらず、「消滅年月日」欄には、「24 年 2 月 24 日」と記載されている。債権③については、「発生原因」欄が空欄であり、償還完了になっていないにも関わらず、「消滅年月日」欄には、「21 年 3 月 13 日」と記載されている。

「債権の管理について」の債権管理簿記載要領は次のとおり定めており、これに反しているため、債権の管理上問題である。

「債権の管理について」（抜粋）

第 2・8・オ

（5）「債務者の住所」欄は、法人にあってはその所在地を、「債務者の氏名」は法人にあってはその名称及び代表者の氏名を記載すること。

（6）「発生年月日」欄は債権が発生した日又は県に帰属した日を記載するものとし、「消滅年月日」は債権が消滅した日を記載すること。

（7）「発生原因」欄には、債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過がわかる程度に要点を記載すること。

【指摘事項】

債権管理簿は、「債権の管理について」第2・8以下に定められている記載要領に従って記載すべきである。

【問題点②】

どの債権においても、10年以上の間、少額の分納を受けている状態が続いている。担当者が、長年の間、多数回の催促や、償還協議等を行い、回収に努力している点は評価できる。しかし、債務者及び保証人からの聴取以外に、債務者らの財産調査を行った形跡は、平成29年に債務者の不動産の登記を確認し不動産の現地調査をしたこと以外見当たらない。地方自治法等の法令に基づく履行期限の延長等ではないにせよ、県が分納を受ける形になっている以上、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)記載の方法に準じた財産調査を行い、支払能力等を確認することが必要ではないか。

【指摘事項】

法令に依拠しない分割納付等を受ける場合にも、「長崎県債権管理規程の運用について」3・(1)以下に記載された方法に準じた財産調査（任意調査）を行い、支払能力等の確認をした上で、分割納付等の具体的条件を判断すべきである。

第 16 監理課

1 債権の概要

監理課が管理する債権は非常勤嘱託職員の報酬返納金の不当利得返還請求債権である。

債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

なお、上記債権については、これを公債権とする見解もあるが、監査人としては私債権とする見解に立つため、以下、かかる見解を前提として記述する。

2 収納状況

債権名 [非常勤嘱託職員の報酬返納金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度								
	合計								
平成28年度	現年								
	過年度	50,120	1			0	0	50,120	1
	合計	50,120	1			0	0	50,120	1
平成29年度	現年								
	過年度	50,120	1			0	0	50,120	1
	合計	50,120	1			0	0	50,120	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっている 1 件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成 30 年 8 月 22 日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている 1 件の債権につき監査した結果、管理に問題があるとまでは認められなかったが、今後、問題になりうる点が認められた。

【債権の発生原因等】（以下、当該債権が私債権であることを前提とした記述である。）

債務者は、対馬振興局の非常勤嘱託職員であったが、平成 28 年 1 月、母親が急病であるため実家に一時帰省するとだけ連絡した後連絡がとれなくなり、その後欠勤が続いた。同年 1 月分給与は既に支払い済みであり、2 月分及び 3 月分給与については、支給停止となっている。

雇用期間満了日である同年 3 月 29 日をもって債務者との雇用契約が終了したことで、支給済みの 1 月分給与の一部が無給休暇取得及び欠勤扱いに伴い過払いとなって、不当利得

返還請求債権が発生し、同日付で戻入決議がなされた。

【問題点①】

債務者に対する過払い給与の不当利得返還請求債権について、対馬振興局では公債権として時効期間は5年であるとの見解を示している。

【見解】

過払い給与の不当利得返還請求債権については、給与が公法上の原因によって生じた債権であるため、過払い給与の返還がその裏返しの権利であるとして、地方自治法（以下「法」という。）236条1項の適用がある（消滅時効期間は5年）とする見解もある。過払いとなった扶養手当や通勤手当に対する不当利得返還請求権について、同債権が公法上の債権であり時効期間は5年であるとする行政実例があるが、これも、同様の根拠によるものである（昭和29年3月10日行実、昭和39年3月10日行実）。

しかしながら、過払い給与の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は10年と考えられる。その理由は以下のとおりである。

（1）私法上の原因によって発生した債権であること

過払い給与の返還請求権は、公法上の原因（給与の支払い）によって発生するものではなく、あくまでも給与の過払いによって生じた不当利得であり、私法上の原因（民法703条）によって発生した債権といえる。

この点、本件では、平成28年3月29日付で戻入決議がなされているが、債務者に対する不当利得返還請求債権は、戻入決議によって発生するものではない。すなわち、戻入とは、支出の原因がないにもかかわらず誤って支出した金額（誤払い）又は計算違い等により正当な債務を超えて支出した金額（過渡し）等本来支出の必要がなかった金額の返納を受けるについて、これを歳入としてではなく歳出科目に戻し入れることをいうのであり（自治法施行令159条）、あくまでも行政機関の内部的な行為であり、行政処分には該当しない。

（2）債務者に不服申立ての手段がないこと

前述のとおり、行政庁による給与等の手当金の過払金は民法上の不当利得に当たり、その返還請求債権は行政処分によって発生する債権ではないため、債務者には不服申立ての手段がない。

（3）一連の司法判断

従来、水道料金は行政実例により公法上の債権とされていたが、水道供給契約は私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権であると判示した東京高等裁判所平成13年5月22日判決（最高裁判所平成15年10月10日決定・上告不受理）を受け、行政実例が変更されている。

また、従前、公立病院の診療に関する権利についても見解が分かれており、行政実

例では公法上の債権とされていたが、最高裁判所は、公立病院の診療に関する権利は民法に定める債権に該当するとして、民法 170 条 1 号により時効期間を 3 年と判示したため（最高裁平成 17 年 11 月 21 日判決）、行政事例は変更されるに至っている。この平成 17 年の最高裁判決は、公立病院の診療に関する権利については、国の権利義務を早期に決済する必要性といった行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互における損害賠償の関係とその目的性質を異にする必要がないと判示しており、係争請求権の具体的な目的や性質に着目した時効規定適用基準を示している。過払い給与の不当利得返還請求債権についても、行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互の関係（使用者と被用者）と何ら性質を異にするものではない。

その後も、管理職ではない消防職員であった被告らに対する管理職手当の返還を求める不当利得返還請求訴訟の下級審において、裁判所は、「原告の本訴請求は、民法上の不当利得返還請求権に基づくものであり、消滅時効期間は、10 年になる」と判示し、法 236 条により 5 年の消滅時効に服するとする被告らの主張を排斥している（名古屋地方裁判所平成 23 年 11 月 30 日判例）。

このような一連の司法判断を踏まえれば、過払い給与の返還請求債権の性質が司法の場で争われれば、消滅時効期間は 10 年である旨の判断がなされることが考えられる。

（4）結論

以上の事情に照らせば、過払い給与の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は 10 年と考えられるため、今後の裁判例の動向には留意すべきである。

【問題点②】

債務者は住民票を移すことなく所在不明となっているため、その後も年度初めには、毎年、住民票を取り寄せて所在調査を行っているものの、住民票は移っておらず、従前のままである。

今後も所在調査を続けるなどして債権管理を続ければ、債権管理に要するコストだけで、債権額（約 5 万円）を超えてしまうことも見込まれる。そこで、本件においては、今後、徴収停止の手続をとることが考えられる。

【見解】

本件では、「債務者の住所が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。」の要件、又は、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の要件を充足する見込みが高いため、知事の承認を受けて徴収停止の手続をとることは可能と考えられる（地方自治法施行令 171 条の 5）。

したがって、債務者が今後も住民票を移すことなく、その他の調査を尽くしても所在が明らかにならない場合には、徴収停止の手続をとることが考えられる。

第 17 道路維持課

1 債権の概要

道路維持課が管理する債権は、

- ①道路法 58 条の原因者負担命令に基づく道路復旧工事費用原因者負担金
 - ②都市公園法 6 条 1 項の占有許可に伴う西海橋公園使用料
- である。

(1) 制度の趣旨

①道路法 58 条の原因者負担命令制度の趣旨

道路が損傷した場合の復旧の手法としては、道路法 22 条に基づき道路損傷復旧を必要とするに至った原因者に復旧工事の施工を命じる「原因者施工」と、同法 42 条に基づき道路管理者が復旧工事を行い、原因者に対してその費用負担を命ずる「道路管理者施工」の 2 種類が挙げられる。「道路管理者施工」の場合には、同法 58 条に基づいて原因者に対して道路補修費用の負担命令が発せられるが、この負担命令は、民法の不法行為責任とは異なり、加害者の故意・過失の有無を問わない無過失責任である。

同法 58 条の負担命令は行政処分であるため、負担命令を受けた者は審査請求により不服申立てが可能であり（同法 96 条 2 項）、また、負担命令に従わない場合には、国税滞納処分の例により強制徴収が可能である（同法 73 条 3 項）。

②都市公園法 6 条 1 項の占有許可に伴う占有料の趣旨

都市公園内に公園施設以外の工作物を設けて占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない（都市公園法 6 条 1 項）、かかる占有許可を受けた者は使用料を納付しなければならない（同法 18 条、長崎県立都市公園条例 11 条）。

占有許可に伴う使用料は、公の施設の利用という公法上の原因に基づいて発生する債権であるため（地方自治法 225 条）、公債権として消滅時効期間は 5 年であるが（同法 236 条 1 項）、強制徴収に関する規定は存在しない。

(2) 債権の性質

①道路法 58 条の原因者負担命令に基づく道路補修費用

強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

②都市公園法 6 条 1 項の占有許可に伴う使用料

非強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

2 収納状況

債権名 [道路復旧工事費用原因者負担金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	103,680	1	0	0			103,680	1
	過年度	2,461,000	1	0	0			2,461,000	1
	合計	2,564,680	2	0	0			2,564,680	2
平成28年度	現年							0	
	過年度	2,564,680	2	39,000	1			2,525,680	2
	合計	2,564,680	2	39,000	1			2,525,680	2
平成29年度	現年	270,000	1	8,000	1			262,000	1
	過年度	2,525,680	2	110,000	1			2,415,680	2
	合計	2,795,680	3	118,000	2			2,677,680	3
債権名 [西海橋公園使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	372,506	1	10,000	1			362,506	1
	過年度			0				0	
	合計	372,506	1	10,000	1			362,506	1
平成28年度	現年	372,506	1	20,000	1			352,506	1
	過年度								
	合計	372,506	1	20,000	1			352,506	1
平成29年度	現年	372,506	1	0	0			372,506	1
	過年度	352,506	1	0	0			352,506	1
	合計	725,012	2	0	0			725,012	2

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている5件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成30年8月22日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている5件の債権につき監査した結果、いずれの債権についても管理に問題があると判断した。なお、この5件のうち2件は別個の債権として扱われているが、同一人に対する関連性のある債権であるため、同一に論ずることとする。

(1) ケース1

【債権の発生原因等】

債務者は、平成25年3月6日、国道において物損事故（以下「第1事故」という。）を起こし、石柱フットライト1基及び横断防止柵2基が損傷した。その後、道路復旧工事施工命令が発せられたが、実施されなかったため、債務者に道路復旧工事施工通知書を発送した上で、県において復旧工事を行い、平成30年2月28日付で道路復旧工事費用の270,000円の負担命令が発せられ、同日付で納入通知書が発行された。

平成30年3月5日から同年8月15日までに、5回債務者宅を訪問し、債務者よ

り、それぞれ 5,000 円ないし 3,000 円ずつ合計 21,000 円の弁済を受けている。

なお、債務者は、平成 26 年 3 月 19 日にも、同国道において物損事故（以下「第 2 事故」という。）を起こしているが、未だ、調定はなされていない。

【問題点①】

当該債権については、納入通知書が発行されているものの、その後、督促がなされることなく、分割での弁済がなされるに至っている。地方自治法上、公債権を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない（地方自治法 231 条の 3 第 1 項）、強制徴収公債権については、督促を受けた者が期限までに納付しない場合には、滞納処分を行うことができる（同条第 3 項）。すなわち、強制徴収公債権における督促は、法的な義務であると同時に、滞納処分の要件でもある。

【指摘事項】

当該債権は強制徴収公債権であるため、納入通知書で指定された期限内に義務履行がなされなかった場合には、督促を行うべきである。

【問題点②】

債務者の第 1 事故の負担命令にかかる債権管理簿の「発生年月日」欄には、「平成 25 年 3 月 6 日、平成 26 年 3 月 19 日」との記載があり、第 1 事故発生日、第 2 事故発生日がいずれも記載されている。第 1 事故は不法行為に該当するため、債務者には不法行為に基づく損害賠償債務も発生しているが、本ケースは、負担命令に基づく債権であるため、債権発生日は負担命令の発令日である。

なお、負担命令に基づく債務が発生する場合に、不法行為に基づく損害賠償債務も発生するののかについては争いがあり、道路法上の負担命令が民法上の不法行為の特別法であるとして競合を認めない見解もあるが、両制度は要件や消滅時効期間を異にした別個の制度であるため、民法の不法行為責任を排除すべき理由はない（通説）。

【指摘事項】

当該債権の発生日は、負担命令の発令日である平成 30 年 2 月 28 日であり、また、不法行為の時効との混同を避けるという時効管理の観点からも、債権管理簿の「発生年月日」欄には、負担命令発令日を記載すべきである。

【指摘事項】

未だ調定がなされていない第 2 事故に関する債権は、同一債務者に対する債権ではあるものの、第 1 事故に関する債権とは別個のものであるため、債権管理簿も別に作成されるべきである。したがって、第 2 事故の債権にかかる記載は、「発生年月日」欄に記載すべきではない。

【問題点③】

債務者は生活保護受給者であり、また、精神疾患のために通院治療中であるが、このような事情は、債権管理簿には記載されていない。

【意見】

生活保護受給者であることや受給決定日、精神疾患での通院の事実などは、「債権の管理に関する事項」ないし「備考」の欄に記載を義務付けられた事項とまでは言い切れないが、滞納処分を検討するにあたっての考慮事情といえるため、債権管理簿に記載しておくことが望ましい。

(2) ケース 2

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 26 年 12 月 10 日、国道において物損事故を起こし、横断防止柵が損傷した。その後、道路復旧工事施工命令が発せられたが、実施されなかったため、道路復旧工事施工通知書を送付した上で、県において復旧工事を行い、平成 28 年 1 月 18 日付で道路復旧工事費用 103,680 円の負担命令が発せられた。

【問題点④】

債務者の負担命令にかかる債権管理簿の「発生年月日」欄には、「平成 26 年 12 月 10 日」との記載があり、事故発生日が記載されているが、当該債権は、負担命令に基づく債権であるため、債権発生日は負担命令の発令日である。

なお、本ケースでは、負担命令発令後に調定がなされているが、調定はあくまでも内部的な意思決定行為にとどまり、行政処分には該当しない。

【指摘事項】

ケース 1 の問題点②で指摘したとおり、債権管理簿の「発生年月日」欄には、負担命令発令日（平成 28 年 1 月 18 日）を記載すべきである。

(3) ケース 3

【債権の発生原因等】

債務者は、都市公園法上の占有許可を受けて、飲食店を経営していたが、営業不振により、平成 28 年度分使用料 372,506 円、平成 29 年度分使用料 372,506 円を支払うことができなくなった。その後、平成 28 年度分使用料については、平成 29 年 3 月 13 日から平成 30 年 8 月 10 日にかけて合計 200,000 円の一部弁済がなされている。

【問題点⑤】

債務者は、平成 28 年分使用料について、平成 28 年 6 月、平成 29 年 6 月に、いずれも履行延期が認められており、また、平成 29 年分使用料についても、平成 29 年 6 月、平成 30 年 7 月に、いずれも履行延期が認められている。このように、本ケースでは、各債権について、それぞれ 2 度にわたって、履行延期が認められている。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（同管理規程 12 条 2 項）、また、必要な財産調査を行わなければならない（同条 3 項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。

本ケースにおける履行延期は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・③）。

【指摘事項】

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査は行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の 1 回の支払額、分割納付の期間などについても、より一層厳格に判断すべきである。

【問題点⑥】

平成 28 年度分使用料、平成 29 年分使用料については、それぞれ別々に債権管理簿が作成されているが、平成 29 年分使用料に関して認めた 2 度目の履行延期（平成 30 年 7 月）は、平成 28 年度使用料の債権管理簿に記載されているものの、平成 29 年度分使用料の債権管理簿には記載されていない。

【指摘事項】

当該債権について、履行延期や分納の措置をとった場合には、例えそれが法令に依拠しない実務上の措置であったとしても、当該債権の債権管理簿に記載すべきである。

（4）ケース 4

【債権の発生原因等】

債務者 A、B は兄弟であり（当時共に未成年者）、平成 23 年 8 月 1 日、橋上で花

火をしていたところ、コンテナに燃え移り橋が損傷した。県において復旧工事を行い、債務者らに対し、平成25年8月9日付で道路復旧工事費用2,461,000円の負担命令が発せられ、同年9月12日付で督促がなされた。

本ケースでは、債務者らについて、滞納処分の執行によって生活を著しく窮迫させるおそれがあると認めたことから、平成26年3月28日付で滞納処分の執行停止がなされた。その後、債務者らが収入を得るようになったため、平成29年1月25日付で滞納処分執行停止が取り消された。

給与の差押えを検討するため、給与明細書の取寄せ、預金や市県民税の課税状況の調査を行ったが、分納での回収を目指すこととなり、平成29年5月16日付で分納誓約書（債務者らで毎月10,000円以上を納付する）の提出を受け、平成30年7月までに、概ね毎月10,000円、合計169,000円の弁済を受けている。

【問題点⑦】

負担命令に基づく債務は、債務者A、Bの連帯債務といえるが、分納の誓約をさせる場合には、A、B双方にその責任を自覚させる必要がある。平成29年5月16日付の分納誓約書には、債務者A、Bの分納額が合計10,000円以上とされているにとどまり、A、Bのそれぞれの支払額は定められていない。

【意見】

債務者A、Bについて、分割納付の誓約をさせるにあたっては、各債務者に支払いの意識を持たせ、履行を確保するため、債務者ごとの支払額を定めておくことが望ましい。

【問題点⑧】

平成29年5月16日付分納誓約書には、債務者の父親による保証がなされ、「道路復旧工事負担命令額については、私が保証します。」との文言がある。しかしながら、保証の具体的内容については、「納付者が納付しない場合は、私が責任をもって納付します。」となっており、債務者らが、誓約した月額（10,000円）に満たなくとも分納を継続している限りは、保証人に不足額を請求することができないようにも読める。

また、かかる分納や保証の誓約は法的根拠が曖昧である。

【意見】

保証人を付ける場合には、法的根拠が曖昧な「誓約」という実務上の扱いをするのではなく、法的根拠のある（連帯）保証契約を締結することが望ましい。

第18 港湾課

1 債権の概要

(1) 港湾課が管理する債権は以下の8種である。

- ①港湾区域内水域等占用料
- ②港湾施設使用料
- ③ターミナルビル使用料
- ④ターミナルビル共益費
- ⑤ターミナルビル電気料等
- ⑥港湾施設使用料相当額（不当利得）
- ⑦沈没船引き揚げ費用
- ⑧合衆国軍隊等の行為等による損害の賠償金

(2) 債権の性質

上記①は強制徴収公債権。

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

上記②のうち1個は強制徴収公債権。ただし、担当部署の見解により強制徴収公債権と分類されており、この点については後に検討する。それ以外は非強制徴収公債権。公債権の場合、消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

上記③は非強制徴収公債権。

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

上記④ないし⑧は私債権。

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [港湾区域内水域等占用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	70,434,281	-	70,434,281	-	0	0	0	0
	過年度	514,200	6	99,900	1	0	0	414,300	5
	合計	70,948,481	-	70,534,181	-	0	0	414,300	5
平成28年度	現年	71,874,375	-	71,874,375	-	0	0	0	0
	過年度	414,300	5	38,000	1	0	0	376,300	4
	合計	72,288,675	-	71,912,375	-	0	0	376,300	4
平成29年度	現年	73,735,747	-	73,735,747	-	0	0	0	0
	過年度	376,300	4	5,000	-	0	0	371,300	4
	合計	74,112,047	-	73,740,747	-	0	0	371,300	4

債権名 [港湾施設使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	842,189,523	-	841,954,854	-	0	0	234,669	2
	過年度	1,379,798	34	37,692	1	918,164	23	423,942	10
	合計	843,569,321	-	841,992,546	-	918,164	23	658,611	12
平成28年度	現年	765,449,368	-	765,449,368	-	0	0	0	0
	過年度	658,611	12	234,669	2	82,603	2	341,339	8
	合計	766,107,979	-	765,684,037	-	82,603	2	341,339	8
平成29年度	現年	755,324,707	-	755,275,827	-	0	0	48,880	1
	過年度	341,339	8	5,000	0	8,000	1	328,339	7
	合計	755,666,046	-	755,280,827	-	8,000	1	377,219	8

債権名 [ターミナルビル使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	40,036,719	-	40,036,719	-	0	0	0	0
	過年度	6,056,952	52	0	0	0	0	6,056,952	52
	合計	46,093,671	-	40,036,719	-	0	0	6,056,952	52
平成28年度	現年	10,674,867	-	10,674,867	-	0	0	0	0
	過年度	6,056,952	52	0	0	0	0	6,056,952	52
	合計	16,731,819	-	10,674,867	-	0	0	6,056,952	52
平成29年度	現年	7,121,647	-	7,121,647	-	0	0	0	0
	過年度	6,056,952	52	0	0	0	0	6,056,952	52
	合計	13,178,599	-	7,121,647	-	0	0	6,056,952	52

債権名 [ターミナルビル共益費]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
	合計	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
平成28年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
	合計	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
平成29年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2
	合計	67,997	2	0	0	0	0	67,997	2

債権名 [ターミナルビル電気料等]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	46,089	2	0	0	0	0	46,089	2
	過年度	287,964	9	0	0	0	0	287,964	9
	合計	334,053	11	0	0	0	0	334,053	11
平成28年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	334,053	11	46,089	2	0	0	287,964	9
	合計	334,053	11	46,089	2	0	0	287,964	9
平成29年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	287,964	9	0	0	0	0	287,964	9
	合計	287,964	9	0	0	0	0	287,964	9

債権名 [港湾施設使用料相当額(不当利得)]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	2,065,456	5	0	0	50,000	0	2,015,456	5
	合計	2,065,456	5	0	0	50,000	0	2,015,456	5
平成28年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	2,015,456	5	70,000	0	0	0	1,945,456	5
	合計	2,015,456	5	70,000	0	0	0	1,945,456	5
平成29年度	現年	-	-	-	-	-	-	-	-
	過年度	1,945,456	5	25,000	0	0	0	1,920,456	5
	合計	1,945,456	5	25,000	0	0	0	1,920,456	5

債権名 [沈没船引き揚げ費用]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,542,450	1	0	0	0	0	1,542,450	1
	合計	1,542,450	1	0	0	0	0	1,542,450	1
平成28年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,542,450	1	0	0	0	0	1,542,450	1
	合計	1,542,450	1	0	0	0	0	1,542,450	1
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,542,450	1	7,000	-	0	0	1,535,450	1
	合計	1,542,450	1	7,000	-	0	0	1,535,450	1

債権名 [合衆国軍隊等の行為等による損害の賠償金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0	0	0	0
平成28年度	現年	1,644,192	1	0	0	0	0	1,644,192	1
	過年度	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	1,644,192	1	0	0	0	0	1,644,192	1
平成29年度	現年	0	0	0	0	0	0	0	0
	過年度	1,644,192	1	0	0	0	0	1,644,192	1
	合計	1,644,192	1	0	0	0	0	1,644,192	1

3 監査の方法

平成 29 年度末時点で収入未済となっているすべての債権管理につき、ヒアリング（平成 30 年 8 月 26 日、同年 10 月 4 日）を実施するとともに、追加調査を担当者に依頼し、提出資料の精査を行った。

4 問題点の抽出

(1) 港湾区域内水域等占用料について

【債権の発生原因等】

港湾区域内水域について、債務者の店舗の水域占用を原因として、長崎県港湾管理条例 16 条に基づき占用料が発生したものである。占用料は平成 12 年度と平成 15 年度発生分。件数は 1 件である。債務者は平成 13 年に死亡しており、相続人である配偶者が少額の分割納付を不定期に続けている。店舗は平成 16 年から使用されておらず、同年から占用許可を出していないが、解体費用を債務者相続人が捻出できず、店舗はそのままとなっている。

【問題点①】

分割納付を受けているにも関わらず、債権管理簿の「債務の履行の方法」欄にも、「債権の消滅」欄にも記載がない。記載の不備があることで、債権管理簿からは債権の管理状況の全容が読み取れなくなっており、債権管理上問題がある。

【指摘事項】

「債権の管理について」に詳しく規定されている債権管理簿の記載方法を遵守すべきである。

【問題点②】

相続人への督促・催促が不十分である。

債務者死亡後の平成 13 年 5 月に、債務者の戸籍調査を行い、配偶者と子 3 人の相続人があることが判明している。しかしながら、子 3 人への督促は行っておらず、専ら配偶者に対して督促や催促を繰り返し行っている。

また、平成 12 年度の占用料については、金銭債権である。債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解されている（最高裁昭和 34 年 6 月 19 日判決等）。平成 12 年度分占用料については、他の法定相続人が相続放棄しているか、債務者の配偶者が債務引受する等の事情がない限り、債権額の 2 分の 1 しか請求できないにも関わらず、全額を請求している。

【指摘事項】

金銭債務の相続があり、複数の法定相続人がある場合には、相続分に応じて債務が承

継されることを念頭に、各相続人に対する督促等を怠らないようにすべきである。

複数の相続人のうち、特定の相続人に対してのみ請求をする方針とする場合は、併存的債務引受があったことを書面化しておくべきである。

【問題点③】

強制徴収公債権であるにも関わらず、債務者相続人に対する財産調査や滞納処分の検討が不十分である。

債務者の配偶者からは、平成17年分から平成20年分までの確定申告書を徴しており、平成21年度の名寄帳を取得している。しかし、それ以後は、分納が約定とおり履行されていないにも関わらず、債務者の配偶者からの聴き取りをするのみで、所得関係の書類を徴していない。また、債務者の配偶者は賃貸アパートを所有していたが、県は差押等を検討した痕跡がない。

【指摘事項】

分納誓約とおりの納付がなされていない場合には、債務者等の同意を得て、定期的に、所得証明書等の収入関係資料を徴するようにすべきである。

債務者等の不動産が判明した場合は、滞納処分や強制執行による回収が可能か、早期に検討すべきである。

(2) 港湾施設使用料について

ア 強制徴収公債権と扱われている債務者Aについて

【債権の発生原因】

平成21年、法人である債務者が、県の目的外使用許可を得て、対馬の港湾施設用地を使用していたが、経営状況悪化により使用料の未納が発生したものの。

【問題点④】

担当部署である対馬振興局においては、地方自治法231条の3第3項において法律で定める使用料については地方税の滞納処分の例により処分することができる」と規定され、同法附則6条1項1号に「港湾法の規定により徴収すべき入港料その他の料金、占用料、土砂採取量、過怠金その他の金銭」と規定されているところ、当該使用料は、港湾法44条に基づき、長崎県港湾管理条例で料率を定めた使用料であるから、強制徴収公債権であると解している。

しかしながら、当該使用料は、港湾法に基づくものではなく、長崎県港湾管理条例に基づく目的外使用許可であることから、非強制徴収公債権と解する余地もある。

【見解】

港湾法、同法施行令、同法施行規則において、目的外使用に関する定めはない。

長崎県港湾管理条例において、目的外使用が規定されているものは、港湾施設用地(同

条例別表第1・その2)であり、その区分は以下のとおりである。

- 1 広告塔，看板，電柱その他これらに類するもの及び水管，下水道管，ガス管その他の事業用各種管類
- 2 物干場及び物置場
- 3 構造物（仮設建築物を含む。）
- 4 プレジャーボート
- 5 その他

条例における目的外使用の区分を見る限り、港湾法に基づく使用料と解することはやや無理がある。目的外使用許可は、港湾法に基づくものというより、地方自治法238条の4第7項の行政財産使用許可に根拠に持つものであると解するのが自然である。

したがって、本債権は、長崎県港湾管理条例8条の許可に基づく公債権であるが、非強制徴収公債権であると考えられる。

地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第238条の4 行政財産は、次項から第4項までに定めるものを除くほか、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲渡し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することができない。

(中略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

イ 私債権として扱われている債権について

【債権の発生原因】

平成20年、法人である債務者2社が、港の野積場を無許可で使用したことにより、使用料相当額の不当利得(1,743,000円と957,600円)が発生したもの。

【問題点⑤】

相当長期間に渡り、分納も実現していない債務者がいるにも関わらず、当該債務者から生活状況を聴き取るのみで、その他の財産調査を行った形跡がない。私債権であることから、債務者の同意を得た上で収入証明資料を取得するなど財産調査をすべきではないか。

【指摘事項】

分割納付による徴収が滞っている場合等には、「長崎県債権管理規定の運用について」3・(1)・①ないし②に記載されているように、債務者へ資料提出を求めたり、債務者の同意を得て調査するなど、財産調査を行うべきである。

(3) ターミナルビル使用料，同共益費，同電気料等について

【債権の発生原因】

平成 10 年，県管理港湾のターミナルビルで飲食店を営業していた債務者夫妻は，平成 13 年ころから業績悪化のため使用料等を滞納するようになった。平成 19 年まで営業を続けていたが，その間に滞納した使用料等は 6,000,000 円以上となった。平成 18 年に夫は民事再生開始決定を受けたが，その後の手続の進行は不明。結局，平成 27 年 2 月，夫婦は 2 人とも破産免責を得ている。

【問題点⑥】

債務者兩名は，平成 27 年 2 月に破産免責を得ているのに，債権がそのまま残っている形になっている。なお，債務者兩名に対する請求も免責後は行っていない。

ターミナルビル使用料は，非強制徴収公債権であり，時効の援用がなくとも，最終の分納等から 5 年間で時効消滅することになり既に回収不能である。そうすると，本来，県の財産としては扱えない債権を収入未済として計上し続けていることになり，不適切である。債権管理上望ましいとは言えない。

【指摘事項】

非強制徴収公債権の債務者が破産免責を得ており，かつ，時効も期間が経過して完成しているのであるから，速やかに不納欠損処理すべきである。

(4) 港湾施設使用料相当額（不当利得）

【債権の発生原因】

法人 2 社が県の許可を受けることなく港湾施設を利用したため，使用料相当額の不当利得が発生した。また，プレジャーボート等の私人所有船舶を，許可を得ることなく，港の係留場所に不法係留したため，使用料相当額の不当利得が発生したものもある。収入未済額は約 1,920,000 円であり，うちプレジャーボート関係は約 60,000 円である。

【問題点⑦】

第 1 回督促状発送後，数年間，特段の回収手段を取っていないものが散見された。時間をかけるほど，時効，破産，相続の発生等で回収が困難になるケースが出現する確率が増えてしまう。

【指摘事項】

第 1 回目の督促状による納付期限までに任意の納付がない場合，早期に回収手段の検討に入るべきである。

(5) 沈没船引き上げ費用等

【債権の発生原因】

平成 23 年、債務者所有の廃船が沈没し、債務者に引き上げ費用等を負担する経済力がなかったため、債務者の費用負担の承諾を得た上で、県がオイルフェンス設置費用、引き上げ費用 1,542,450 円を支出したものの。

【問題点⑧】

担当課の説明によれば、債務者は平成 23 年 7 月から生活保護を受給しており、履行延期申請を平成 26 年 12 月に行ったものの、書類不備という理由で履行延期は承認されていない。書類不備は納付計画書・分納誓約書の提出がなかったというものである。生活保護受給者については、早期の履行延期申請を促すべきではないか。また、履行延期申請の際に納付計画書・分納誓約書の提出は事実上不可能と思われるため、それらの書類がなくとも履行延期申請を承認すべきではないか。

【指摘事項】

生活保護受給者等、無資力であることが明らかな債務者の場合、履行延期申請を早期に促すべきである。また、無資力であることが理由で、実現可能な納付計画書・分納誓約書を提出することが事実上不可能である債務者から履行延期申請がなされた場合、これらの書類の添付がなくとも履行延期申請を承認するかどうか、検討すべきである。

(6) 合衆国軍隊等の行為等による損害賠償金

【債権の発生原因】

平成 26 年 5 月 21 日、佐世保港でアメリカ海軍の船舶が油流出事故を起こし、同年、県が油濁拡散防止、回収の作業を行い、費用 1,644,192 円を支出して、損害賠償金が発生したもの

【問題点⑨】

平成 26 年中には、「損害及び加害者を知った時」（民法 724 条前段）が到来したと考えられるので、不法行為の 3 年の時効が経過している可能性がある。

【見解】

国家相手の請求権だとしても、私債権である以上、時効中断の措置を検討しておくことは必要である。

ただ、アメリカ合衆国が相手であり、政策的な考慮が必要であることに鑑み、指摘や意見とはしない。

第19 住宅課

1 債権の概要

住宅課が管理する債権は、県営住宅使用料である。

(1) 県営住宅の家賃

県営住宅の法的根拠は公営住宅法にあり、この法律は、国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低額な家賃で賃貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としている（公営住宅法1条）。

公営住宅の毎月の家賃は事業主体が定めるが、家賃に関する具体的な事項については、条例で定めなければならない（同法16条1項、5項）。長崎県においては、県営住宅の入居者は、知事が、入居の申込みをした者の中から決定し（長崎県公営住宅条例8条1項、2項）、入居決定者から請書（連帯保証人との連署）の提出を受け、入居可能日を通知する（同条例13条、14条）。入居者は、毎年度、知事に対して収入申告を行わなければならないが、申告された収入額に基づいて、年度ごとに家賃額が決定される（同条例17条1項、18条1項）。

(2) 債権の性質

私債権

消滅時効の期間（民法169条で5年）や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [県営住宅使用料]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	4,289,930,660	12,113	4,258,714,914		0	0	31,215,746	578
	過年度	89,006,145	1,113	37,320,506	896	4,163,968	24	47,521,671	421
	合計	4,378,936,805	13,226	4,296,035,420	896	4,163,968	24	78,737,417	999
平成28年度	現年	4,239,723,818	11,991	4,207,428,243		0	0	32,295,575	592
	過年度	78,737,417	999	35,496,850	802	682,100	6	42,558,467	385
	合計	4,318,461,235	12,990	4,242,925,093	802	682,100	6	74,854,042	977
平成29年度	現年	4,224,285,302	11,833	4,184,183,552		0	0	40,101,750	622
	過年度	74,854,042	977	33,710,861	0	0	0	41,143,181	380
	合計	4,299,139,344	12,810	4,217,894,413	0	0	0	81,244,931	1,002

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている債権のうち10件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成30年10月16日、同月30日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている債権のうち 10 件を監査した結果、いずれの債権についても管理に問題があると判断した。

(1) 全てのケースに該当する問題点

【問題点①】

県営住宅の家賃は、債務者が居住を続ける限り定期的に発生するものであり、このような定期給付債権の時効期間は5年である（民法 169 条）。もっとも、滞納家賃について訴訟手続がとられた場合には、判決で確定した債権が一つの独立した債権となり、時効期間は 10 年となる（民法 174 条の 2 第 1 項）。

このように、訴訟手続がとられた後も債務者が居住を続ける場合、定期給付債権と判決で確定した債権の 2 つの異なる債権が存在することになるが、これら 2 つの債権は、時効期間が異なるにもかかわらず、同一の債権管理簿で管理を行っている。しかも、県は、これらの債権について弁済を受ける場合に、いつ、いくら弁済がなされ、その弁済がどの債権に充てられたのかを、債権管理簿に明確に記載していない。

【指摘事項】

定期給付債権と判決で確定した債権は、性質を異にするため、債権管理簿上明確に区別できるように記載するか、又は判決で確定した債権については、別の債権管理簿を作成すべきである。

【問題点②】

県は、債務者に対し、提訴、即決和解の申立て、和解に代わる決定などの裁判上の手続をとることがあるが、その際、連帯保証人を裁判手続上の当事者とはしていない。

県では、正当な理由なく催告書を受け取らないなどの理由により滞納整理が進まない者については、入居契約を解除し、住戸の明渡請求を行うこととし、明渡しに応じない場合には、知事専決処分を行って、建物明渡及び未払賃料請求の訴えを提起するとしているが（長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第 5）、裁判上の手続をとる場合、連帯保証人も債務者と同様に当事者とすべきである。

【指摘事項】

債務者に対して裁判上の手続をとる場合には、連帯保証人も裁判手続上の当事者とすべきである。

(2) ケース1

【債権の発生原因等】

債務者は、平成11年9月1日より、県営住宅への入居が認められたが、その後、家賃の未納が発生したため、平成12年8月28日に督促を受け、同年12月25日に納入誓約書を提出した。しかしながら、家賃の未納は解消せず、債務者は、平成14年9月9日に「契約解除及び明渡請求書」を受領したものの、未納家賃を支払うことなく居住を続けた。

そこで、県は、債務者を提訴し、平成15年8月7日付で、建物明渡し及び未払家賃の支払いを命じる判決が言い渡された。債務者は、同年4月、破産申立てを行い、同年8月13日付で免責許可決定を受けたことから、県は、破産手続開始決定後に発生した家賃額110,596円の支払いを求めて再び提訴し、平成21年8月3日付で和解に代わる決定がなされた。なお、債務者は、平成20年7月7日に退去した。

【問題点③】

平成20年12月11日に連帯保証人に対して未払家賃の請求がなされたが、それまでは、連帯保証人に対しては、納入指導がなされるのみで、未払家賃の請求はなされていない。

家賃については、3か月から5か月分の家賃滞納者に対して、2か月に1回、督促状を送付し、併せて、連帯保証人に対しては、滞納の状況及び支払の指導依頼の通知を発するとされているが（長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第4）、これは、連帯保証人に対しては、納入指導にとどめることを確認したのではなく、入居中の滞納者が滞納家賃を支払わない場合には、連帯保証人に対しその支払を請求するとされている（同要綱・第12）。ここでいう「入居中の滞納者が滞納家賃を支払わない場合」とは、①入居中の滞納者が行方不明のとき、②入居中の滞納者が破産法に基づく免責を受けたとき、③入居中の滞納者が民事再生法に基づく再生計画が認可・決定されたとき、④その他入居中の滞納者が家賃を支払わないとき、のいずれかに該当する場合をいうのであり（長崎県営住宅家賃滞納整理事務処理要領・第13・1）、本ケースが④に該当するのは明らかである。

法令上も、地方公共団体は、債務者に履行遅滞があるときは、期限を指定して督促しなければならない（地方自治法施行令171条）、督促後相当期間を経過しても履行されないときは、保証人に対して請求しなければならないとされている（同施行令171条の2第1号）。

債務者の未納家賃が一向に解消しないという本ケースにおいても、連帯保証人に対しては、納入指導ではなく、催告を行うべきである。債務者による長期間滞納が続き、債務額が膨らんだ後に請求を受けることになれば、連帯保証人にとって不意打ちとなるし、また、連帯保証人への通知等を長期間怠った場合、その後の請求は

権利濫用として認められないとする裁判例もある（広島地方裁判所福山支部平成20年2月21日判決）。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

(3) ケース2

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和50年3月20日より、県営住宅への入居が認められたが、昭和53年7月より、家賃の未納が発生したため、県は債務者を提訴した。裁判所は、昭和62年11月16日、建物明渡し及び未払家賃の支払いを命じる判決を言い渡し、債務者は、強制執行により、昭和63年4月2日をもって建物を退去した。連帯保証人Aは、債務者の妻（平成8年離婚）であるが、同人は、平成15年7月以降、月額5,000円程度の弁済を続けている。

【問題点④】

県は、平成3年2月25日に連帯保証人A、Bに対して、協議の依頼をしているが、同人らに対して、未払家賃の請求はしていない。この点についての問題点は、ケース1の問題点③のとおりである。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

【問題点⑤】

県は、県営住宅の家賃が民法761条の日常家事債務に当たるとの解釈の下、債務者と同居していた妻を未納家賃の連帯債務者と判断している。他方で、妻が提出した平成4年2月6日付納入誓約書によれば、妻の署名欄には「代納誓約者」との記載があり、同誓約書を見る限り、妻はあくまでも債務者の代納者にとどまり、直接の債務までは負担しているとは認められない。妻が連帯債務を争うことも十分に考えられる。

このように、県の対応からは、妻を連帯債務者として扱っているとは伺われず、妻が、自らを連帯債務者と認めているかも疑問である。日常家事の連帯債務者として配偶者に請求を行うことは、民間ではほとんど行われておらず、このような実情を考慮すれば、県として、妻に連帯債務を負担させるのであれば、その旨の書面を作成させるのが望ましい。

【指摘事項】

債務者の配偶者を日常家事債務の連帯債務者とするのであれば、配偶者に、連帯債務者である旨の書面を作成させるのが望ましく、少なくとも、「代納誓約者」として署名させている以上、本ケースにおいては、連帯債務者として扱うべきではない。

【問題点⑥】

本ケースの債務（確定判決による未納家賃額と明渡しまでの賃料相当損害金）については、平成15年7月より、債務者の妻が5,000円ずつ分納している。しかしながら、債務者の妻による分納が始まったのは、消滅時効の期間が経過して6年以上経った後であるが、時効期間経過後から分納が開始される6年の間には、債権放棄の検討がなされるべきであった。

長崎県では、未払家賃について消滅時効期間が経過している場合でも、少なくとも年1回、債務者等に催告を行うとされているが（長崎県営住宅家賃滞納整理基本方針・第2・4・（1））、他方で、消滅時効期間が経過してその援用が確認できない私法上の債権について、「債務者が著しい生活困窮状態にあり、債務者に財産がないと認められる」場合には、権利の放棄の議決を求めるとされている（「権利の放棄に係る議決を求める基準」・1・（1）・②）。

上記の時効期間経過後の催告は際限なく繰り返す趣旨ではなく、一定期間経過後は、権利の放棄も視野に入れながら、債務者の資産状況及び生活状況の調査を行うことが望ましい。

なお、県の上記基本方針においては、「県が、時効期間が経過していることを知りながら、相手方の法の不知（時効の援用について知らないこと）を奇貨として、相手方に対し裁判上の請求をすることは県の姿勢として批判を受ける虞がある。」としているが（長崎県営住宅家賃滞納整理基本方針・第2・4・（3））、この趣旨は、裁判外の請求においても妥当すると考えられる。

【意見】

本ケースでは、時効期間経過後の毎年1回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、債務者の資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権放棄の検討をすることが望ましい。

（4）ケース3

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和52年3月26日より、県営住宅への入居が認められたが、昭和57年1月より、家賃の未納が発生したため、県は債務者を提訴した。裁判所は、昭和62年11月16日、建物明渡し及び未払家賃の支払いを命じる判決を言い渡し、債務

者は、強制執行により、昭和63年4月20日をもって建物を退去した。

債務者は、平成16年10月18日に死亡し、その後、債務者の妹Aが、平成3年11月より3,000円程度の分納を続けている。

【問題点⑦】

連帯保証人に対しては、平成4年2月3日、平成5年8月20日にそれぞれ納入指導をしたのみで、未納家賃の請求はしていない。上記平成4年の納入指導の際には、連帯保証人より、支払いはしないとの抗議がなされているが、この点についての問題点は、ケース1の問題点③のとおりである。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

【問題点⑧】

金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている（最一小判昭和29年4月8日、最三小判昭和30年5月31日、最判平成16年4月20日等）が、本ケースでは、相続人調査が適切になされていないため、債務者の相続人や、相続した債務の金額が明らかではない。

【指摘事項】

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

【問題点⑨】

県としては、平成5年3月11日に債務者と債務者の妹Aとの間で、債務引受がなされたとしているが、債務引受に関する契約書は存在せず、Aによる債務引受を証明する手段はない。

また、債務引受には、①債務者が債権関係から離脱する免責的債務引受、②債務者とAが共に債務者となる併存的債務引受、③債務者は依然としてそのまま、Aが債務者に代わって弁済義務のみを負う履行の引受の3類型があるとされているが、契約書が存在しないため、債務引受の事実を証明できないばかりか、どのタイプの債務引受がなされたのかさえも不明である。類型①の債務引受がなされる場合、県としては、誰が債務者となるかについて重大な利害を有するため、Aの財産調査が不可欠といえる。

【指摘事項】

債務引受がなされる場合には、引受人の財産調査を行うべきであるし、また、債務引受に関する契約書を作成すべきである。

(5) ケース 4

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 12 年 4 月 22 日より、県営住宅への入居が認められたが、平成 14 年 3 月より、家賃の未納が発生したため、県は即決和解の申立てを行い、平成 15 年 5 月 26 日、9 か月分の未納家賃 180,300 円を月額 5,000 円ずつ分割で弁済する旨の和解が成立した。しかしながら、その後も和解内容の履行はなされず、債務者は、強制執行により、平成 17 年 10 月 30 日をもって建物を退去した。

【問題点⑩】

県は、平成 13 年 4 月 13 日から平成 15 年 5 月 26 日の和解成立までの間に、合計 13 回の催告を行っている。

普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法 240 条 2 項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手続などを認める事情があれば、それらの手続を検討し、それらの手続を認める事情がない場合には、訴訟手続により履行を請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号、長崎県債権管理規程）。

本ケースにおいては、2 年間催告を繰り返した後に、ようやく即決和解の申立てがなされるに至っているため、督促後の対応が遅いと言わざるを得ない。

【指摘事項】

督促後、相当期間経過しても履行されない債権については、速やかに、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを検討すべきである。

(6) ケース 5

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和 50 年 3 月 7 日より、県営住宅への入居が認められたが、昭和 53 年 10 月より家賃の未納が発生した。

債務者は、昭和 58 年 6 月 13 日、妻 A と離婚して同建物から転居した。A は、賃借人の承継承認を受けることなく、引き続き同建物内に居住を続けたが、昭和 60 年 12 月 19 日には、債務者の未納家賃を連帯債務者として支払うことを約束し、正式に県営住宅への入居が認められた。

しかしながら、A が昭和 61 年 1 月分からの家賃を滞納したため、県は、債務者及

びAを被告として提訴し、裁判所は、昭和62年11月16日、未納家賃の支払いと建物明渡しを命じる判決を言い渡し、Aは昭和63年4月27日をもって建物を退去した。

平成5年10月には債務者の給与の差押えがなされ、その後、平成7年4月17日をもって債務者の債務は全額弁済されたため、Aに対する未納家賃債権のみとなっている。

【問題点⑩】

連帯保証人Bに対しては、平成4年4月と平成5年2月の2回にわたって納入指導をしたのみであり、請求は行っていない。また、連帯保証人Cに対しては、請求はもちろんのこと、納入指導すらなされていない。この点の問題点は、ケース1の問題点③のとおりである。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

【問題点⑪】

債務者は、昭和58年6月13日をもって退去しているため、連帯保証人の責任は、債務者の退去時までには発生した債務の限度にとどまる。そこで、県が改めてAと賃貸借契約を締結する場合には、Aとの関係で新たに連帯保証人を付けさせるべきであるが、Aの債務に対する連帯保証人はいない。

【指摘事項】

新たにAを賃借人として扱う以上、連帯保証人を付けさせるべきである。

(7) ケース6

【債権の発生原因等】

債務者は、平成21年5月1日より、県営住宅への入居が認められたが、同年12月より、家賃の未納が発生したため、県は即決和解の申立てを行い、平成23年3月9日、5か月分の滞納家賃149,200円を月額5,000円ずつ分割で弁済する旨の和解が成立した。しかしながら、その後も滞納は解消していない。

県としては、債務者の夫が精神疾患で失業中であること、債務者の3人の子がまだ小さいことから、建物明渡しの強制執行を保留している。現在は3人の子のうち2人は転居している。

【問題点⑫】

連帯保証人Aに対しては、平成27年9月16日、平成30年9月26日にそれぞれ

納入指導がなされ、連帯保証人Bに対しては、平成23年1月20日、平成30年10月2日にそれぞれ納入指導がなされているが、連帯保証人Aに対する納入指導がなされたのは、家賃の未納が発生した約6年後であり、その対応は余りに遅いと言わざるを得ない。

また、納入指導にとどまっている点の問題点については、ケース1の問題点③のとおりである。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

【問題点⑭】

県は、平成27年3月16日付で賃貸借契約を解除しているが、その後も督促を繰り返すのみで、建物明渡しの強制執行までは至っていないため、債務額は膨らむばかりである。

債務者は生活困窮を訴えているが、生活保護の申請はなされておらず、また、県は、収入に関する書類の提出を求めているが、債務者は、かかる書類を提出していない。

【意見】

県の要綱によれば、判決が確定した者や和解が成立した者がその履行をしないときは、その違約の内容が軽微なものであるときは注意喚起を行い、重大な違約であるときは、建物明渡しの強制執行を行うとされている（長崎県営住宅家賃滞納整理要綱・第11・（1））。

債務者は、和解にしたがった履行をしないのであるから、「重大な違約」があるのは明らかといえるし、生活困窮を訴えていながら生活保護の申請を行わず、収入に関する資料提出の求めにも応じないのであるから、履行延期特約や徴収停止等の検討も困難である。したがって、県としては、債務額の増加を防ぐために、建物明渡しの強制執行に踏み切るのが望ましい。

（8）ケース7

【債権の発生原因等】

債務者は、平成2年6月18日より、県営住宅への入居が認められたが、平成17年5月より家賃の未納が発生した。県は債務者を提訴し、平成18年10月31日、未納家賃281,600円を月額5,000円ずつ分割で弁済する旨の裁判上の和解が成立した。

その後も家賃の滞納は解消していないが、債務者が平成21年4月に生活保護の開始決定を受けたことにより、同月以降に発生する家賃については滞りなく支払いがなされている。

【問題点⑮】

債務者に対しては、生活保護を受けてからも、徴収員が訪問して口頭での督促を行っている。

【意見】

生活保護が、生活困窮者に対して必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であることに照らせば、債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手续をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手续をとることが望ましい（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 号、長崎県債権管理規程 12 条、15 条）。

(9) ケース 8

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 5 年 11 月 8 日より、県営住宅への入居が認められたが、平成 26 年 1 月より家賃の未納が発生した。県は、平成 26 年 9 月、平成 27 年 9 月、平成 29 年 9 月の 3 度にわたって、「催告及び契約解除通知書」を発しているが、家賃の支払いはなされていない。

最初の家賃の消滅時効期間が平成 31 年 2 月に迫っていたため、県は債務者を提訴し、現在訴訟手続中である。

【問題点⑯】

債務者は、平成 26 年 11 月、平成 27 年 2 月、平成 28 年 1 月の 3 回にわたって、納入誓約書を作成し、月額 5,000 円の分納を誓約しているが、誓約にしたがった弁済はなされていない。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない（同管理規程 12 条 2 項）、また、必要な財産調査を行わなければならない（同条 3 項）。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（1））。

本ケースにおける履行延期や分割納付は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認もちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている（「長崎県債権管理規程の運用について」・3・（2）・③）。

【指摘事項】

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

【問題点⑩】

債務者は平成 26 年 1 月より家賃の支払いをしていないが、訴訟提起に至ったのは、5 年の時効期間が迫っていたためである。

普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法 240 条 2 項）、督促後相当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の手続などを認める事情があれば、それらの手続を検討し、それらの手続を認める事情がない場合には、訴訟手続により履行を請求しなければならないとされている（地方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号、長崎県債権管理規程）。したがって、訴訟手続は、徴収停止などの手続を認める事情がない場合に速やかに行うべきものであり、時効を中断させることを主たる目的として行うものではない。

【指摘事項】

本ケースにおいては、訴訟までの対応が遅いと言わざるを得ず、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、免除、訴訟手続などを速やかに検討すべきである。

(10) ケース 9

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和 60 年 3 月 1 日より、県営住宅への入居が認められたが、同年 5 月より、家賃の未納が発生したため、県は即決和解の申立てを行った。昭和 61 年 10 月 16 日、14 か月分の滞納家賃 392,000 円を月額 28,000 円ずつ分割で弁済する旨の和解が成立したが、和解に従った履行がなされなかったため、債務者は、強制執行により、平成 14 年 11 月 29 日をもって建物を退去した。

平成 10 年 5 月以降に発生した滞納家賃について、県と債務者は、平成 15 年 4 月 14 日、滞納家賃の弁済契約書を執行受諾文言付の公正証書で作成した。

【問題点⑪】

連帯保証人への催告がなされたのは、平成 13 年 4 月 27 日であり、契約締結から 15 年以上経過した後である。この点についての問題点は、ケース 1 の問題点③のとおりである。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

【問題点⑱】

連帯保証人Aは、平成13年4月に死亡していたことが判明したが、相続人調査はなされていない。

【指摘事項】

債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

【問題点⑳】

債務者は、平成20年3月より月額3,000円の分納を申し出ているが、その際、債務者の財産調査などはなされていない。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令171条の6の規定により履行期限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない(12条2項)、また、必要な財産調査を行わなければならないとされている(同条3項)。ここでいう「必要な財産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自動車の照会等を指している(「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(1))。

本ケースにおける分納は、法令に依拠しない実務上の措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとされている(「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(2)・③)。

【指摘事項】

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の1回の支払額、分割納付の期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

(11) ケース 10

【債権の発生原因等】

債務者は、昭和 49 年 12 月 1 日より県営住宅への入居が認められたが、昭和 52 年 12 月より、家賃の未納が発生したため、県と債務者は、昭和 60 年 3 月 29 日、未納家賃の弁済契約書を執行受諾文言付の公正証書で作成した。なお、債務者は、昭和 60 年 1 月 31 日をもって、建物を自主退去している。

債務者は、平成 13 年 10 月までに不定期に合計 12 万円ほどの弁済を続けてきたが、その後は弁済もなくなり、平成 21 年 7 月に催告した際に、債務者が平成 20 年 9 月 12 日に死亡していたことが判明した。

【問題点①】

債務者には、妻 A の他に 3 人の子がいるが、県は、A に対して、平成 21 年 7 月 30 日付催告書を発し、A による相続放棄の有無などを確認することなく、滞納家賃全額 (379,400 円) を請求した。A は、県の請求を受け、平成 27 年 10 月から、毎月 5,000 円の弁済を続けている (平成 30 年 8 月時点の弁済額合計 155,000 円)。

金銭債権などに代表される可分債権は、遺産分割を経ずとも相続開始によって当然に各共同相続人の相続分に応じて直接承継されるものと解されている (最一小判昭和 29 年 4 月 8 日、最三小判昭和 30 年 5 月 31 日、最判平成 16 年 4 月 20 日等) ため、他の相続人が放棄しているなどの事情がなければ、A が債務者の債務を相続していたとしても、相続する債務額は法定相続分 (2 分の 1) にとどまる。

県は、今後の方針として、A に対して入金額の増額を促し、滞納の解消に努めていくとしているが、A の相続した債務額は 2 分の 1 の 189,700 円であり、同額を超える支払いを求めることはできないとも考えられる。

【指摘事項】

債務者が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

【問題点②】

A は、平成 27 年 10 月から、毎月 5,000 円の弁済を続けているが、平成 23 年 10 月 1 日の経過をもって消滅時効期間は経過しているため、A による弁済は、消滅時効期間が経過して 4 年経った後である。この点についての問題点は、ケース 2 の問題点⑥のとおりであり、時効期間経過後から弁済が開始される 4 年の間には、債権放棄の検討がなされるべきであった。

【意見】

本ケースでは、時効期間経過後の毎年 1 回の催告は行いつつも、時効期間が経過した際には、A の資産状況及び生活状況の調査を行い、その結果を踏まえて、債権

放棄の検討をすることが望ましい。

【問題点③】

連帯保証人Bは、平成10年7月30日に死亡しているが、相続人調査はなされていない。

【指摘事項】

債務者、連帯保証人が死亡した場合には、速やかに相続人調査を行い、各相続人が相続する債務額を明らかにすべきである。

【問題点④】

県は、連帯保証人に対して請求を行っていないが、この点についての問題点は、ケース1の問題点③のとおりである。

【指摘事項】

債務者からの履行の見込みが立たない場合には、速やかに連帯保証人への請求を行うべきである。

第20 教職員課

1 債権の概要

教職員課が管理する債権は過払い給与返還金の不当利得返還請求債権である。

債権の性質

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

なお、上記債権については、これを公債権とする見解もあるが、監査人としては私債権とする見解に立つため、以下、かかる見解を前提として記述する。

2 収納状況

債権名 [過払い給与返還金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度							353,830	2
	合計							353,830	2
平成28年度	現年								
	過年度							353,830	2
	合計							353,830	2
平成29年度	現年								
	過年度							353,830	2
	合計							353,830	2

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている2件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成30年8月7日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている2件の債権につき監査した結果、いずれの債権についても管理に問題があると判断した。なお、この2件は別個の債権として扱われているが、同一の債務者に対する債権であり、発生原因も重複していることから、合わせて論ずることとする。

【債権の発生原因等】（以下、当該債権が私債権であることを前提とした記述である。）

公立学校の教員であった債務者は、平成20年9月8日に窃盗未遂の被疑事実で逮捕され、同年10月30日付で懲戒免職処分を受けた。債務者は、逮捕から懲戒免職処分を受けるまで欠勤していたが、同年9月19日に9月分給与が支給され、同年10月21日に10月分給与（同年9月欠勤分を減額調整したもの）が支給された。

債務者は、同年10月は全日欠勤であったため、支給された10月分給与は、通常であれ

ば翌月の11月分給与支給時に減額調整されるが、同年10月30日付で懲戒免職処分となったため、同年10月欠勤分の減額調整すべき金額が過払いとなった。そのため、債務者は、同年10月30日付で197,950円の不当利得返還債務（以下「債権①」という。）を負担するに至った。

その後、県において、10月分給与で行った減額調整額に計算の誤りがあったことが発覚し、債権①に加えて155,880円の過払い給与（以下「債権②」という。）が判明したことから、平成21年7月30日付で返納通知を発するに至った。

【問題点①】

債権①の「発生年月日」欄には「平成21年6月1日」と記載され、債権①、債権②の「発生原因」欄には、いずれも「多重債務者であり、民事再生法の個人再生手続を行ったため」と記載されている。また、「債権の管理に関する事項」欄には、債権①、債権②をいずれも同一の別紙（経緯書）で整理しているものの、平成25年4月27日付で取り付けた債務承認書に関する記載がされていない。

「債権の管理について」第2・8・オの規定によれば、債権管理簿の「発生年月日」欄には「債権が発生した日又は県に帰属した日を記載するもの」とされており、「発生原因」欄には「債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過が分かる程度に要点を記載すること」とされており、「債権の管理に関する事項」及び「備考」欄には、「強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載するもの」とされている。

また、債権管理規程5条2項、及び、「債権の管理について」第2・8・カによれば、「債権の管理に関する事項又は備考の欄に記載してある事項に変更があったとき」や、「債務者から債務証書の提出があったとき」は、「そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならない」。

【指摘事項】

債権①は、債務者が懲戒免職処分を受けたことで発生するに至っているため、債権発生日は処分日（平成20年10月30日）である（公債権との見解に立った場合には、債権発生日は給与支給日である平成20年10月21日と考えられる）。

また、債権①、債権②は、懲戒免職処分を受けたことで発生したのであり、債務者が多重債務であることや個人再生手続を行ったことは、債権発生原因とは何ら関係がない。

したがって、債権①、債権②のいずれについても、債権管理簿が正しく記載されておらず、「発生年月日」欄、「発生原因」欄を、いずれも正しく記載すべきである。

債務承認書は、時効中断事由として時効期間の起算点となるものであり、債権管理簿に記載すべき「債務者から債務証書の提出があったとき」に該当するため、債権管理規程上も記載が義務付けられている。

したがって、債務承認書の提出を受けた事実、同承認書の作成日などは、債権管理簿の「債権管理に関する事項」として記載すべきである。

【問題点②】

債権①、債権②については、それぞれ、平成21年3月30日、同年8月18日に督促状が發せられ、債務者は、平成25年4月27日付で債務承認書を提出した。しかしながら、その後も債務の弁済はなされず、平成30年4月27日は経過した。そこで、県としては、債権①、債権②が非強制徴収公債権に当たり、消滅時効期間が5年であるとして、いずれの債権も時効により消滅したとして取り扱っている。

【見解】

過払い給与の不当利得返還請求債権については、給与が公法上の原因によって生じた債権であり、過払い給与の返還がその裏返しの権利であるとして、地方自治法（以下「法」という。）236条1項の適用がある（消滅時効期間は5年）とする見解があり、同趣旨の行政実例もある（昭和29年3月10日行実、昭和39年3月10日行実）。県は、本ケースも、かかる見解に従い時効期間を5年として、消滅時効が完成したとの取扱いをしている。

しかしながら、過払い給与の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は10年と考えられる。その理由は以下のとおりである。

（1）私法上の原因によって発生した債権であること

過払い給与の返還請求権は、公法上の原因（給与の支払い）によって発生するものではなく、あくまでも給与の過払いによって生じた不当利得であり、私法上の原因（民法703条）によって発生した債権といえる。

（2）債務者に不服申立ての手段がないこと

前述のとおり、行政庁による給与等の手当金の過払金は民法上の不当利得に当たり、その返還請求債権は行政庁の処分行為によって発生する債権ではないため、債務者には不服申立ての手段がない。

（3）一連の司法判断

従来、水道料金は行政実例により公法上の債権とされていたが、水道供給契約が私法上の契約であり、水道料金債権は私法上の金銭債権であると判示した東京高等裁判所平成13年5月22日判決（最高裁判所平成15年10月10日決定・上告不受理）を受け、行政実例が変更されている。

また、従前、公立病院の診療に関する権利についても見解が分かれており、行政実例では公法上の債権とされていたが、最高裁判所は、公立病院の診療に関する権利は民法に定める債権に該当するとして、民法170条1号により時効期間を3年と判示したため（最高裁平成17年11月21日判決）、行政実例は変更されるに至っている。この平成17年の最高裁判決は、公立病院の診療に関する権利については、国の権利義務

を早期に決済する必要性といった行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互における損害賠償の関係とその目的性質を異にする必要がないと判示しており、係争請求権の具体的な目的や性質に着目した時効規定適用基準を示している。過払い給与の不当利得返還請求債権についても、行政上の便宜を考慮する必要はなく、私人間相互の関係（使用者と被用者）と何ら性質を異にするものではない。

その後も、管理職ではない消防職員であった被告らに対する管理職手当の返還を求める不当利得返還請求訴訟の下級審において、裁判所は、「原告の本訴請求は、民法上の不当利得返還請求権に基づくものであり、消滅時効期間は、10年になる」と判示し、法236条により5年の消滅時効に服するとする被告らの主張を排斥している（名古屋地方裁判所平成23年11月30日判例）。

このような一連の司法判断を踏まえれば、過払い給与の返還請求債権の性質が司法の場で争われれば、消滅時効期間は10年である旨の判断がなされると考えられる。

（4）結論

債権①、債権②を公債権とする県の取り扱いを否定するものではないが、以上の事情に照らせば、過払い給与の返還請求債権は私債権であり、消滅時効期間は10年と考えられるため、今後の裁判例の動向には留意すべきである。

【問題点③】

債権①、債権②は、債権管理簿が別個に作成されており、同一債務者に対する別個の債権として取り扱っている。

しかしながら、前述のとおり、債権①、債権②は、いずれも懲戒免職処分によって発生した10月分の過払い給与という同一の債権であり、債権②は、あくまで、減額調整時の計算間違いによる不足額に過ぎない。

【指摘事項】

債権①の債権管理簿とは別に債権②の債権管理簿を作成すべきではなく、債権①の債権管理簿の債権額を訂正し、訂正の理由（計算間違い）を記載するなどして正しい内容に改めるべきである。

第 21 警察本部会計課

1 債権の概要

警察本部会計課が管理する債権は、

①道路交通法 51 条の 4 第 4 項の納付命令に基づく放置違反金

②民法 709 条の不法行為に基づく損害賠償金

である。

(1) 放置違反金制度の趣旨

放置違反金とは、放置駐車違反の車両（以下「放置車両」という。）の使用者に課せられる当該放置駐車違反の反則金と同額の行政制裁金をいう。公安委員会は、放置車両の使用者に対し、放置違反金の納付命令を発することができ（道路交通法 51 条の 4 第 4 項）、命令に従わない者に対しては、地方税の滞納処分の例により強制徴収が可能となる（同条第 14 項）。

(2) 債権の性質

①道路交通法 51 条の 4 第 4 項の納付命令に基づく放置違反金

強制徴収公債権

消滅時効の期間や起算点などは、地方自治法による。

②民法 709 条の不法行為に基づく損害賠償金

私債権

消滅時効の期間や起算点などは、民法による。

2 収納状況

債権名 [放置違反金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	47,063,500	3,645	41,423,500	3,055			5,640,000	590
	過年度	21,591,700	2,330	6,732,700	629	1,458,400	203	13,400,600	1,498
	合計	68,655,200	5,975	48,156,200	3,684	1,458,400	203	19,040,600	2,088
平成28年度	現年	52,859,800	4,146	47,998,600	3,634			4,861,200	512
	過年度	18,839,000	2,073	4,751,400	453	1,593,300	217	12,494,300	1,403
	合計	71,698,800	6,219	52,750,000	4,087	1,593,300	217	17,355,500	1,915
平成29年度	現年	37,565,000	2,998	33,946,900	2,592			3,618,100	406
	過年度	17,324,500	1,892	5,556,200	543	2,289,600	270	9,478,700	1,079
	合計	54,889,500	4,890	39,503,100	3,135	2,289,600	270	13,096,800	1,485
債権名 [自動車事故損害賠償金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年	120,000	1					120,000	1
	過年度	921,465	2	70,000	2			851,465	2
	合計	1,041,465	3	70,000	2			971,465	3
平成28年度	現年	120,000	1	0				120,000	1
	過年度	971,465	2	60,000	1			911,465	2
	合計	1,091,465	3	60,000	1			1,031,465	3
平成29年度	現年	120,000	1	0				120,000	1
	過年度	1,031,465	2	60,000	1			971,465	2
	合計	1,151,465	3	60,000	1			1,091,465	3
債権名 [交通安全施設損害賠償金]									
年度		調定額	件数	収入額	件数	不納欠損額	件数	収入未済額	件数
平成27年度	現年								
	過年度	309,500	1	18,000	1			291,500	1
	合計	309,500	1	18,000	1			291,500	1
平成28年度	現年								
	過年度	291,500	1	20,000	1			271,500	1
	合計	291,500	1	20,000	1			271,500	1
平成29年度	現年								
	過年度	271,500	1	16,000	1			255,500	1
	合計	271,500	1	16,000	1			255,500	1

3 監査の方法

平成29年度末時点で収入未済となっている債権のうち、放置違反金7件及び損害賠償金3件の債権管理につき、集中的にヒアリング（平成30年10月4日）を実施するとともに、債権管理簿等の書類閲覧や、個別ケースに関する担当者への追加聴取を行った。

4 問題点の抽出

収入未済となっている放置違反金7件及び損害賠償金3件の債権につき監査した結果、損害賠償金3件の債権管理に問題があると判断した。

(1) 全てのケースに該当する問題

【問題点①】

県は、債務者や連帯保証人からの支払いが滞っているにもかかわらず、訴訟等の具体的な対応をとるには至っていない。

普通地方公共団体の長は、債権について、その督促、強制執行その他保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない（地方自治法240条2項）、督促後相

当期間経過しても履行されない債権については、徴収停止、履行延期特約、免除の
手続などを認める事情があれば、それらの手続を検討し、それらの手続を認める事
情がない場合には、訴訟手続により履行を請求しなければならないとされている(地
方自治法施行令 171 条の 2 第 3 号、長崎県債権管理規程)。

しかしながら、いずれのケースにおいても、債務者等と面談を繰り返し、納付誓
約書を提出させるなどして、少額の分割納付を受けるに止まっており、徴収停止や
訴訟提起などの具体的な対応には至っていない。したがって、支払いが滞った後の
対応が遅いと言わざるを得ない。

【指摘事項】

履行が滞っている債務者等に対しては、法令に従い、徴収停止、履行延期特約、
免除、訴訟手続などを速やかに検討すべきである

(2) ケース 1

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 15 年 2 月 22 日、普通乗用自動車を運転中、交通事故処理中の警
察官の合図に基づいて停車中の普通乗用自動車に追突し、同車を前方に押し出させ、
同車の前方に停車していたパトカーに衝突させたことで、同パトカーの修理代
1,267,402 円の損害を生じさせた。

平成 16 年 1 月 16 日、債務者、連帯保証人(父)との間で、示談が成立している。

【問題点②】

県は、平成 21 年 11 月に履行延期の特約をしているが(地方自治法施行令 171 条
の 6、長崎県債権管理規程 12 条)、その後は、債務者より、平成 23 年 6 月、平成
28 年 7 月、平成 30 年 7 月の 3 度にわたって納付誓約書の提出を受け、その都度、
履行延期をした上での分割納付を認めている。また、県は、このような分割納付を
認めるに際し、収入状況を聴取するにとどまり、財産調査までは行っていない。

長崎県債権管理規程によれば、地方自治法施行令 171 条の 6 の規定により履行期
限を延長する場合には、知事の承認を受けなければならない(同規程 12 条 2 項)、ま
た、必要な財産調査を行わなければならない(同条 3 項)。ここでいう「必要な財
産調査」とは、金融機関に対する取引状況の照会、法務局に対する不動産登記事項
証明書の申請、市町に対する住民税及び固定資産税の照会、運輸局に対する普通自
動車の照会等を指している(「長崎県債権管理規程の運用について」・3・(1))。

本ケースにおける履行延期をした上での分割納付は、法令に依拠しない実務上の
措置であり、知事の承認はもちろん、財産調査も行われていないが、このような実
務上の履行延期や分割納付については、安易に行わないよう運用の改善を図るとさ
れている(「長崎県債権管理規程の運用について」・3・③)。

【指摘事項】

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

(3) ケース2

【債権の発生原因等】

債務者は、平成18年1月18日、普通乗用自動車を運転中、停車中の県所有の普通乗用自動車に追突し、同車両の修理代461,465円の損害を生じさせた。

平成18年2月16日、債務者、連帯保証人(母)Aとの間で、示談が成立している。

【問題点③】

県は、示談成立に際し、債務者の母(示談締結時83歳)Aが認知症であると認識していながら、同人を連帯保証人としているが、認知症の高齢者の場合、認知の程度によっては法律行為を行えるだけの判断能力を有していない可能性があり、訴訟では連帯保証契約の成立が否定されることも十分に考えられる。また、認知症を患っている高齢者を連帯保証人とすること自体、県の対応の在り方として疑問が残るところである。

【意見】

法律行為を行えるだけの判断能力を備えているか疑問が残る者については、連帯保証人としなないことが望ましい。

【問題点④】

債務者は、平成19年5月2日に死亡し、相続人である妻Bと子らが相続放棄をしたことから、債務者の母が債務全額を相続した。

県は、債務者の相続人が債務者の母Aと債務者の弟Cの2人であると誤解し、Cとの間で弁済の交渉を行っているが、Cは相続しておらず債務を負担していないため、Cに対して弁済を求めることはできない。

【指摘事項】

県としては、債務を負担していない者に対して弁済を求めるべきではない。

【問題点⑤】

Cは、Bが債務を弁済することに了承しているとして、Bと話をしよう述べ、県は、Bに対して納入通知書を送付するに至っている。しかしながら、Bは相続放棄をしており、債務を負担していないため、例え、BC間で、Bが債務を弁済することになっていたとしても、そのような事情は、県には無関係な債務者内部の事情に過ぎない。

【指摘事項】

県としては、債務を負担していない者に対し、納入通知書を送付すべきではない。

【問題点⑥】

Aは、認知症を患っている高齢者であり、年金のみで生活し、そこから病院代や税金を支払っている。したがって、債務を弁済していただくだけの資力を欠いているといえる。

【意見】

債務者は無資力又はこれに近い状態にあるときであるというべきであり、履行延期の手续をとり、収入状況に変化がないようであれば、債務免除の手续をとることも可能と言える（地方自治法施行令 171 条の 6 第 1 号，長崎県債権管理規程 12 条，15 条）。

また、本ケースでは、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。」の要件を充足する可能性もあるため、知事の承認を受けて徴収停止の手续をとることも選択肢と言える（地方自治法施行令 171 条の 5）。

したがって、本ケースでは、債務免除や徴収停止の手续を検討するのが望ましい。

(3) ケース 3

【債権の発生原因等】

債務者は、平成 14 年 9 月 11 日、普通乗用自動車を運転中、前方不注意により、路外に設置されていた県知事管理の車両感知器柱に衝突し、同柱の修理復旧費 451,500 円の損害を生じさせた。

平成 18 年 3 月 23 日、債務者との間で、示談が成立している（連帯保証人なし）。

【問題点⑦】

県は、平成 18 年 8 月に履行延期の特約をしているが（地方自治法施行令 171 条の 6，長崎県債権管理規程 12 条），その後は、債務者より、平成 22 年 6 月，平成 23 年 10 月，平成 27 年 7 月，平成 29 年 1 月の 4 度にわたって納付誓約書の提出を受け、その都度、履行延期をした上での分割納付を認めている。また、県は、このような分割納付を認めるに際し、収入状況を聴取することとどまり、財産調査までは行っていない。この点についての問題点は、ケース 1 の問題点②のとおりである。

【指摘事項】

法令に依拠しない履行延期や分納は厳に控えるべきである。

やむを得ず認めるに当たっては、「長崎県債権管理規程の運用について」を踏まえ、少なくとも、債務者及び連帯保証人に対して財産調査を行うべきである。また、同一債権について、再度の履行延期をして分納を認めるに当たっては、財産調査はもちろんのこと、分割納付の金額や期間などについて、より一層厳格に判断すべきである。

IV 監査人からの意見（提言）

第1 現状の課題

監査人が考える長崎県の債権管理上の課題は、

- ① 「債権の管理に関する事務は、法令及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも県の利益に適合するように処理しなければならない」（長崎県債権管理規程4条）という意識の醸成
 - ② 債権管理に関する知識、経験の集約
 - ③ 債権管理事務の明確化、効率化、合理化
- にある。

これらの課題を克服する手法として、監査人は、次のとおり提言する。

第2 意見（提言）

1 債権管理条例の制定【意見】

- (1) 長崎県において債権管理条例を制定することを提言する。

監査人は、次のような理由から、長崎県において債権管理条例を制定する必要があると考える。

- (2) まず第1に、債権管理を適切に行い、債権の回収を厳格に行っていくという県の姿勢を県民や県職員に示すために債権管理条例の制定が重要である。

本監査で散見されたのが、債権回収事務を行うに際し、債務者等から反感・反発を受けてしまうために職員が債権回収を躊躇してしまう状況である。

確かに、公務員は、全体の奉仕者であり、県民に対し行政サービスを提供するという側面がある。しかしながら、地方自治法240条2項は「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない」とし、これを受けて、長崎県債権管理規程4条は「債権の管理に関する事務は、法令及び規則の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もっとも県の利益に適合するように処理しなければならない」としている。

したがって、県職員が債権回収事務を行うにあたっては、全体の奉仕者、行政サービスの提供者としての立場から、県の財政上の利益を図る立場に意識を切り替える必要がある。

債権管理条例の制定により、債権管理を適切に行い債権の回収を厳格に行っていくという県の姿勢を示すことで、上記のような県職員の意識の切り替えや、それに対する県民の理解に繋がると考える。

(3) 次に、債権管理条例の制定により、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を図る必要がある。

非強制徴収公債権や私債権は、税とは異なって適用法令が多岐にわたり、また、強制徴収ができないことから、管理や回収が容易ではない。

特に、私債権は、民法 145 条があるため、消滅時効期間が経過しても債務者から時効援用の意思表示がない限り不納欠損処分ができないため、長崎県では、権利の放棄に係る議決を求める基準を設け、基準を満たすものについて、議会の議決を得て、債権放棄を行っているが、それでもなお、時効期間が経過した債権や、回収見込みが乏しい債権をいたずらに残して管理を続け、効果の乏しい経費を費やしたり、県職員の労力や時間を割いたりしているケースが見受けられた。回収見込みが乏しい債権がいつまでも残存することは、いわゆる不良債権が県の財産として計上され続けることであり、県の財政の評価に不当な影響を及ぼすことにも繋がる。

したがって、債権管理条例の制定により、消滅時効期間が経過した債権や回収見込みが乏しい債権の放棄を容易にし、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を図る必要がある。

(4) 以上の理由により、監査人は、長崎県において債権管理条例（本報告書に添付する条例案、施行規則案を参考にしていただきたい）を制定されるよう、提言する。

2 債権管理マニュアルの整備【意見】

本監査において報告したとおり、長崎県の債権管理に関する条例、規則、規程、要綱等は詳細かつ網羅的に管理事務を定めている。

にもかかわらず、長崎県の債権管理には多くの指摘事項等が検出された。

その原因の一つは、詳細かつ網羅的である要綱等があるものの、それらがバラバラに存在し一つにまとめられていないために、債権管理を担当する職員が見落としていることにあると考える。

そこで、監査人は、長崎県がこれまで定めている条例、規則、規程、要綱等を整理すると共に、本監査報告において提言している長崎県債権管理条例案が制定された場合に想定される債権管理事務の流れを、添付資料「長崎県債権管理マニュアル案」のとおりまとめた。

これをモデルとして、今後、長崎県において債権管理マニュアルの整備を検討されるよう、提言する。

3 長期収入未済債権を集約管理する専門部署の創設、外部専門機関への委託【意見】

(1) 長崎県には、債権を集約して管理する専門部署がなく、様々な所管課が収入未済債権を管理している。

管理に携わる担当職員は、必ずしも債権管理の知識、経験を有するわけではなく、管理の必要が生じると、前任者や上司から指導、引継ぎを受け、財政課等からの助力を得ながらも、主として各自の努力で模索を重ねながら債権管理に臨んでいる例が多く見受けられた。

そのため、担当者によって、債務者対応に温度差があったり、債権管理の厳格さ・綿密さに差異が生じたりしている。

本監査の主たる対象とした私債権は、公債権とは異なり、画一的に管理しうるわけではないが、そうとは言え、担当者の力量や裁量によって管理事務が大きく左右されてしまうのは避けるべきであるから、特定の部署で画一的に管理するのが望ましい。

(2) また、専門性を有する部署に知識、経験を集約することで、債権管理・回収の経済性、効率性、有効性が高まることは明らかであり、債権管理を専門部署に移管できれば、他の部署は、それぞれが所管する事務に専念でき、その経済性、効率性、有効性が高まるはずである。

(3) 債権管理を専門部署に所管させることには、次のようなメリットも期待できる。

すなわち、本監査で感じた問題点の一つが、行政サービスを提供する部署が債権管理を行うと、もともと提供している行政サービスの目的を債権管理の事務処理にも持ち込んでしまうという問題点である。

前述のとおり、債権管理に臨む県職員は、行政サービスの提供者としての立場から、県の財政上の利益を図る立場に意識を切り替える必要があるが、行政サービスを提供している職員は、どうしても、県民の福祉向上という行政目的を捨て去り、県の財政上の利益を図る意識に切り替え切れず、債権の厳格な回収を躊躇してしまっているように感じる。債権管理を専門部署に集約することは、この問題点の克服にも繋がる。

したがって、監査人は、長期未済債権を集約して管理する専門部署を創設することが望ましいと考え、長崎県に対し検討を提言する。

(4) 専門部署の創設が難しい場合には、弁護士や債権回収業者など外部専門機関に委託することを検討してもらいたい。

一部の所管課において、債務者への催告等、債権管理の一部の手続きを債権回収業者に委託していた例はあったが、管理全体を委託した例はなかった。長期未済となり管理・回収が容易ではなくなった債権の管理事務を全体として委託することで、専門部署への移管と同様の効果は得られるものと思料する。

第3 最後に

「債権」は、長崎県の重要な財産であり、収入未済となっている債権の回収は、長崎県にとって重要な事務である。また、誠実な納付者との公平性を確保するためには、「払わないもの得」を許さないよう確実な回収を図る必要がある。

他方で、債権管理事務の明確化、効率化、合理化を進め、財務の健全化や債権管理コストの削減を図る必要もある。

本監査で報告した指摘事項、意見、監査人の提言が活かされ、長崎県の債権管理事務が適正に行われていくことを切に願う。

長崎県債権管理条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、県の債権の管理に関し、徴収その他の必要な事項を定めることにより、その管理について一層の適正化を図り、もって健全な行財政の運営に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 県の債権 金銭の給付を目的とする県の権利(地方自治法 240 条 1 号及び 3 号から 8 号までに掲げる債権を除く。)をいう。
- (2) 強制徴収公債権 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 231 条の 3 第 1 項に規定する県の歳入に係る債権(以下この条において「公債権」という。)のうち、法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるものをいう。
- (3) 非強制徴収公債権 公債権のうち、強制徴収公債権以外の債権をいう。
- (4) 私債権 県の債権のうち、公債権以外の債権をいう。
- (5) 非強制徴収債権 非強制徴収公債権及び私債権をいう。

（他の法令等との関係）

第3条 県の債権の管理に関する事務の処理については、法令、他の条例又は規則(地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 10 条に規定する企業管理規程を含む。以下同じ。)に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（知事等の責務）

第4条 知事及び公営企業管理者(以下「知事等」という。)は、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、適正かつ効率的に県の債権の管理を行わなければならない。

- 2 知事等は、県の債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、県の債権を適正に管理するための体制を整備するものとする。

（台帳の整備）

第5条 知事等は、県の債権を適正に管理するため、規則で定める事項を記載した台帳を整備しなければならない。

(督促)

第6条 知事等は、県の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(滞納処分等)

第7条 知事等は、強制徴収公債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、法令、条例、規則その他の規程の規定に基づき、滞納処分並びに徴収猶予、換価の猶予及び滞納処分の停止を行わなければならない。

(強制執行等)

第8条 知事等は、非強制徴収債権について、第6条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第11条に規定する徴収停止の措置をとる場合又は第12条の規定に基づき履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

(1) 担保の付されている非強制徴収債権(保証人の保証があるものを含む。)については、当該非強制徴収債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

(2) 債務名義のある非強制徴収債権(次号の措置により債務名義を取得したものを含む。)については、強制執行の手続きをとること。

(3) 前2号に該当しない非強制徴収債権(第1号に該当する非強制徴収債権で同号の措置をとってもなお履行されないものを含む。)については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること。

2 知事等は、前項第3号に規定する訴訟手続による履行の請求を行うに当たり、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第383条の規定による支払督促の申立てを積極的に行うものとする。

(履行期限の繰上げ)

第9条 知事等は、県の債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第12条第1項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第10条 知事等は、県の債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、知事等は、県の債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。)を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

(徴収停止)

第 11 条 知事等は、非強制徴収債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(履行延期の特約等)

第 12 条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該非強制徴収債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
 - (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
 - (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
 - (5) 貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。
- 2 知事等は、履行期限後においても、前項の規定に基づき履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠

償金その他の徴収金(以下「損害賠償金等」という。)に係る非強制徴収債権は、徴収すべきものとする。

(免除)

第 13 条 知事等は、前条の規定に基づき債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした非強制徴収債権について、当初の履行期限(当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日)から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

- 2 前項の規定は、前条第 1 項第 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る非強制徴収債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

(放棄)

第 14 条 知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該非強制徴収債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が 500 万円以下であるときは、当該非強制徴収債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 第 11 条に規定する徴収停止の措置をとった日から 3 年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。)
 - (2) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 253 条第 1 項、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 204 条第 1 項その他法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責めを免れたとき。
 - (3) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- 2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(債務者が援用をしていないものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が 500 万円以下であるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。
- (1) 強制執行の対象となる財産がないとき。
 - (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあると

き。

(3) 債務者の所在が不明であるとき。

(報告)

第 15 条 知事は、前条各項の規定に基づき非強制徴収債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。

(債務者に関する情報の共有)

第 16 条 知事等は、履行期限までに履行されない県の債権がある場合において、当該県の債権の管理に関する事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、当該事務の遂行に必要な限度で、当該債務者の規則で定める情報を同一の実施機関（長崎県個人情報保護条例（平成 13 年長崎県条例第 38 号）第 2 条第 2 号に規定する実施機関をいう。以下この項において同じ。）内において利用し、他の実施機関に提供し、又は他の実施機関から収集することができる。

2 知事等は、前項の規定により利用し、又は収集した情報を当該県の債権の管理に関する事務以外の事務に利用してはならない。

3 知事等は、第 1 項の規定により利用し、又は収集した情報を当該県の債権の管理に関する事務に利用する場合は、当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。

長崎県債権管理条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、長崎県債権管理条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（台帳の記載事項）

第2条 条例第5条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権名
- (2) 債務者の住所、氏名及び連絡先（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先）
- (3) 県の債権の発生原因及び発生年度
- (4) 県の債権の額
- (5) 納付又は納入の期限
- (6) 延滞金、遅延損害金その他の徴収金に関する事項
- (7) 督促に関する事項
- (8) 時効に関する事項
- (9) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- (10) 財産に関する事項
- (11) 滞納処分、強制執行等の措置に関する事項
- (12) 納付又は納入の履歴及び交渉経過
- (13) 前各号に掲げるもののほか、県の債権の管理上知事等が必要であると認める事項

（督促）

第3条 条例第6条に規定する督促は、法令等に定めがあるものを除き、履行期限後 30日以内に行うものとする。

2 前項の督促は、法令等に定めがあるものを除き、督促を発する日から起算して 20日以内の日を納付又は納入の期限として行うものとする。

3 第1項の督促は、書面により行うものとする。

（強制執行等の措置を執るまでの期間）

第4条 非強制徴収債権に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次条において「令」という。）第171条の2に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(徴収停止の措置を執るまでの期間)

第5条 非強制徴収債権に係る令第171条の5に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(議会への報告)

第6条 条例第15条第2項に規定する報告は、第14条の規定による債権の放棄を行った年度に係る決算を議会の認定に付する会議において行い、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 非強制徴収債権の名称
- (2) 非強制徴収債権の件数及び額
- (3) 放棄した事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(債務者に関する情報の共有)

第7条 条例第16条第1項の規則で定める債務者の情報は、第2条各号に掲げる事項とする。

2 条例第16条第1項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする実施機関が当該情報を保有する実施機関に、書面により照会するものとする。

3 前項の規定により照会を受けた実施機関は、遅滞なく、当該照会を行った実施機関に、書面により回答するものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、県の債権の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 年 月 日から施行する。

長崎県債権管理マニュアル（案）

本マニュアルは、長崎県債権管理条例（案）及び同施行規則（案）が制定されたことを踏まえ、県の非強制徴収公債権及び私債権（以下、単に「債権」という。）の管理事務等をまとめたものである。

1 債権の発生

【やるべきこと】

債権管理として最初にやるべきことは、

- ① 証拠書類の収集，整理，保管
- ② 債権管理簿の作成（債権管理簿の作成の仕方は、「2 債権管理簿の作成」で解説する。）

である。

証拠書類は、原本によるのが原則であり、収入については、課税の基礎となった書類，調定決議書兼通知書，契約書，更正書類，領収証書類その他収入の基礎又はその事実を証する書類である。

2 債権管理簿の作成

【やるべきこと】

各課は、債権管理簿を備え、その所管に属する債権が発生し、若しくは県に帰属したとき、又は当該債権が他の主管部局の長から引き継がれたときは、直ちに債権管理簿に記載しなければならない。

債権管理簿の記載要領は次のとおりである（「債権の管理について」）。

- ① 債権管理簿の様式は（規程 5 条，様式第 1 号（参考書式））である。
- ② 債権管理簿は、各所管の課長及び出先機関の長が備える（規程 3 条）。
- ③ 債権管理簿に記載しなければならない債権は、次のとおり（規程 5 条 1 項）
 - ア 履行期限の到来する期間が 2 会計年度以上にわたる債権
 - イ 過年度未収金に係る債権

本来すべての債権について、債権管理簿に記載すべきものであるが、現年度の歳入に係る債権については歳入徴収簿（規則 22 条，様式第 4 号（参考書式））によって十分債権の管理が行えるものであるから、記載を省略する。したがって、現年度の歳入に係る債権については、歳入徴収簿が同時に債権管理簿としての機能を有するものである。
- ④ 過年度未収金債権については、すべて債権管理簿に記載しなければならない。

各課は、その所管に属する債権が発生し、若しくは県に帰属したとき、又は当該債権が他の主管部局の長から引き継がれたときは、本マニュアルに従い、上記①に記載した様式の債権管理簿を用いて債権管理を行うこととする。

様式の異なる債権管理簿や、各種貸付金台帳、奨学資金台帳その他の台帳等を用いて債権管理を行わないよう留意されたい。

やむを得ず、様式の異なる債権管理簿を用いる場合であっても、上記①の様式と同様の記載事項を満たしており、下記⑤の要領に沿って記載しうる債権管理簿でなければならない。

- ⑤ 債権管理簿の記載要領は、次のとおりである。
- ア 原則として、債権ごとに別葉とするが、同一種類、同一名称の債権で同一債務者に対し継続的に発生したもの（例えば奨学資金等）については、発生年度ごとに取りまとめて記載する。
 - イ 「発生年度」は、履行期限の到来する期間の2会計年度以上にわたる債権については、当該債権が発生（帰属）した日の属する年度とし、過年度未収債権については最初に調定をした日の属する年度とする。
 - ウ 債権の「種類」は、原則として歳入科目の項により分類する。この場合において、過年度未収債権については、最初に調定をしたときの科目による。
 - エ 債権の「名称」は、発生年度及び債務者とともに、その債権が特定するよう具体的に記載する。
 - オ 「債務者の住所」欄は、法人にあってはその所在地を、「債務者の氏名」は法人にあってはその名称及び代表者の氏名を記載する。
 - カ 「発生年月日」欄は債権が発生した日又は県に帰属した日を記載し、「消滅年月日」は債権が消滅した日を記載する。
 - キ 「発生原因」欄には、債権が発生し又は県に帰属した原因についてその経過がわかる程度に要点を記載する。
 - ク 「債権金額」欄には、債権の元本ともいうべき債権金額を記載し、「利率」欄には貸付金債権のように債権の内容が当然に利子を生ずるものについてその利率を記載する。
 - ケ 「債権発生の状況」欄は、奨学資金等のように一会計年度において同種、同名称の債権が数回にわたって発生したものについて、その発生年月日ごとに内訳を記載し、これらの合計金額が「債権金額」と一致するようにする。
 - コ 「債権の履行の方法」欄は、債権の履行期限が2通り以上あるものについて履行期限ごとに内訳を記載し、これらの合計金額も「債権金額」と一致するようにする。
 - サ 「調定の状況」欄は、債権の履行期限の到来に伴って調定を行ったものを調定ごとに区分して記載するとともに、未調定の債権金額を記載する。
 - シ （裏面）の「履行の方法」欄は、債権の履行期限の到来に伴って調定が行われた時に、履行期限ごとにその金額（元本）を記載するものであり、同欄の「履行期限」及び債権金額の「元本」は最終的には（表面）の履行の方法の欄と一致する。
なお、「利子」欄には、貸付金に係る債権で債権の内容として当然に利子を生ずるものについては、それぞれの履行期限までの期間に係る利子（遅延利息等を除く。）の額を記載する。
 - ス 「債権の消滅」の欄は、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限ごとに債権の履行された（収入された）年月日ごとに別行に収入された元本、利子、延滞金等を記載するものであるが、「延滞金等」とは、公法上の債権に係る延滞金に

限らず、私法上の債権に係る遅延利息又は違約金等をも含むものであり、「期間」は収入された延滞金等の生じた期間を「割合」はその率を、「金額」はその額を記載し、そのうち収入された金額を「消滅額」に記載し、さらに残額があれば「残額」に記載する。

- セ 「納入通知」及び「督促状」の欄については、「履行の方法」の欄に対応させて、それぞれの履行期限の債権ごとに「債権の消滅」の欄とは無関係に記載する。
- ソ 「債権の管理に関する事項」及び「備考」の欄には、強制執行等に関する事項、徴収停止又は履行延期に関する事項その他債権の管理上必要な事項を記載する。

⑥ 債権管理簿に記載した債権について、管理に関する事務の処理上必要な措置をとったとき又はその管理に関する事実で当該事務処理上必要があると認めるときは、そのつど遅滞なくこれらの内容を記載しなければならないとされている（規則5条2項）が、おおむね次のような場合である。

- ア 債権の管理に関する事項及び備考の欄に記載している事項に変更があったとき。
- イ 担保の変更、担保の増加、保証人の変更等があったとき。
- ウ 債務者から債務証書の提出があったとき。
- エ 債務名義を取得するためになすべき必要な行為を行ったとき。

⑦ 債権について徴収停止の措置をとったときは、債権管理簿（記載を省略した債権については台帳等）の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「徴収停止」（年月日）と赤で表示するとともに、徴収停止整理簿（規程様式第2号（参考書式））に記載するものとし、徴収停止の措置をとりやめたときは、徴収停止整理簿の記載事項をまっ消するとともに債権管理簿の該当欄に「徴収停止取消し」（年月日）と赤で表示する。

⑧ 債権について履行期限の繰上げ又は履行延期の特約等をしたときは、債権管理簿の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「履行期限繰上げ」又は「履行延期」と赤で表示し、必要に応じて記載事項を整理する。

⑨ 次に掲げる場合には、その債権に係る金額を「債権の消滅」の欄に不納欠損処分として赤で記載するとともに当該「備考」の欄にそれぞれの表示を赤で行うものであること。

- ア 消滅時効が完成したとき。 「時効完成」
- イ 権利の放棄をしたとき。 「権利放棄」
- ウ 債権の免除をしたとき。 「免除」

- ⑩ 寄附金については規定の適用外とされているが、寄附金についても特殊なものについては、一般の債権に準じて債権管理簿に記載する。

3 調定 及び 納入通知

【やるべきこと】

債権が発生した場合、その収入の金額、歳入予算科目、納入義務者の氏名（名称）などを調査し、決裁を受けた上で、債務者に対し、納期限を定めて納入通知を行う。

調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうか、その他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

なお、分割して納付させる処分又は特約をしている場合においては、当該処分又は特約に基づいて、納期の到来するごとに、当該納期に係る分納金について調定しなければならない。

調定を行った債権については原則として納入の通知をしなければならない。

納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書で行わなければならない。

【こんなときどうする】

納入通知が送達されない場合の送達手続は、公示送達による。

① 非強制徴収公債権の場合

ア 送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合または外国においてすべき送達につき困難な場合には、公示送達をすることができる。

イ 公示送達は、送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を自治体の掲示板に掲示して行い、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったとみなす（法 231 条の 3 第 4 項）。

② 私債権の場合

公示送達については、民法 98 条により、「公示による意思表示」を行う。これは、送達を受けるべき者の最後の住所地を管轄する簡易裁判所に申立てを行い、当該裁判

所の掲示板への掲示をするとともに、その掲示があった旨を官報に少なくとも1回掲載するものである。

なお、裁判所が認めた場合は、官報の掲載に代えて、市役所の掲示場に提示することができる。最後に官報に掲載した日又は市役所の掲示場に掲示をした日から2週間を経過したときに、相手に到達したものとみなされる。

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、後述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

4 督促

【やるべきこと】

納期限までに債務が完済されない場合、債務者に対して督促を行う。

督促は、督促状の送付により行い、送付に当たっては、普通郵便ではなく、配達記録、配達証明などを利用するのが望ましい。

督促の具体的内容は、次のとおりである（「債権の管理について」）。

- ① 督促は、公債権については法 231 条の 3 第 1 項の規定により、私債権については令 171 条の規定により行う。
- ② 督促は、督促状発行日から 20 日以内の期限を指定した督促状によって行わなければならない（規則 163 条）、この督促状の発行は、原則として納期限経過後 20 日以内に行う。
- ③ 督促状の様式（規則 163 条）
 - ア 公債権（規則様式第 62 号その 1（参考書式））
 - イ 私債権（同様式その 2（参考書式））
- ④ 督促には、法 236 条 4 項により、時効中断の効力が認められている。

もっとも、時効中断効は、最初の督促のみであり、その後、仮に督促という呼称や形式を用いたとしても時効中断効は認められない。
- ⑤ 公債権について督促をした場合には、納期限の翌日から当該債権の完納の日までの日数に応じ 100 円について、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日以前の期間については 1 日 2 銭、その翌日以降の期間については 1 日 4 銭を延滞金として徴収しなければならない（長崎県税外収入延滞金条例）。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

督促の場面に限らず債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法として、以下、考え得るいくつかの方法を挙げる。

① 住民票，戸籍謄本などの入手

住民票で本籍地が判明すると、戸籍謄本で家族の情報を確認し、その戸籍の附票を入手することにより、父母・兄弟姉妹の住所が判明する。このような父母・兄弟姉妹に所在を確認することにより、債務者等の所在が判明することがある。

② 訪問によるヒアリング

債務者等の自宅を訪問し、住んでいないことが明らかであれば、近隣住民から話を聞いてみるのも一つの方法である。

③ 電話によるヒアリング

債務者等に電話を掛けてみるのも一つの方法である。特に、保証人とは電話で連絡をとり、債務者が行方不明であることを知らせておくべきである。

④ 民間調査機関の利用の検討

[債務者等が死亡した場合]

督促の場面に限らず債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

5 履行期限の繰り上げ

【やるべきこと】

債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、履行延期の特約又は処分をすることができる場合（後述「14 履行期限を延長する特約又は処分」・オ参照）その他特に支障がある場合を除き、速やかに当該債務者に対し、履行期限繰上通知書（規則様式第 63 号（参考書式））を送付しなければならない（規則 164 条）。

① 「履行期限を繰り上げることができる理由」（令 171 条の 3）とは、次のような場合であり（「債権の管理について」）、債務者による契約違反や担保の棄損など、残債務を一括請求すべき事情が生じた、あるいは、債務者の破産、解散、限定承認など配当手続き等に参加する事情が生じた場合などに行う。

ア 契約に一定の事由がある場合には履行期限を繰り上げる旨の特約がある場合に、その一定の事由に該当するとき。

イ 債務者が、

（イ）破産の宣告を受けたとき。

（ロ）自ら担保をき減し又はこれを減少したとき。

（ハ）担保を提供する義務を負いながらこれを供しないとき。

ウ 会社が解散したとき。

エ 相続について限定承認があったとき。

② 履行期限の繰り上げの理由は、債権の申出（後述の「6 債権の申出その他保全の措置」参照）の理由にも該当する場合があるが、この場合には、履行期限の繰り上げを行うとともに、債権の申出の措置をとる。

③ 履行期限の繰り上げをしたときは、債権管理簿の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「履行期限繰上げ」と赤で表示し、必要に応じて記載事項を整理する。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

6 債権の申出その他保全の措置

【やるべきこと】

- ① 部局の長は、その所管に属する債権について債務者が強制執行又は破産の宣告を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにその措置をとらなければならない（令 171 条の 4 第 1 項）。

「債務者が強制執行又は破産の宣告を受けたこと等」とは、次のような事由が生じた場合である（「債権の管理について」）

- ア 債務者が強制執行を受けたこと。
- イ 債務者が租税その他公課について滞納処分を受けたこと。
- ウ 債務者が総財産について競売の開始があったこと。
- エ 債務者が破産の宣告を受けたこと。
- オ 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと。
- カ 債務者である法人が解散したこと。
- キ 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
- ク 以上の場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。

- ② その他債権の保全のための措置として、必要に応じ次のような措置をとらなければならない（令 171 条の 4 第 2 項、「債権の管理について」）。

- ア 担保の提供、必要に応じ増担保の提供又は担保の変更を求めること。

担保の提供を求める場合には、国債、地方債、確実な社債、その他の有価証券、土地、保険に付されている建物、船舶、自動車、建設機械等の確実なものに限るべきであり（規程 7 条）、担保の価値が減少したときは増担保の要求をすべきである。

- イ 保証人の保証を求め、又は必要に応じて保証人の変更を求めること。

- ウ 担保権の設定について、登記、登録、その他の第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとること（規程 9 条）。

- エ 仮差押え又は仮処分の手続をとること。

- オ 法令の規定により県が債権者として債務者に属する権利を行うことができるときは、債務者に代位して当該権利を行うこと。

- カ 債務者が県の利益を害する行為をしたことを知った場合において、法令の規定に

より県が債権者として当該行為の取消しを求めることができるときは、その取消しを請求すること。

キ 債権が時効によって消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するための必要な措置をとること。

③ 時効については、特に次の諸点に留意する（「債権の管理について」）

ア 県の行う納入通知又は督促（以下「督促等」という。）に民法の特例として絶対的な時効中断の効力が認められた（法 236 条 4 項）。もっとも、督促等が時効中断の効力を有するのは、最初の 1 回に限られていることに注意が必要である。

イ 前述の地方自治法における時効の特例は、昭和 39 年 4 月 1 日に既に時効期間が進行を開始している県の徴収金及び支払金の時効については適用がないことに注意が必要である。

ウ 時効中断のためにとるべき措置としては、「債務の承認」が最も簡易で確実な方法であると考えられる。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

7 催告 納付相談 分納誓約

【やるべきこと】

① 文書による催告

督促状を送付しても、滞納が解消されない場合には、催告状を送付する。

前述の督促状と同様、催告状の送付に当たっては、普通郵便ではなく、配達記録、配達証明などを利用するのが望ましい場合がある。債務者への配達日を基準に納期限を定めるような場合には、配達日を明確にするため、配達記録や配達証明を利用することを検討する。

催告状送付にもかかわらず滞納が解消されず、かつ、連帯保証人がいる場合には、次のような対応例を検討する。

[対応例]

2回目の催告状に、滞納が解消できなければ連帯保証人に対して請求を行う旨を記載する。それでも滞納が解消しない場合には、3回目の催告状は、債務者と連帯保証人の双方に送付する（後述の「8 保証人への請求等」参照）。

(1) 納期限経過後約1か月 督促状の送付 (債務者宛に送付)

(2) 納期限経過後約2か月 催告状(1回目)の送付 (債務者宛に送付)

(3) 納期限経過後約3か月 催告状(2回目)の送付 (債務者宛に送付)

ただし、期限までに滞納が解消されない場合には、連帯保証人宛に催告する旨を催告状に記載する。

(4) 納期限経過後約4か月 催告状(3回目)の送付
(債務者、連帯保証人宛にそれぞれ送付)

② 現地訪問による催告

文書による催告をしても滞納が解消されない場合、現地に出向き、訪問調査を実施することを検討する。

ア 時期 現年度分は滞納発生から約6か月後に実施

イ 出席させる者 債務者及び連帯保証人

連帯保証人の同席を好まない債務者が多いが、連帯保証人を交えて今後の償還計画を立てることは、滞納解消への有効な手段であるため、できるだけ連帯保証人の同席を求める。そのためには、連帯保証人宛に文書催告を行っておくことが望ましい。

ウ 確認事項

- ・ 就労状況
- ・ 家族状況
- ・ 資産の状況（売却可能な資産の有無、売却予定の不動産の有無など）
- ・ 他負債の状況（負債合計額、現在の返済状況など）
- ・ 保証人の状況（保証人になった経緯、債務者の滞納についての認識の有無、債務者との交流状況、保証債務の履行可能性など）

③ 電話での催告

ア 現地調査で約束した入金日が過ぎても入金していない者、資産の売却を予定している者、求職中の者などに対しては、直接電話で連絡を取り、現状を確認するとともに、継続した催告を行う。

イ 連絡を容易にするため、現地調査の際に携帯電話を所持しているかを確認し、所持している場合には、電話番号を確認しておくことが有効である。

また、電話での催告内容、結果も債権管理簿に記載し、次の担当者へ引き継ぐようにする。

④ 納付相談

債務者が督促又は催告に応じて納付相談を申し出たときは、速やかに納付相談を行う。

⑤ 分納誓約

ア 債務者が分割弁済を希望するなどした場合、実務上、分割納付を認めているが、これは、法令に基づく履行延期の特約又は処分とは異なり、法的位置づけが曖昧な債務者の一方的な申し出でしかないことから、安易に行うべきではない。やむを得ず分割納付を認める場合は、履行延期の特約又は処分と同様に、財産状況の調査等を行い、分割期間等を適切に判断しなければならない（後述の「14 履行期限を延長する特約又は処分」参照）。

イ 分割納付等の期間は地方税法における徴収猶予の取扱いに準じ、1年以内を基本とする。

なお、生活困窮度や滞納額等の状況から、やむを得ず1年を超える期間を設定する場合にあっても、令171条の6や規程4条の趣旨を踏まえ、適切な期間設定に留意する。

ウ 分納誓約を認める場合には、下記のような書類を作成する。

- ・ 債務承認及び分納誓約書（参考書式）

【こんなときどうする】

[納付相談]

- ① 納付相談の過程で、債務者が分納したいと申し出ることや、各回の償還金の額を減額してほしいと申し出ることがある。

その場合には、後述の履行延期の特約又は処分の措置を講ずることを念頭におきながら相談を進める。その際の留意点は次のとおりである。

ア 履行延期の特約又は処分の要件該当性の判断

イ 資料の提出

履行延期の特約又は処分の要件該当性を判断するには、債務者の説明だけでなく、給与明細、課税証明書などの資料を提出してもらう必要がある。

ウ 財産調査への同意書

債務者より、財産調査に同意する旨の同意書を徴しておく。

エ 返済計画

債務者の生活状況、資産・負債の状況等について正確な情報を収集し、実行可能な返済計画を立てるよう債務者に指導・助言する。

- ② 病気で働けない、多額の債務を抱えているなどの理由で徴収困難と判断される場合には、徴収停止、免除、放棄の適用を念頭において、要件判断に必要な資料の提出を求めるなどする。

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

8 保証人への請求等

【やるべきこと】

債権に保証人がいる場合には、督促後も滞納が解消せず、かつ、後述の徴収停止、履行延期の特約又は処分の手続をとらない場合には、特別の事情があると認められない限り、保証人に対して履行を請求する（上述の「7 催告 納付相談 分納誓約」参照）。

部局の長は、その所管に属する債権について、令 171 条の 2 第 1 号の規定により保証人に対して履行を請求する場合には、次の各号に掲げる事項を記載した書面を保証人に送付しなければならない（規程 6 条）。

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 履行すべき金額
- (3) 履行を請求する理由
- (4) 履行期限
- (5) その他必要な事項

【こんなときどうする】

[主債務者が保証人への請求を拒んだ場合]

主債務者が保証人への請求を拒んだとしても、保証人への請求を行うべきである。

当該保証人への請求に代わり得るような別の保証人や担保を、主債務者に立てさせることはありうる。

[保証人等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、保証人や債務者の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[保証人等が死亡した場合]

債権管理の過程では、保証人や債務者が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

9 抵当権の実行等

【やるべきこと】

債権に抵当権等の物的担保が付されている場合、督促後も滞納が解消せず、かつ、後述の徴収停止、履行延期の特約又は処分の手続をとらない場合には、特別の事情があると認められない限り、物的担保の処分、又は競売その他の担保権の実行手続をとる。

- ① 部局の長は、その所管に属する債権について、令 171 条の 4 第 2 項の規定により担保の提供（保証人の保証を含む。）を求める場合において法令又は契約に別段の定めがないときは、次の各号に掲げる担保の提供を求めなければならない。ただし、当該担保の提供ができないことについてやむを得ない事情があると認められる場合においては、他の担保の提供を求めることができる（規程 7 条）。
 - （1）国債又は地方債（港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）30 条 1 項の規定により港務局が発行する債権を含む。以下同じ。）
 - （2）規則 95 条各号に掲げる有価証券
 - （3）土地並びに保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械
 - （4）部局の長が確実と認める金融機関その他の保証人の保証

- ② 前条（規程 7 条）に規定する担保（保証人の保証を含む。）の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に定めるところによる（規程 8 条）。
 - （1）前条 1 号及び 2 号に掲げる担保 規則 95 条 2 項に規定する金額
 - （2）前条 3 号に掲げる担保 時価の 7 割以内において部局の長が決定する金額
 - （3）前条 4 号に掲げる担保 その保証する金額
 - （4）前 3 号に掲げる担保以外の担保 部局の長が決定する金額

- ③ 部局の長は、その所管に属する債権について担保が提供されたときは遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他第三者に対抗することができる要件を備えるため必要な措置をとらなければならない（規程 9 条）。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

10 財産調査等

【やるべきこと】

財産調査の具体的な内容等は、次のとおりである（「債権管理規程の運用に係る基本的な考え方について」）。

1 趣旨

長崎県債権管理規程に基づく債権管理のさらなる推進のため、同規程4条の趣旨を踏まえ、各所管部署における債権管理の適切かつ統一的な運用を図るため、滞納時における債務者の財産状況の把握等の標準的な取扱いを定める。

2 対象となる債権

非強制徴収公債権及び私債権

3 具体的内容

(1) 債務者の財産状況の把握

① 調査項目

地方自治法等に基づき分割納付や履行期限の延長等の判断を行う際は、以下の項目を基本に財産調査（任意調査）を行う。

- ・ 金融機関に対する取引状況の照会
- ・ 法務局に対する不動産登記事項証明書の申請
- ・ 市町に対する住民税及び固定資産税の照会
- ・ 運輸支局に対する普通自動車の照会 等

② 手順・留意事項

債務者の財産状況は、債務者への聴取による資料提出、債務者の同意を得て行う調査によって把握する。

調査については、今後作成する様式により関係先へ照会を行うとともに、照会にあたっては、法240条2項に基づく行政目的に沿ったものであることを説明し協力を依頼する。

③ その他

- ・ 貸付申込時に各種財産調査に対する同意書の提出を求めるなど、債務不履行時に適切な対応がとれるような制度改善に努める。
- ・ 必要に応じて、民間調査機関の利用等も検討する。
- ・ 長崎県個人情報保護条例に基づいた適正な取扱いを徹底する。

(2) 財産状況等を踏まえた分割納付や履行期限延長等への対応

① 分割納付等の対応を行う場合の生活困窮度の判断

財産調査の結果を踏まえ、地方税法や国税徴収法基本通達を参考に、債務者の個別事情を考慮のうえ判断を行う。

その際の参考となるよう、各所管における分割納付等の代表的事例を収集・蓄積し、全庁的に共有する。

② 分割納付等の期間

分割納付等の期間は地方税法における徴収猶予の取扱いに準じ、1年以内を基本とする。

なお、生活困窮度や滞納額等の状況から、やむを得ず1年を超える期間を設定する場合であっても、令171条の6や規程4条の趣旨を踏まえ、適切な期間設定に留意する。

③ その他

- ・ 上記履行がなされなかった場合の対応については、現行債権管理規程に基づき、原則どおり対応する。
- ・ 法令に依拠しない、いわゆる実務上の取扱いにより分割納付等を実施している所管にあっては、安易に適用しないよう運用の改善を図る。

4 その他

取扱いについては、未収金対策検討会議等において検証を行うとともに、地方税における猶予制度の見直し等も参考にしながら、さらなる債権管理の推進に向け、引き続き見直しや改善に努めることとする。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

11 訴訟手続等

【やるべきこと】

担保の付されていない債権，保証人の保証がない債権，担保権の実行のための措置をとり，若しくは保証人に対して履行の請求をしてもなお履行されない債権又は債務名義のない債権については，訴訟手続又は非訟事件の手続により履行を請求する（「債権の管理について」）。

訴訟手続による履行の請求を行うに当たっては，民事訴訟法 383 条による支払督促の申立ての積極的な活用を検討する。

【こんなときどうする】

議会の議決は，提訴等の場合に必要となるが，支払督促の申立てだけであれば不要である。

支払督促を申立てることで，催告に対して応答がなかった債務者等から応答がくることが期待できる。債務者等と弁済の交渉が持てるようになったら，支払督促の申立てを取り下げることが考えられる。なお，債務者等が支払督促の申立てに対して異議を出した場合には，通常訴訟に移行し，この時点で議会の議決を得る必要が生じる。

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では，債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり，このような場合には，所在調査が必要となる。所在調査の方法については，前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では，債務者や保証人が死亡することがあり，このような場合には，相続調査が必要となる。

相続調査の方法については，後述「18 相続調査」で解説する。

12 強制執行

【やるべきこと】

債務名義のある債権については、強制執行の手続をとる。

- ① 「債務名義」とは、一定の私法上の請求権の存在を証明し、かつ、国の強制力によって執行されるべき執行力や法律によって付与された公正の文書であるが、何が債務名義になるかは民事訴訟法（203条、443条、497条、515条、559条、560条、802条等）その他の法律（破産法287条、会社更生法245条、民事調停法16条、31条等）に規定されているが、確定の給付判決、仮執行宣言付の終局判決、支払命令、公正証書で直ちに強制執行を受くべき旨を記載したもの、訴訟上の和解又は請求の認諾を記載した書面、調停調書、債権表の記載等がその主なものである（「債権の管理について」）。
- ② 「強制執行」とは、私法上の請求権の現実的履行を国が強制的に実現する手続であって、国の執行機関に対して執行の実施を求める権利は、債務名義に基づいて発生する。強制執行の手続は、司法権の作用として執行機関（執行官又は執行裁判所）が行うもので、強制執行をするには、その旨を執行機関に申し出ることを要することになる（「債権の管理について」）。

【こんなときどうする】

[債務名義がある場合の財産調査の方法]

- ・ 弁護士に債権回収を依頼しているときは、弁護士法23条の2により、生命保険契約の有無やその内容、預金の有無や取引履歴を入手することができる。
- ・ 執行力のある債務名義（判決文等。支払督促、公正証書は除く。）を有する場合などは、財産開示手続によって、裁判所を介して債務者等から財産目録の開示を受けるといった方法がある（民事執行法196条以下）。

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

13 徴収停止

【やるべきこと】

履行期限後相当の期間を経過しても滞納が解消しない場合、次の各号のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当と認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる（「長崎県債権管理条例（案）11条」）。

- (1) 法人である債務者が事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

徴収停止（「債権の管理について」）

ア 債権の徴収停止とは、履行期限後相当期間を経過してもなお完全に履行されていない県の債権で、積極的に管理事務を継続することの実効が認められないものについて、担保及び証拠物件等の保存以外の債権の保全及び取立てを要しないものとしていわゆるたな上げの整理をする県の内部措置であって、債務者との間に特別の法律上の効果を及ぼすものではない。したがって、徴収停止の措置をとった債権については、履行がなされた場合は当然受領しなければならない。

イ 強制徴収により徴収する債権については、徴収停止の措置をとることはできない。

ウ 徴収停止をすることができるのは、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていない債権で、次のいずれかに該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められるときである（令 171 条の 5）。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

このような場合は、本来なら当然破産宣告がなされていなければならない状況に

おかれているわけであるが、その手続がとられないまま看板又は名前だけであって、もはや法人としての実態がないと認められる場合である。

(2) 債務者の住所が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用（優先債権等の金額を含むと考えてよい。）をこえないと認められるときその他これに類するとき。

「これに類するとき」とは、債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行の費用及び優先債権等の金額の合計額をこえないと認められるとき等の場合である。

(3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

「取立てに要する費用」とは、督促状の郵便料や臨宅督促に要する費用等取立てに要する直接経費のことで、強制執行に要する費用までは含まれないと解される。

エ 部局の長は、徴収停止の措置をとろうとするときは、知事の承認を受けなければならない（規程 10 条 1 項）。

オ 徴収停止の措置をとった債権について、債務者の資産状況の好転等により前述ウに該当しなくなったときは、遅滞なく徴収停止の取消しをしなければならない（規程 11 条 1 項）。

カ 部局の長は、徴収停止又は徴収停止の取消しの措置をとったときは、債権管理簿にその旨を表示するとともに、徴収停止整理簿に記載しなければならない（規程 10 条 2 項、11 条 2 項）。

※ 徴収停止整理簿

徴収停止の措置をとったときは、債権管理簿（記載を省略した債権については台帳等）の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「徴収停止」（年月日）と赤で表示するとともに、徴収停止整理簿（規程様式第 2 号（参考書式））に記載するものとし、徴収停止の措置をとりやめたときは、徴収停止整理簿の記載事項をまっ消するとともに債権管理簿の該当欄に「徴収停止取消し」（年月日）と赤で表示する。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

14 履行期限を延長する特約又は処分

【やるべきこと】

① 債権が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない（長崎県債権管理条例（案）12条1項）。

（1）債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

（2）債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

（3）債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

（4）損害賠償金又は不当利得による返還金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

（5）貸付金に係る非強制徴収債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第1号から第3号までのいずれかに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

② 履行延期の特約等は、履行期限後においてもすることができる。この場合には、既に発生している履行遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする（長崎県債権管理条例（案）12条2項）。

履行延期の特約等（「債権の管理について」）

ア 履行延期の特約等とは、契約又は行政処分によって定められている履行期限を事後において延長することであり、債権発生の原因となる契約を締結する時において行う

延納の特約とは異なるものである。「契約」と「処分」とを区別したのは、契約により発生した債権については契約により、行政処分により発生した債権については行政処分により履行期限を延長するためである。

イ 強制徴収により徴収する債権については、履行期限を延長することはできない。

ウ 履行延期の特約等をするときは、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることができる。

エ 履行期限後においても履行延期の特約等をする事ができるとされているが、この場合には、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（主として延納利息、加算金等）は、履行期限を延長するまでの分を徴収しなければならない（令 171 条の 6 第 2 項）。

オ 履行延期の特約等ができる場合は、次のとおりである（令 171 条の 6 第 1 項）。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつその現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが領収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し（1）から（4）までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

カ 履行延期の特約等をするときは、

- (1) 原則として延滞利息を付す（規程 13 条）。
- (2) 必要があると認めるときは、担保の提供、債務証書（規程様式第 4 号（参考書式））の提出又は債務名義の取得手続を債務者に対して求めなければならない（規程 12 条 4 項）。

これらの手続については、具体的なケースごとに債務者から履行延期申請書の提出を受ける際に十分検討し、その処理に遺憾のないよう特に注意されたい。

キ 履行延期の特約等は、債務者からの申請に基づいて行うべきものであり（規程 12 条 1 項）、その履行延期申請書の様式が定められた（規程様式第 3 号（参考書式））。

ク 部局の長は、履行延期の特約等をしようとするときは、知事の承認を受けなければならない（規程 12 条 2 項）。

ケ 履行延期の特約等は、履行延期承認通知書（規程様式第 5 号（参考書式））により債務者に通知しなければならない（規程 12 条 5 項）。

コ 履行延期の特約等の解除又は取消しについて定められた（規程 14 条）。

③ 履行延期の特約等をしたときは、債権管理簿の「債権の管理に関する事項」の欄及び「備考」の欄に「履行延期」と赤で表示し、必要に応じて記載事項を整理する。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

[債務者が分割弁済を希望するなどした場合]

実務上、分割納付を認めているが、これは、法令に基づく履行延期の特約又は処分とは異なり、法的位置づけが曖昧な債務者の一方的な申し出でしかないことから、安易に行うべきではない。やむを得ず分割納付を認める場合は、履行延期の特約又は処分と同様に、財産状況の調査等を行い、分割期間等を適切に判断しなければならない（前述「7 催告 納付相談 分納誓約」参照）。

15 時効の完成（援用を含む）

【やるべきこと】

債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令 171 条の 7 の規定により免除したときは、不納欠損処分として整理する（規程 16 条）。

時効については、とくに次の諸点に留意されたい（「債権の管理について」）。

- ① 公債権の消滅時効は 5 年であること（法 236 条 1 項）。

私債権の消滅時効については、民法その他それぞれの法律の定めるところによるものであること。

- ② 公債権については、時効の援用を要せず、また時効の利益を放棄することができないとされたこと（法 236 条 2 項）。

「時効の利益の放棄」とは、時効の利益を受けることをいさぎよしとしないで真実の権利関係を認めようとする者の意思を認めようとする制度であるが、県の債権について時効の利益を放棄しなくても良いとすることは、県の債権を不確実にするため、確定的に時効の利益を受けるべきことを明定したものである。

「時効の援用」とは、時効によって利益を受ける者が、時効の利益を受けようとする単独行為であり（民法 145 条）、時効の利益を受けることを拒絶することもできるので、時効により利益を受ける者の意思を確定させるため、かかる制度が設けられているのであるが、時効の利益放棄を禁じているので県の債権については時効の援用を必要としないこととした。

【こんなときどうする】

[時効援用の意思が確認できないとき]

債務者等の時効援用の意思が確認できないときでも、長崎県債権管理条例（案）14 条 2 項により、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められ、かつ、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等の額の合計額が 500 万円以下であるときは、当

該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる。

- (1) 強制執行の対象となる財産がないとき。
- (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) 債務者の所在が不明であるとき。

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

16 放棄

【やるべきこと】

債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令 171 条の 7 の規定により免除したときは、不納欠損処分として整理する（規程 16 条）。

- ① 債権が次の各号のいずれかに該当する場合において、債権及び損害賠償金等の額の合計額が 500 万円以下であるときは、当該債権及び損害賠償金等を放棄することができる（長崎県債権管理条例（案）14 条 1 項）。
 - (1) 長崎県債権管理条例（案）11 条に規定する徴収停止の措置をとった日から 3 年を経過した日以後においても、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき（消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く。）。
 - (2) 破産法 253 条 1 項、会社更生法 204 条 1 項その他法令の規定により債務者が当該債権についてその責めを免れたとき。
 - (3) 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- ② 私債権のうち、消滅時効の期間が経過したもの（債務者が援用をしていないものに限る。）について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及び損害賠償金等を放棄することができる（長崎県債権管理条例（案）14 条 2 項）。
 - (1) 強制執行の対象となる財産がないとき。
 - (2) 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
 - (3) 債務者の所在が不明であるとき。
- ③ 知事は、前条各項の規程に基づき債権を放棄したときは、議会に報告しなければならない（長崎県債権管理条例（案）15 条）。

債務者に「財産がないとき」の基準（「権利の放棄に係る議決を求める基準」）

a 不動産

- ・ 住所地に不動産（土地・建物）を所有していないこと。
ただし、事案によっては、過去の住所地等においても同様であること。
- ・ 所有している場合においては、他の債権が優先し、配当見込みがないこと又は明らかに換価価値がないと認められること。

b 自動車（軽自動車を含む）

- ・ 所有権留保が付いており、残債務があること。
- ・ 明らかに換価価値がないと認められること。

c 給与等

- ・ 聴き取り調査等から勤務実態が確認できないこと。

d 動産類

- ・ 臨戸により換価性が高い財産がないと推認されること。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

17 免除

【やるべきこと】

債権について消滅時効が完成したとき、権利を放棄したとき又は令 171 条の 7 の規定により免除したときは、不納欠損処分として整理する（規程 16 条）。

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合は、最初に履行延期の特約等をした日）から 10 年を経過した場合において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（長崎県債権管理条例（案）13 条 1 項）。
- ② 前項の規定は、前条 1 項 5 号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものに準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない（長崎県債権管理条例（案）13 条 2 項）。

免除に関する事項（「債権の管理について」）

ア 免除は、債権消滅の 1 形態であって（令 171 条の 7）、この規定は、法 96 条 1 項 9 号に規定する「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定め」がある場合に該当するもので、議会の議決は要しない。

イ 強制徴収により徴収する債権については、免除の措置をとることはできない。

ウ 債権を免除することができるのは、次の場合である。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした

場合は、最初にその処分又は特約をした日) から 10 年を経過した後において、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ将来において弁済することができる見込みがないと認められるときは、その債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる(令 171 条の 7 第 1 項)。

(2) 第三者に対する貸付けを目的とする貸付金に係る債権で当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて履行延期の特約をしたものについて、(1)と同様の事由が認められるときは、債務者が当該第三者に対する貸付金を免除することを条件に、その債権及びこれに係る損害賠償金を免除することができる(令 171 条の 7 第 2 項)。

エ 債務の免除については、債務者からの書面による申請に基づかなければならない(規程 15 条 1 項)。

オ 部局の長は、債権の免除の措置をとろうとするときには、知事の承認を受けなければならない(規程 15 条 2 項)。

カ 債権の免除については、免除する金額、免除の日付及び前述のウの(2)の場合にあっては、その条件を明らかにした書面によって債務者に通知しなければならない(規程 15 条 4 項)。

【こんなときどうする】

[債務者等が行方不明の場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人の行方が不明の場合が生じることがあり、このような場合には、所在調査が必要となる。所在調査の方法については、前述「4 督促」で解説する。

[債務者等が死亡した場合]

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続調査の方法については、後述「18 相続調査」で解説する。

18 相続調査

【やるべきこと】

債権管理の過程では、債務者や保証人が死亡することがあり、このような場合には、相続調査が必要となる。

相続において、相続放棄又は限定承認の手続が採られなかった場合(単純承認の場合)、被相続人の債務は、そのまま相続人が承継する(民法 920 条)。

金銭債務は、法律上当然分割され、各共同相続人がその法定相続分の割合で相続する。保証人が死亡した場合も、各相続人がその法定相続分の割合で分割された保証債務を相続する。

① 死亡事実の確認

戸籍謄本ないし除籍謄本、債務者等の住民票の除票、死亡診断書などの書類で死亡の事実を確認する。

② 相続人の確認と法定相続分

- ・ 戸籍謄本、戸籍の附票で法定相続人を確認する。
- ・ 民法の定めに従い、各法定相続人の相続分を確認する。

③ 相続関係図の作成

戸籍謄本等での調査をもとに、相続関係図を作成する。

④ 相続放棄の確認

相続放棄をした相続人については、相続放棄申述受理証明書の提示を受けて確認を行う。

⑤ 限定承認

限定承認は相続人全員でなければ行えない(民法 923 条)。

限定承認の場合、相続財産の清算手続がとられ、相続人に対する債権は相続財産から支弁される(民法 927 条以下)。

参 考 書 式

債権管理簿

歳入徴収簿

徴収停止整理簿

督促状（公債権）

督促状（私債権）

履行期限繰上通知書

債務承認及び分納誓約書

債務証書

履行延期申請書

履行延期承認通知書

様式第1号

発生年度		年度		債 権 管 理 簿						所 管 課 名		
種 類				債 務 名	住 所					債 権 金 額		
	名 称				氏 名							
発生年月日				発生原因				利 率				
消滅年月日						年 月 日		金 額		年 月 日		調 定 状 況
		年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	調 定 金 額	未 調 定 金 額		
債権発生状況												
債務の不納欠損処分												
		摘要	種類又は銘柄(保証人の氏名又は名称)	所在地(保証人の住所)	数量(保証金額)	評価額	先順位者又は同順位者	備考				
担 保												
保 証 人												
債権の管理に関する事項												

督 促 状

		書類	整理番号	内訳番号		
		取 所	扱 属	電話		
		年 度		年度		
		会 計				
納入金の 内 容						
金 額						
指定期限	年 月 日					
納入場所	十八銀行・親和銀行本支店 長崎県収納代理金融機関					
		科 目	款			
			項			
			目			
			節			

上記のとおり未納になっておりますので、指定期限までに、さきに送付してあります納入通知書によって納付して下さい。

なお、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、長崎県税外収入延滞金条例(昭和39年長崎県条例第51号)で定める割合で計算した延滞金もあわせて納付して下さい。

この処分に不服がある場合には、この処分を受けた日の翌日から起算して3箇月以内に、長崎県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分を受けた日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、長崎県を被告として(訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。(なお、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、次の1から3までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 1 審査請求があった日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
- 2 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- 3 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

年 月 日
印

(注) この督促状は、 月 日現在です。行き違いに納付済の場合はご容赦下さい。

備考 この督促状は、法第231条の3の規定により督促を行うときに使用すること。

督 促 状

		書類	整理番号	内訳番号	
		取 所	扱 属	電話	
		年 度	年度		
		会 計			
納入金の 内 容					
金 額		科 目	款		
指定期限	年 月 日		項		
納入場所	十八銀行・親和銀行本支店 長崎県収納代理金融機関		目		
			節		
<p>上記のとおり未納になっておりますので、指定期限までに、さきに送付してあります納入通知書によって納付して下さい。</p> <p>なお、指定期限までに納付されないときは、法令の規則による措置がとられることがあります。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 印</p>					
<p>(注) この督促状は、 月 日現在です。行き違いに納付済の場合はご容赦下さい。</p>					

備考 この督促状は、令第171条の規定により督促を行うときに使用すること。

履 行 期 限 繰 上 通 知 書

年 月 日

様

知 事 閣 下

下記のとおり、あなたに対する債権の履行期限を繰り上げたので通知します。
 なお、別紙納入通知書により、期限までに納付して下さい。

債 権 の 内 容	
金 額	円
当 初 の 履 行 期 限	年 月 日
繰 上 げ 後 の 履 行 期 限	年 月 日
納 入 場 所	
履 行 期 限 繰 上 げ の 理 由	

債務承認及び分納誓約書

長崎県知事 ○○ ○○ 様

年 月 日

住 所

氏 名

連絡先

1 私は、以下の債務を負担していることを承認いたします。

(1) 債務の種類又は発生原因

(2) 債務の発生年月日

(3) 債務の金額（未納額）

2 私は、前項の債務を、別紙の弁済計画書にしたがって、以下の弁済方法により弁済いたします。

債務の弁済方法

(例) 納付書にしたがった納付

(別紙)

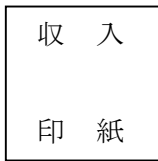
弁済計画書 (No.1)

各月末日を弁済期限とする。

回数	弁 済 年 月	弁 済 額	債 務 残 額	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

※「債務承認及び分納誓約書」と別紙は、①契印をする、②両書面を1枚(A3)で印刷するなどして、両書面が継続した一体の書面であることを明らかにしておく。

様式第4号



債 務 証 書

年 月 日

長崎県知事 殿

(債務者の住所)

(氏名又は名称) (印)

(債務者の氏名又は名称) (以下「乙」という。) が県 (以下「甲」という。) に対する (債務の名称) の未払額 円及びこれに係る 年 月 日から 年 月 日まで 年 %の割合で計算した (利息及び延納金の名称) 円は、下記第1に記載するところにより履行するとともにこの債務の履行に関して下記第2から第6までに記載する条件に従います。

第1 履行期限、延納利息及び延滞金

(1) 乙は、甲に対し上記の金額 円を次のとおり支払うこと。

履行期限	履行すべき金額
年 月 日	円
年 月 日	円

(2) 乙は、上記の履行すべき金額に対し、年 月 日からそれぞれの履行期限までの期間に応じて、100円につき年 %の割合で計算した延納利息を甲に支払うこと。

(3) 乙は、上記(1)の履行期限 (履行期限を繰り上げられたときは、その繰り上げられた履行期限) までに履行すべき金額を完納しなかったときは、その完納しなかった金額に対し、それぞれの履行期限の翌日から完納した日までの期間に応じて100円につき年 %の割合で計算した延滞金を甲に支払うこと。

第2 乙は、甲がこの債権の保全上必要があると認めて乙に対し、その資産の状況に関して、質問し、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めたときは、その要求に従うこと。

第3 乙は、甲において乙が次に掲げる場合に該当し、又は該当するものと認めて、上記第1の(1)の金額の全部又は一部についてその延長された履行期限を繰り上げる旨を指示したときは、その指示に従うこと。

- (イ) 乙が甲の不利益に乙の財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。
- (ロ) 乙が分割された弁済金額について履行を怠ったとき。
- (ハ) 乙に次の事由が生じたとき。
 - I) 強制執行を受けたこと。
 - II) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
 - III) その財産について競売の開始があったこと。
 - IV) 破産の宣告を受けたこと。
 - V) 解散したこと。
 - VI) 乙について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認をしたこと。
 - VII) 上記IVからVIまでに掲げる場合のほか、乙の総財産についての清算が開始されたこと。
- (ニ) 乙が、この債務証書に記載された条件に従わないとき。
- (ホ) その他乙の資力の状況その他の事情の変更により第1の(1)に記載された履行期限によることが不相当となったとき。

第4 甲において、担保の価額が減少し、又は保証人を不相当とする事情が生じたと認めるときは、乙は甲の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。

第5 乙は、担保の提供を免除され、又は延納利息を附さないことができることとされた場合においても、甲において乙の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて、乙に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し又は利息を附して支払をしなければならないこと。

第6 (その他部局の長が定める事項)

備考 様式第3号の備考は、この様式に準用する。

様式第3号

履 行 延 期 申 請 書

年 月 日

長崎県知事 殿

(債務者の住所)

(氏名又は名称 ⑩)

下記の債務について下記の条件により履行期限を延長して下さい。

1 債権の概要

- (1) 債務者の住所、氏名又は名称及び職業又は業務
- (2) 元本債務金額
- (3) 履行延期の特約等の承認のある日までに附されている利息、延滞金又は加算金
- (4) 債務の発生原因

2 履行期限を延期しなければならない理由

3 延長を希望する履行期限、延納利息及び延滞金

- (1) 履行期限 履行期限ごとに履行すべき金額
年 月 日 円
年 月 日 円
- (2) 履行延期の申請の承認の日（従来の履行期限の翌日）から附すべき延納利息
利 率 支払期日
- (3) 延滞金
履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じて、100円につき年 %の
割合で延滞金を支払う。

4 担保の提供及び債務名義の取得

県の指示するところに従い、担保の提供又は債務名義の作成に関する必要な措置に応ずるとともに、これらの措置をとるために必要な費用を負担する。

5 その他の条件

- (1) 県は、この債権の保全上必要があると認めるときは、債務者に対してその業務又は資産の状況に関して、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。
- (2) 県は、次に掲げる場合には、この債権の全部又は一部について延長された履行期限を繰り上げることができる。

- (イ) 県において債務者が県の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したと認めるとき、若しくはこれらのおそれがあると認めるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたと認めるとき。
- (ロ) 債務者が分割された弁済金額についての履行を怠ったとき。
- I) 強制執行を受けたこと。
 - II) 租税その他の公課について滞納処分を受けたこと。
 - III) その財産について競売の開始があったこと。
 - IV) 破産の宣告を受けたこと。
 - V) 解散したこと。
 - VI) 債務者について相続の開始があった場合において相続人が限定承認をしたこと。
 - VII) 上記IVからVIまでに掲げる場合のほか、債務者の総財産についての清算が開始されたこと。
- (二) 債務者が履行延期の特約（処分）に附された条件に従わないとき。
- (ホ) その他県において、債務者の資力の状況その他の事情の変更により当該延長に係る履行期限によることが不相当となったと認めるとき。
- (3) 県において、担保の価額が減少し、又は保証人を不相当とする事情が生じたと認めるときは、債務者は、県の請求に応じて増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならない。
- (4) 県において債務者の資力の状況その他の事情の変更により必要があると認めて債務者に対し、担保を提供し、又は延納利息を附する旨の請求をしたときは、その請求するところに従って担保を提供し、又は利息を附して支払をしなければならないこと。
- (5) (その他部局の長が定める事項)
- 備考 1 用紙の大きさは、適宜とする。
- 2 この様式は、必要に応じて縦書とし、又はこの様式中必要としない事項を省略し、若しくは必要に応じて記載事項を修正することができる。

様式第5号

履 行 延 期 承 認 通 知 書

年 月 日

(債務者の氏名又は名称) 殿

長崎県知事

印

年 月 日付履行延期申請書によって申請のあった下記の債権に関する履行期限の延長については、同申請書の内容に下記の条件を附して承認します。

記

1 債権の概要

- (1) 債務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 債権金額
- (3) 債権の発生原因

2 承認の条件

- (1) 担保物件のうち については、供託の手続をしたうえ、 年 月 日までに供託書正本を提出すること。
- (2) 担保物件のうち については、抵当権の設定の登記又は登録をする必要がありますから抵当権の登記原因又は登録原因を証明する書面及び登記又は登録についての承諾書を 年 月 日までに提出すること。
- (3) 保証人の債務保証書を 年 月 日までに提出すること。なお、保証契約を締結する必要がありますので、保証人が 年 月 日までに（又は 年 月 日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足りる確実な証明書及び印鑑を持参のうえ、 に出頭するよう取り計らうこと。
- (4) この債権について公正証書を作成する必要がありますので、 年 月 日までに（又は 年 月 日において）官公署の作成した印鑑証明書その他本人であることを証明するに足りるこれに準ずべき確実な証明書及び印鑑を持参のうえ、 に出頭すること。
- (5) 年 月 日までに債務証書を提出すること。
- (6) 債務者が上記の期日又は期限までに上記の措置をとらなかったときは、県はこの承認を取り消すことがあります。
- (7) (その他部局の長が定める事項)

備 考 様式第3号の備考は、この様式に準用する。